

主 文 一 覧 表

控訴人 番号	控訴人名	被災者名	遅延損害金起算日	被控訴人国				被控訴人エアーランドエーマテリアル				被控訴人ニチアス						
				損害額	弁護士 費用	認容額	負担 割合	担保額	損害額	弁護士 費用	認容額	負担 割合	担保額	損害額	弁護士 費用	認容額	負担 割合	担保額
1																		
201			平成19年8月24日															
202			平成19年8月24日															
203			平成19年8月24日															
3			平成19年5月29日															
4			平成18年11月20日															
5			平成18年10月2日															
6			平成14年9月25日															
7			平成19年3月13日															
8			平成17年9月22日															
9			平成18年6月28日															
10			平成18年1月31日															
11			平成14年12月20日															
12			平成18年9月5日															
13			平成17年7月25日															
14			平成8年9月5日															
15																		
16			平成14年7月30日															
17																		
18			平成18年11月15日															
1901																		
1902																		
20			平成12年10月2日															
21			平成17年11月4日															
22																		
23			平成17年12月7日															
2401			平成20年3月5日															
2402			平成20年3月5日															
2403			平成20年3月5日															
2404			平成20年3月5日															
2405			平成20年3月5日															
25			平成20年3月5日															
26			平成19年2月28日															
27			平成17年9月29日															
28			平成18年10月25日															
29			平成19年9月21日															
3001			平成19年3月13日															
3002																		
3003																		
31			平成18年1月30日															
32																		
33			平成19年1月24日															
34																		
35			平成15年10月27日															
36			平成18年9月13日															

表
覽
一
文
在

被控訴人 番号	被控訴人名	遅延損害金起算日	被控訴人エム・エム・ケイ				被控訴人神島化学工業				
			損害額	弁護士 費用	慰安額	負担 割合	損害額	弁護士 費用	慰安額	負担 割合	
1											
2001		平成19年9月24日	¥375,000	¥37,500	¥412,500	1/20	¥300,000				
2002		平成19年9月24日	¥187,500	¥18,750	¥206,250	1/20	¥100,000				
2003		平成19年9月24日	¥187,500	¥18,750	¥206,250	1/20	¥100,000				
3		平成19年9月29日	¥675,000	¥67,500	¥742,500	1/20	¥500,000				
4		平成18年11月20日	¥750,000	¥75,000	¥825,000	1/20	¥600,000				
5		平成18年10月2日	¥8,333,333	¥833,333	¥9,166,666	3/10	¥7,300,000				
6		平成14年9月25日	¥750,000	¥75,000	¥825,000	1/20	¥600,000				
7		平成19年3月13日	¥750,000	¥75,000	¥825,000	1/20	¥600,000				
8		平成17年9月22日	¥8,333,333	¥833,333	¥9,166,666	3/10	¥7,300,000				
9		平成18年6月28日	¥390,000	¥39,000	¥429,000	1/20	¥300,000				
10		平成18年1月31日									
11		平成14年12月20日									
12		平成18年9月5日									
13		平成17年7月25日									
14		平成8年9月5日	¥8,333,333	¥833,333	¥9,166,666	3/10	¥7,300,000				
15											
16		平成14年7月30日	¥750,000	¥75,000	¥825,000	1/20	¥600,000				
17											
18		平成18年11月15日									
19001											
19002											
20		平成12年10月2日	¥750,000	¥75,000	¥825,000	1/20	¥600,000				
21		平成17年11月4日									
22											
23		平成17年12月7日									
24001		平成20年3月5日									
24002		平成20年3月5日									
24003		平成20年3月5日									
24004		平成20年3月5日									
24005		平成20年3月5日									
25		平成19年2月28日	¥660,000	¥66,000	¥726,000	1/20	¥500,000				
26		平成17年6月29日	¥675,000	¥67,500	¥742,500	1/20	¥500,000				
27		平成18年10月25日									
28		平成19年9月21日	¥390,000	¥39,000	¥429,000	1/20	¥300,000				
29		平成19年3月13日	¥750,000	¥75,000	¥825,000	1/20	¥600,000				
30001											
30002											
30003											
31		平成18年1月30日									
32											
33		平成19年1月24日									
34											
35		平成15年10月27日									
36		平成18年9月13日									

主 文 一 覧 表

控訴人 番号	控訴人名	被災者名	遅延損害金起算日	被控訴人国				被控訴人エアーランドエマーテリアル				被控訴人ニチアス			
				損害額	弁償額 費用	認容額	負担 割合	損害額	弁償額 費用	認容額	負担 割合	損害額	弁償額 費用	認容額	負担 割合
37			平成17年7月27日												
38			平成18年5月19日	¥8,333,333	¥833,333	¥9,166,666	3/10	¥2,700,000				¥750,000	¥75,000	¥825,000	1/20
39の1															
39の2															
40の1			平成16年5月14日	¥1,250,000	¥125,000	¥1,375,000	1/10	¥400,000							
40の2			平成16年5月14日	¥1,250,000	¥125,000	¥1,375,000	1/10	¥400,000							
41の1			平成20年5月15日												
41の2			平成20年5月15日												
42			平成18年10月17日	¥5,833,333	¥583,333	¥6,416,666	1/5	¥1,900,000							
43			平成21年3月31日												
44の1															
44の2															
45															
46			平成21年9月16日	¥1,500,000	¥150,000	¥1,650,000	1/20	¥400,000							
47			平成21年8月14日	¥1,666,666	¥166,666	¥1,833,332	1/20	¥500,000							
48の1			平成21年4月28日												
48の2			平成21年4月28日												
49															
50															
51															
52			平成21年5月26日	¥3,000,000	¥300,000	¥3,300,000	1/10	¥900,000							
53															
54			平成20年12月24日	¥5,250,000	¥525,000	¥5,775,000	1/5	¥1,700,000							
55			平成20年5月7日												
56															
57															
58			平成20年3月12日	¥8,333,333	¥833,333	¥9,166,666	3/10	¥2,700,000							
59			平成21年1月16日												
60															
61			平成19年4月25日	¥4,333,333	¥433,333	¥4,766,666	1/5	¥1,400,000							
62															
63			平成20年12月9日	¥6,600,000	¥660,000	¥7,260,000	1/5	¥2,100,000							
64															
65															
66			平成20年12月1日	¥8,333,333	¥833,333	¥9,166,666	3/10	¥2,700,000							
67			平成20年11月28日	¥4,333,333	¥433,333	¥4,766,666	1/5	¥1,400,000							
68			平成21年9月11日	¥4,333,333	¥433,333	¥4,766,666	1/5	¥1,400,000							
69			平成21年6月29日	¥7,333,333	¥733,333	¥8,066,666	3/10	¥2,400,000							
70			平成21年12月4日	¥6,600,000	¥660,000	¥7,260,000	1/5	¥2,100,000							
71			平成21年10月16日	¥7,500,000	¥750,000	¥8,250,000	3/10	¥2,400,000							
73			平成22年1月14日	¥8,333,333	¥833,333	¥9,166,666	3/10	¥2,700,000							
74			平成20年6月26日	¥7,500,000	¥750,000	¥8,250,000	3/10	¥2,400,000							
75															
76			平成21年3月16日	¥6,000,000	¥600,000	¥6,600,000	1/5	¥1,900,000							

主 文 一 覧 表

控訴人 番号	控訴人名	被災者名	遅延損害金起算日	被控訴人エム・エム・ケイ				被控訴人神島化学工業			
				損害額	弁護士 費用	認容額	負担 割合	損害額	弁護士 費用	認容額	負担 割合
37			平成17年7月27日	¥750,000	¥75,000	¥825,000	1/20	¥600,000			
38			平成18年5月19日								
39の1											
39の2											
40の1			平成16年5月14日								
40の2			平成16年5月14日								
41の1			平成20年5月15日	¥337,500	¥33,750	¥371,250	1/20	¥200,000			
41の2			平成20年5月15日	¥337,500	¥33,750	¥371,250	1/20	¥200,000			
42			平成18年10月17日								
43			平成21年3月31日	¥675,000	¥67,500	¥742,500	1/20	¥500,000			
44の1											
44の2											
45											
46			平成21年9月16日	¥675,000	¥67,500	¥742,500	1/20	¥500,000			
47			平成21年8月14日	¥750,000	¥75,000	¥825,000	1/20	¥600,000			
48の1			平成21年4月28日	¥4,166,666	¥416,666	¥4,583,332	3/10	¥3,600,000			
48の2			平成21年4月28日	¥4,166,666	¥416,666	¥4,583,332	3/10	¥3,600,000			
49											
50											
51											
52			平成21年5月26日								
53											
54			平成20年12月24日	¥675,000	¥67,500	¥742,500	1/20	¥500,000			
55			平成20年5月7日	¥594,000	¥59,400	¥653,400	1/20	¥500,000			
56											
57											
58			平成20年3月12日								
59			平成21年1月16日	¥594,000	¥59,400	¥653,400	1/20	¥500,000			
60											
61			平成19年4月25日	¥390,000	¥39,000	¥429,000	1/20	¥300,000			
62											
63			平成20年12月9日	¥594,000	¥59,400	¥653,400	1/20	¥500,000			
64											
65											
66			平成20年12月1日								
67			平成20年11月28日	¥390,000	¥39,000	¥429,000	1/20	¥300,000			
68			平成21年9月11日	¥390,000	¥39,000	¥429,000	1/20	¥300,000			
69			平成21年6月29日								
70			平成21年12月4日								
71			平成21年10月6日								
73			平成22年1月14日								
74			平成20年6月26日	¥675,000	¥67,500	¥742,500	1/20	¥500,000			
75											
76			平成21年3月16日								

(別紙3)

請求額等目録

控訴人 番号	控訴人	被災者	労災等認定日	損害額	弁護士費用	請求額
1			平成18年10月10日	¥35,000,000	¥3,500,000	¥38,500,000
2の1			平成19年8月24日	¥17,500,000	¥1,750,000	¥19,250,000
2の2			平成19年8月24日	¥8,750,000	¥875,000	¥9,625,000
2の3			平成19年8月24日	¥8,750,000	¥875,000	¥9,625,000
3			平成19年5月29日	¥35,000,000	¥3,500,000	¥38,500,000
4			平成18年11月20日	¥35,000,000	¥3,500,000	¥38,500,000
5			平成18年10月2日	¥35,000,000	¥3,500,000	¥38,500,000
6			平成14年9月25日	¥35,000,000	¥3,500,000	¥38,500,000
7			平成19年3月13日	¥35,000,000	¥3,500,000	¥38,500,000
8			平成17年9月22日	¥35,000,000	¥3,500,000	¥38,500,000
9			平成18年6月28日	¥35,000,000	¥3,500,000	¥38,500,000
10			平成18年1月31日	¥35,000,000	¥3,500,000	¥38,500,000
11			平成14年12月20日	¥35,000,000	¥3,500,000	¥38,500,000
12			平成18年9月5日	¥35,000,000	¥3,500,000	¥38,500,000
13			平成17年7月25日	¥35,000,000	¥3,500,000	¥38,500,000
14			平成8年9月5日	¥35,000,000	¥3,500,000	¥38,500,000
15			平成16年8月31日	¥35,000,000	¥3,500,000	¥38,500,000
16			平成14年7月30日	¥35,000,000	¥3,500,000	¥38,500,000
17			平成19年10月15日	¥35,000,000	¥3,500,000	¥38,500,000
18			平成18年11月15日	¥35,000,000	¥3,500,000	¥38,500,000
19の1			平成14年5月24日	¥17,500,000	¥1,750,000	¥19,250,000
19の2			平成14年5月24日	¥17,500,000	¥1,750,000	¥19,250,000
20			平成12年10月2日	¥35,000,000	¥3,500,000	¥38,500,000
21			平成17年11月4日	¥35,000,000	¥3,500,000	¥38,500,000
22			平成16年3月31日	¥35,000,000	¥3,500,000	¥38,500,000

控訴人 番号	控訴人	被災者	労災等認定日	損害額	弁護士費用	請求額
23			平成17年12月7日	¥35,000,000	¥3,500,000	¥38,500,000
24の1			平成20年3月5日	¥17,500,000	¥1,750,000	¥19,250,000
24の2			平成20年3月5日	¥4,375,000	¥437,500	¥4,812,500
24の3			平成20年3月5日	¥4,375,000	¥437,500	¥4,812,500
24の4			平成20年3月5日	¥4,375,000	¥437,500	¥4,812,500
24の5			平成20年3月5日	¥4,375,000	¥437,500	¥4,812,500
25			平成19年2月28日	¥35,000,000	¥3,500,000	¥38,500,000
26			平成17年6月29日	¥35,000,000	¥3,500,000	¥38,500,000
27			平成18年10月25日	¥35,000,000	¥3,500,000	¥38,500,000
28			平成19年9月21日	¥35,000,000	¥3,500,000	¥38,500,000
29			平成19年3月13日	¥35,000,000	¥3,500,000	¥38,500,000
30の1			平成19年12月12日	¥17,500,000	¥1,750,000	¥19,250,000
30の2			平成19年12月12日	¥8,750,000	¥875,000	¥9,625,000
30の3			平成19年12月12日	¥8,750,000	¥875,000	¥9,625,000
31			平成18年1月30日	¥35,000,000	¥3,500,000	¥38,500,000
32			平成19年9月5日	¥35,000,000	¥3,500,000	¥38,500,000
33			平成19年1月24日	¥35,000,000	¥3,500,000	¥38,500,000
34			平成16年12月13日	¥35,000,000	¥3,500,000	¥38,500,000
35			平成15年10月27日	¥35,000,000	¥3,500,000	¥38,500,000
36			平成18年9月13日	¥35,000,000	¥3,500,000	¥38,500,000
37			平成17年7月27日	¥35,000,000	¥3,500,000	¥38,500,000
38			平成18年5月19日	¥35,000,000	¥3,500,000	¥38,500,000
39の1			平成20年3月18日	¥17,500,000	¥1,750,000	¥19,250,000
39の2			平成20年3月18日	¥17,500,000	¥1,750,000	¥19,250,000
40の1			平成16年5月14日	¥17,500,000	¥1,750,000	¥19,250,000

控訴人 番号	控訴人	被災者	労災等認定日	損害額	弁護士費用	請求額
40の2			平成16年5月14日	¥17,500,000	¥1,750,000	¥19,250,000
41の1			平成20年5月15日	¥17,500,000	¥1,750,000	¥19,250,000
41の2			平成20年5月15日	¥17,500,000	¥1,750,000	¥19,250,000
42			平成18年10月17日	¥35,000,000	¥3,500,000	¥38,500,000
43			平成21年3月31日	¥35,000,000	¥3,500,000	¥38,500,000
44の1			平成21年10月28日	¥17,500,000	¥1,750,000	¥19,250,000
44の2			平成21年10月28日	¥17,500,000	¥1,750,000	¥19,250,000
45			平成20年2月18日	¥35,000,000	¥3,500,000	¥38,500,000
46			平成21年9月16日	¥35,000,000	¥3,500,000	¥38,500,000
47			平成21年8月14日	¥35,000,000	¥3,500,000	¥38,500,000
48の1			平成21年4月28日	¥17,500,000	¥1,750,000	¥19,250,000
48の2			平成21年4月28日	¥17,500,000	¥1,750,000	¥19,250,000
49			平成20年6月20日	¥35,000,000	¥3,500,000	¥38,500,000
50			平成21年1月29日	¥35,000,000	¥3,500,000	¥38,500,000
51			平成17年11月24日	¥35,000,000	¥3,500,000	¥38,500,000
52			平成21年5月26日	¥35,000,000	¥3,500,000	¥38,500,000
53			平成17年3月28日	¥35,000,000	¥3,500,000	¥38,500,000
54			平成20年12月24日	¥35,000,000	¥3,500,000	¥38,500,000
55			平成20年5月7日	¥35,000,000	¥3,500,000	¥38,500,000
56			平成21年1月7日	¥35,000,000	¥3,500,000	¥38,500,000
57			平成20年12月24日	¥35,000,000	¥3,500,000	¥38,500,000
58			平成20年3月12日	¥35,000,000	¥3,500,000	¥38,500,000
59			平成21年1月16日	¥35,000,000	¥3,500,000	¥38,500,000
60			平成19年1月23日	¥35,000,000	¥3,500,000	¥38,500,000
61			平成19年4月25日	¥35,000,000	¥3,500,000	¥38,500,000

控訴人 番号	控訴人	被災者	労災等認定日	損害額	弁護士費用	請求額
62			平成19年12月28日	¥35,000,000	¥3,500,000	¥38,500,000
63			平成20年12月9日	¥35,000,000	¥3,500,000	¥38,500,000
64			平成22年1月27日	¥35,000,000	¥3,500,000	¥38,500,000
65			平成20年3月25日	¥35,000,000	¥3,500,000	¥38,500,000
66			平成20年12月1日	¥35,000,000	¥3,500,000	¥38,500,000
67			平成20年11月28日	¥35,000,000	¥3,500,000	¥38,500,000
68			平成21年9月11日	¥35,000,000	¥3,500,000	¥38,500,000
69			平成21年6月29日	¥35,000,000	¥3,500,000	¥38,500,000
70			平成21年12月4日	¥35,000,000	¥3,500,000	¥38,500,000
71			平成21年10月6日	¥35,000,000	¥3,500,000	¥38,500,000
73			平成22年1月14日	¥35,000,000	¥3,500,000	¥38,500,000
74			平成20年6月26日	¥35,000,000	¥3,500,000	¥38,500,000
75			平成16年12月6日	¥35,000,000	¥3,500,000	¥38,500,000
76			平成21年3月16日	¥35,000,000	¥3,500,000	¥38,500,000

※控訴人番号30の1～3は、労災認定ではなく、
石綿による健康被害の救済に関する法律に基づく
救済給付の認定

(別紙4) 控訴人各論

控訴人番号1

生年月日	昭和16年3月8日	死亡年月日	
労災認定日	平成18年10月10日	疾患名	石綿肺（管理区分2）
主たる職種	左官	合併症	続発性気管支炎
曝露作業期間	昭和45年1月～平成18年3月		
労働者の期間	昭和45年1月～昭和48年4月		
国の責任期間	0年		
企業の責任	－		
【認定理由】疾患名につき，甲F1の1・2。			

控訴人番号 2

生年月日	昭和 17 年 1 月 16 日	死亡年月日	平成 21 年 5 月 28 日
労災認定日	平成 19 年 8 月 24 日	疾患名	肺がん
主たる職種	大工	合併症	
曝露作業期間	昭和 32 年 4 月～平成 19 年 1 月		
労働者の期間	昭和 32 年 4 月～昭和 46 年 8 月		
国の責任期間	0 年		
企業の責任	被控訴人エーアンドエーマテリアル（10％）、被控訴人ニチアス（3％）、被控訴人エム・エム・ケイ（3％）の分割責任		
慰謝料額	2500 万円		
喫煙歴	確認し得る証拠はない		
企業の金額	被控訴人エーアンドエーマテリアル 250 万円 被控訴人ニチアス、被控訴人エム・エム・ケイ 各 75 万円		
相続・承継	控訴人（妻）、同（子）及び同（子）が相続した。		
【認定理由】曝露作業期間を通じて大工を専業として建築現場で大工作業に従事したことにつき甲 E 2 の 1。死亡が石綿関連疾患によることにつき甲 E 2 の 5。相続につき甲 F 2 の 2、弁論の全趣旨。			

控訴人番号 3

生年月日	昭和 5 年 2 月 5 日	死亡年月日	平成 1 8 年 1 0 月 7 日
労災認定日	平成 1 9 年 5 月 2 9 日	疾患名	肺がん
主たる職種	大工	合併症	
曝露作業期間	昭和 4 0 年 1 月～平成 1 8 年 3 月		
労働者の期間	なし		
国の責任期間	0 年		
企業の責任	被控訴人エーアンドエーマテリアル（1 0 %），被控訴人ニチアス（3 %），被控訴人エム・エム・ケイ（3 %）の分割責任		
慰謝料額	2 5 0 0 万円		
喫煙歴	昭和 3 5 年 8 月～平成 1 6 年 1 2 月，1 日平均 2 0 本		
企業の金額	被控訴人エーアンドエーマテリアル 2 2 5 万円 被控訴人ニチアス，被控訴人エム・エム・ケイ 各 6 7 万 5 0 0 0 円		
相続・承継	控訴人（妻）が相続した。		
【認定理由】曝露作業期間を通じて大工を専業として建築現場で大工作業に従事したことにつき甲 E 3 の 1。死亡が石綿関連疾患によることにつき甲 E 3 の 5。喫煙歴につき乙ア E 3 の 1。相続につき弁論の全趣旨。			

控訴人番号 4

生年月日	昭和 12 年 4 月 1 日	死亡年月日	平成 25 年 3 月 14 日
労災認定日	平成 18 年 11 月 20 日	疾患名	石綿肺（管理区分 4）
主たる職種	大工	合併症	
曝露作業期間	昭和 45 年 1 月～平成 13 年 12 月		
労働者の期間	なし		
国の責任期間	0 年		
企業の責任	被控訴人エーアンドエーマテリアル（10％），被控訴人ニチアス（3％），被控訴人エム・エム・ケイ（3％）の分割責任		
慰謝料額	2500 万円		
企業の金額	被控訴人エーアンドエーマテリアル 250 万円 被控訴人ニチアス，被控訴人エム・エム・ケイ 各 75 万円		
相続・承継	控訴人が平成 26 年 2 月 1 日遺産分割協議により全部相続した。		
【認定理由】疾患名につき甲 F 4 の 1・2。曝露作業期間につき，労災認定手続において，石綿含有建材を取り扱ったのは昭和 45 年頃から平成 13 年 12 月までである旨を本人が供述している（甲 F 4 の 2・平成 18 年 8 月 11 日付け聴取書）。曝露作業期間を通じて大工を専業として建築現場で大工作業に従事したことにつき甲 E 4 の 1，甲 F 4 の 2。労働者の期間につき，昭和 33 年に自営で大工を始め，昭和 36 年から平成 14 年 3 月までの間は一時期には一つの工務店から受注していたものの，仕事の依頼への諾否の自由がないこと，業務の内容及び遂行方法について具体的な指揮命令を受けていることなど，労働が指揮監督下において行われていることを示す事実は認められず，昭和 41 年 8 月までは月々 3 万円程度の出来高払いで受注していたほか（甲 F 4 の 1・2），その後の報酬の支払方法等も不明であり，実質的に労働者であったとはいえない。死亡が石綿関連疾患によることにつき甲 E 4 の 5。相続につき弁論の全趣旨。			

控訴人番号 5

生年月日	昭和 8 年 1 1 月 1 4 日	死亡年月日	平成 2 6 年 1 月 2 9 日
労災認定日	平成 1 8 年 1 0 月 2 日	疾患名	中皮腫
主たる職種	大工	合併症	
曝露作業期間	昭和 3 1 年 1 0 月～平成 1 8 年 4 月		
労働者の期間	昭和 4 4 年 4 月～平成 1 4 年 4 月		
国の責任期間	1 年以上		
企業の責任	被控訴人エーアンドエーマテリアル, 被控訴人ニチアス, 被控訴人エム・エム・ケイの連帯責任		
慰謝料額	2 5 0 0 万円		
国の金額	8 3 3 万 3 3 3 3 円 (2 5 0 0 万円 ÷ 3)		
企業の金額	連帯して 8 3 3 万 3 3 3 3 円		
相続・承継	訴訟承継人(妻)が平成 2 6 年 1 2 月 2 2 日遺産分割協議により全部相続した。		
【認定理由】曝露作業期間を通じて大工を専業として建築現場で大工作業に従事したことにつき甲 E 5 の 1。死亡が石綿関連疾患によることにつき甲 E 5 の 5。相続につき弁論の全趣旨。			

控訴人番号 6

生年月日	昭和 10 年 9 月 28 日	死亡年月日	平成 21 年 1 月 29 日
労災認定日	平成 14 年 9 月 25 日	疾患名	石綿肺（管理区分 3）
主たる職種	大工	合併症	続発性気管支炎
曝露作業期間	昭和 26 年～平成 14 年 4 月		
労働者の期間	昭和 26 年～昭和 31 年，昭和 35 年～昭和 38 年		
国の責任期間	0 年		
企業の責任	被控訴人エーアンドエーマテリアル（10％），被控訴人ニチアス（3％），被控訴人エム・エム・ケイ（3％）の分割責任		
慰謝料額	2500 万円		
企業の金額	被控訴人エーアンドエーマテリアル 250 万円 被控訴人ニチアス，被控訴人エム・エム・ケイ 各 75 万円		
相続・承継	控訴人（妻）が平成 21 年 1 月 30 日遺産分割協議により全部相続した。		
【認定理由】疾患名につき甲 F 6 の 2。曝露作業期間を通じて大工を専業として建築現場で大工作業に従事したことにつき甲 E 6 の 1 の 2。死亡が石綿関連疾患によることにつき甲 E 6 の 5。相続につき弁論の全趣旨。			

控訴人番号 7

生年月日	昭和 17 年 3 月 7 日	死亡年月日	平成 21 年 1 月 17 日
労災認定日	平成 19 年 3 月 13 日	疾患名	石綿肺（管理区分 3）
主たる職種	大工	合併症	続発性気管支炎
曝露作業期間	昭和 31 年～昭和 44 年 7 月，昭和 45 年 5 月～昭和 51 年 8 月，昭和 52 年 3 月～昭和 62 年 9 月，昭和 63 年 2 月～平成 17 年 10 月		
労働者の期間	昭和 31 年～昭和 44 年 7 月，昭和 45 年 5 月～昭和 51 年 8 月，昭和 52 年 3 月～昭和 62 年 9 月，平成 11 年 2 月～平成 14 年 10 月		
国の責任期間	6 年		
企業の責任	被控訴人エーアンドエーマテリアル（10％），被控訴人ニチアス（3％），被控訴人エム・エム・ケイ（3％）の分割責任		
慰謝料額	2500 万円		
国の金額	500 万円（2500 万円÷3×0.6）		
企業の金額	被控訴人エーアンドエーマテリアル 250 万円 被控訴人ニチアス，被控訴人エム・エム・ケイ 各 75 万円		
相続・承継	控訴人（妻）が平成 22 年 1 月 18 日遺産分割協議により全部相続した。		
【認定理由】疾患名につき甲 F 7 の 3・4。曝露作業期間を通じて大工を専業として建築現場で大工作業に従事したことにつき甲 F 7 の 3・4。死亡が石綿関連疾患によることにつき甲 E 7 の 5。相続につき弁論の全趣旨。			

控訴人番号 8

生年月日	昭和 3 1 年 9 月 1 日	死亡年月日	平成 2 2 年 1 0 月 8 日
労災認定日	平成 1 7 年 9 月 2 2 日	疾患名	中皮腫
主たる職種	大工	合併症	
曝露作業期間	昭和 4 8 年 4 月～平成 1 8 年 1 0 月		
労働者の期間	昭和 4 8 年 4 月～昭和 6 0 年 3 月		
国の責任期間	1 年以上		
企業の責任	被控訴人エーアンドエーマテリアル, 被控訴人ニチアス, 被控訴人エム・エム・ケイの連帯責任		
慰謝料額	2 5 0 0 万円		
国の金額	8 3 3 万 3 3 3 3 円 (2 5 0 0 万円 ÷ 3)		
企業の金額	連帯して 8 3 3 万 3 3 3 3 円		
相続・承継	控訴人(子)が平成 2 3 年 7 月 1 日遺産分割協議により全部相続した。		
【認定理由】曝露作業期間を通じて大工を専業として建築現場で大工作業に従事したことにつき甲 E 8 の 1, 甲 F 8 の 2。死亡が石綿関連疾患によることにつき甲 E 8 の 5。相続につき弁論の全趣旨。			

控訴人番号 9

生年月日	昭和 10 年 2 月 3 日	死亡年月日	
労災認定日	平成 18 年 6 月 28 日	疾患名	石綿肺（管理区分 2）
主たる職種	大工	合併症	続発性気管支炎
曝露作業期間	昭和 38 年～平成 16 年 5 月		
労働者の期間	なし		
国の責任期間	0 年		
企業の責任	被控訴人エーアンドエーマテリアル（10％），被控訴人ニチアス（3％），被控訴人エム・エム・ケイ（3％）の分割責任		
慰謝料額	1300 万円		
企業の金額	被控訴人エーアンドエーマテリアル 130 万円 被控訴人ニチアス，被控訴人エム・エム・ケイ 各 39 万円		
【認定理由】疾患名につき甲 F 9 の 1・2。曝露作業期間を通じて大工を専業として建築現場で大工作業に従事したことにつき甲 E 9 の 1，9 の 1 の 2。			

控訴人番号 10

生年月日	昭和19年1月25日	死亡年月日	平成18年11月13日
労災認定日	平成18年1月31日	疾患名	肺がん
主たる職種	配管工	合併症	
曝露作業期間	昭和39年～平成17年6月		
労働者の期間	昭和39年～昭和57年12月		
国の責任期間	2年		
企業の責任	－		
慰謝料額	2500万円		
喫煙歴	20歳頃～平成14年頃, 1日1箱強(一番多かった35歳から40歳の頃は1日2箱)		
国の金額	150万円(2500万円÷3×0.2×0.9)		
相続・承継	控訴人(妻)が相続した。		
【認定理由】労働者の期間の終期につき甲F10の3・2丁。死亡が石綿関連疾患によることにつき甲E10の5。喫煙歴につき乙アE10の3。相続につき弁論の全趣旨。			

控訴人番号 1 1

生年月日	昭和 1 6 年 4 月 2 8 日	死亡年月日	平成 1 3 年 7 月 1 1 日
労災認定日	平成 1 4 年 1 2 月 2 0 日	疾患名	肺がん
主たる職種	大工	合併症	
曝露作業期間	昭和 3 2 年 4 月～平成元年 1 2 月，平成 1 2 年 9 月～平成 1 3 年 4 月		
労働者の期間	昭和 3 2 年 4 月～平成元年 1 2 月		
国の責任期間	9 年		
企業の責任	－		
慰謝料額	2 5 0 0 万円		
喫煙歴	4 0 年間，1 日 3 0 本		
国の金額	6 7 5 万円（2 5 0 0 万円÷3×0. 9×0. 9）		
相続・承継	控訴人（妻）が相続した。		
【認定理由】曝露作業期間につき，昭和 4 8 年から平成元年 1 2 月までの間も，内勤業務以外に現場監督として現場を見回る業務に従事し，石綿粉じんに曝露したと認められるが，平成 2 年からは専務になり平成 1 2 年 8 月まで現場にほとんど出ていなかった（甲 E 1 1 の 1，甲 F 1 1 の 2）。企業の責任が認められない理由は本文第 3 章第 5 節第 6 の 4(2)参照。死亡が石綿関連疾患によることにつき甲 E 1 1 の 5。喫煙歴につき乙ア E 1 1 の 3。相続につき弁論の全趣旨。			

控訴人番号 1 2

生年月日	昭和 1 1 年 6 月 1 9 日	死亡年月日	
労災認定日	平成 1 8 年 9 月 5 日	疾患名	びまん性胸膜肥厚（じん肺管理区分 1）
主たる職種	配管工	合併症	
曝露作業期間	昭和 3 3 年 4 月 1 日～昭和 5 1 年 1 0 月 2 1 日，平成 4 年 4 月～平成 1 1 年 3 月		
労働者の期間	昭和 3 3 年 4 月 1 日～昭和 5 1 年 1 0 月 2 1 日，平成 4 年 4 月～平成 1 1 年 3 月		
国の責任期間	3 年以上		
企業の責任	－		
慰謝料額	2 2 0 0 万円		
国の金額	7 3 3 万 3 3 3 3 円（2 2 0 0 万円÷3）		
【認定理由】曝露作業期間のうち，昭和 5 2 年 7 月 1 日から平成 4 年 2 月までについて，控訴人は労災認定手続では，工場のポンプモーターの点検や盤からのケーブルの配線であり，石綿に曝露するような作業はなかったと明確に供述している（乙ア E 1 2 の 1・3）。石綿粉じん曝露作業に従事したにもかかわらず，労災認定手続であえてこれを否定する供述をする合理的理由はなく，本訴での供述は採用し難い。平成 4 年 4 月から平成 1 1 年 3 月まで（乙ア E 1 2 の 2）については，三共化成の工場で薬品調合釜の保温材の一部を剥がす作業など，石綿粉じん曝露作業に従事したことが認められる（乙ア E 1 2 の 2 の記載は古い配管の石綿が処理済みであったことをいうにとどまり，それ以外の建材からの曝露作業に従事したことを否定する趣旨のものではなく，乙ア E 1 2 の 3 でも曝露作業期間と扱われている。）。			

控訴人番号 13

生年月日	昭和 1 6 年 3 月 2 0 日	死亡年月日	
労災認定日	平成 1 7 年 7 月 2 5 日	疾患名	石綿肺（管理区分 2）
主たる職種	保温工	合併症	続発性気管支炎
曝露作業期間	昭和 3 9 年～平成 1 7 年 4 月		
労働者の期間	昭和 3 9 年～平成 1 7 年 4 月		
国の責任期間	1 0 年以上		
企業の責任	－		
慰謝料額	1 3 0 0 万円		
国の金額	4 3 3 万 3 3 3 3 円（1 3 0 0 万円÷ 3）		
【認定理由】疾患名につき甲 F 1 3 の 1・2。			

控訴人番号 1 4

生年月日	昭和 5 年 5 月 1 日	死亡年月日	平成 9 年 6 月 1 8 日
労災認定日	平成 8 年 9 月 5 日	疾患名	中皮腫
主たる職種	大工	合併症	
曝露作業期間	昭和 2 0 年～平成 7 年 8 月		
労働者の期間	昭和 2 0 年～昭和 3 2 年		
国の責任期間	0 年		
企業の責任	被控訴人エーアンドエーマテリアル, 被控訴人ニチアス, 被控訴人エム・エム・ケイの連帯責任		
慰謝料額	2 5 0 0 万円		
企業の金額	連帯して 8 3 3 万 3 3 3 3 円 (2 5 0 0 万円 ÷ 3)		
相続・承継	控訴人 (妻) が相続した。		
【認定理由】曝露作業期間を通じて大工を専業として建築現場で大工作業に従事したことにつき甲 E 1 4 の 1。死亡が石綿関連疾患によることにつき甲 E 1 4 の 1, 甲 F 1 4 の 2 (4 丁)。相続につき弁論の全趣旨。			

控訴人番号 15

生年月日	昭和 1 0 年 3 月 2 5 日	死亡年月日	
労災認定日	平成 1 6 年 8 月 3 1 日	疾患名	肺がん
主たる職種	塗装工	合併症	
曝露作業期間	昭和 3 3 年 4 月～平成 2 1 年 1 2 月		
労働者の期間	昭和 3 3 年 4 月～昭和 4 0 年 1 2 月		
国の責任期間	0 年		
企業の責任	－		
【認定理由】			

控訴人番号 16

生年月日	昭和12年11月1日	死亡年月日	平成16年3月22日
労災認定日	平成14年7月30日	疾患名	肺がん（じん肺管理区分3）
主たる職種	大工	合併症	
曝露作業期間	昭和36年～平成13年3月		
労働者の期間	昭和36年～昭和39年		
国の責任期間	0年		
企業の責任	被控訴人エーアンドエーマテリアル（10％），被控訴人ニチアス（3％），被控訴人エム・エム・ケイ（3％）の分割責任		
慰謝料額	2500万円		
喫煙歴	なし		
企業の金額	被控訴人エーアンドエーマテリアル 250万円 被控訴人ニチアス，被控訴人エム・エム・ケイ 各75万円		
相続・承継	控訴人（妻）が相続した。		
【認定理由】曝露作業期間を通じて大工を専業として建築現場で大工作業に従事したことにつき甲E16の1，甲F16の3・4。死亡が石綿関連疾患によることにつき甲E16の5。喫煙歴につき甲F16の4。相続につき弁論の全趣旨。			

控訴人番号 17

生年月日	昭和 14 年 8 月 4 日	死亡年月日	平成 15 年 12 月 16 日
労災認定日	平成 19 年 10 月 15 日	疾患名	肺がん
主たる職種	左官	合併症	
曝露作業期間	昭和 29 年～平成 15 年		
労働者の期間	昭和 29 年～昭和 53 年		
国の責任期間	0 年		
企業の責任	—		
【認定理由】労働者の期間につき、昭和 39 年～昭和 53 年までの仕事内容として「手間請」と記載されているが、昭和 43 年～昭和 53 年は、当初は日給で仕事をしていましたが昭和 50 年頃から請負が増えてきたものであるから、日給月給制の労働者であったことが明らかであり、昭和 39 年～昭和 43 年も同様に労働者であったと推認される（甲 F 17 の 1・2）。昭和 54 年以降は一人親方であって労働者に当たらないことに争いが無い。			

控訴人番号 18

生年月日	昭和 5 年 5 月 2 9 日	死亡年月日	平成 1 7 年 1 2 月 1 5 日
労災認定日	平成 1 8 年 1 1 月 1 5 日	疾患名	びまん性胸膜肥厚
主たる職種	配管工	合併症	
曝露作業期間	昭和 3 9 年～平成 9 年 5 月		
労働者の期間	昭和 3 9 年～平成 9 年 5 月		
国の責任期間	3 年以上		
企業の責任	－		
慰謝料額	2 5 0 0 万円		
国の金額	8 3 3 万 3 3 3 3 円（2 5 0 0 万円÷3）		
相続・承継	控訴人（妻）が相続した。		
【認定理由】曝露作業期間につき、被災者は平成 9 年 5 月に体調を崩して仕事ができる状態ではなくなり（平成 1 8 年 1 1 月 8 日付け控訴人聴取書 2 頁）、平成 9 年 5 月 2 6 日付けで東協メンテナンス㈱を退職し（平成 9 年分給与所得の源泉徴収票）、その後粉じん曝露作業に従事したことはうかがわれない（甲 F 1 8 の 1・2）。死亡が石綿関連疾患によることにつき甲 E 1 8 の 2 の 6，1 8 の 5。相続につき、弁論の全趣旨。			

控訴人番号 19

生年月日	昭和10年12月1日	死亡年月日	平成15年7月1日
労災認定日	平成14年5月24日	疾患名	石綿肺（管理区分3）
主たる職種	解体工	合併症	続発性気管支炎
曝露作業期間	昭和39年～平成12年9月		
労働者の期間	昭和39年～昭和53年		
国の責任期間	0年		
企業の責任	－		
【認定理由】疾患名につき甲F19の1・2。労働者の期間につき、昭和52年に当時雇用されていた日本リフォーム株式会社を退職して熊谷工業の屋号を使い始めたものの、日本リフォーム株式会社の外注扱いで同じ仕事に従事しており、鶴崎工務店など他の事業場で仕事をしたのは昭和54年以降のことであるから（甲E19の1）、昭和53年までは実質的に労働者であったと認められる。昭和54年以降は一人親方であって労働者に当たらないことに争いが無い。			

控訴人番号 20

生年月日	昭和 1 9 年 1 月 3 0 日	死亡年月日	平成 1 3 年 9 月 6 日
労災認定日	平成 1 2 年 1 0 月 2 日	疾患名	肺がん
主たる職種	大工	合併症	
曝露作業期間	昭和 3 4 年 4 月～昭和 4 5 年 4 月，昭和 4 6 年 1 月～平成 1 2 年		
労働者の期間	昭和 3 4 年 4 月～昭和 4 5 年 4 月		
国の責任期間	0 年		
企業の責任	被控訴人エーアンドエーマテリアル（1 0 %），被控訴人ニチアス（3 %），被控訴人エム・エム・ケイ（3 %）の分割責任		
慰謝料額	2 5 0 0 万円		
喫煙歴	あるとはいえない（かつて吸ったことはあるが昭和 4 6 年 3 月に子供が生まれてからやめた。）		
企業の金額	被控訴人エーアンドエーマテリアル 2 5 0 万円 被控訴人ニチアス，被控訴人エム・エム・ケイ 各 7 5 万円		
相続・承継	控訴人（妻）が相続した。		
【認定理由】曝露作業期間を通じて大工を専業として建築現場で大工作業に従事したことにつき甲 E 2 0 の 1。死亡が石綿関連疾患によることにつき甲 E 2 0 の 5。喫煙歴につき甲 E 2 0 の 1。相続につき弁論の全趣旨。			

控訴人番号 2 1

生年月日	昭和 1 8 年 8 月 1 2 日	死亡年月日	平成 1 9 年 5 月 2 3 日
労災認定日	平成 1 7 年 1 1 月 4 日	疾患名	石綿肺（管理区分 2） 肺がん
主たる職種	配管工	合併症	続発性気管支炎
曝露作業期間	昭和 3 9 年～昭和 4 8 年 5 月，平成 3 年 1 月～平成 1 8 年 1 0 月		
労働者の期間	昭和 3 9 年～昭和 4 8 年 5 月，平成 3 年 1 月～平成 7 年 1 2 月		
国の責任期間	4 年		
企業の責任	－		
慰謝料額	2 5 0 0 万円		
喫煙歴	体が悪くなる前は 1 日 1 箱程度吸っていた		
国の金額	3 0 0 万円（2 5 0 0 万円÷3×0. 4×0. 9）		
相続・承継	控訴人（妻）が相続した。		
【認定理由】疾患名につき甲 F 2 1 の 1～3。職種につき，昭和 3 9 年～昭和 4 8 年 5 月は配管，保温等作業，平成 3 年～平成 8 年は大工手伝い，平成 8 年以降は防水工事や配管作業にそれぞれ従事した（甲 E 2 1 の 1）。2 回目の曝露作業期間の始期につき，青果業の廃業が平成 2 年 1 1 月であることから（同），平成 3 年 1 月に大工手伝いを始めたと認めた。労働者の期間につき，平成 8 年以降は 1 人で仕事を請け負っており（甲 E 2 1 の 1），労働者性をうかがわせる具体的事情は認められない。企業の責任が認められない理由は本文第 3 章第 5 節第 6 の 4(2)参照。直接死因が石綿曝露作業に起因する肺がんであることにつき甲 E 2 1 の 2 の 5，2 1 の 3 の 5。喫煙歴につき乙ア E 2 1 の 3。相続につき弁論の全趣旨。			

控訴人番号 2 2

生年月日	昭和 5 年 7 月 2 6 日	死亡年月日	平成 2 8 年 1 2 月 2 2 日
労災認定日	平成 1 6 年 3 月 3 1 日	疾患名	石綿肺（管理区分 2）
主たる職種	解体工	合併症	続発性気管支炎
曝露作業期間	昭和 3 9 年 1 2 月～平成 1 5 年 4 月		
労働者の期間	昭和 3 9 年 1 2 月～昭和 5 5 年 5 月		
国の責任期間	0 年		
企業の責任	－		
【認定理由】死亡年月日につき弁論の全趣旨。疾患名につき甲 F 2 2 の 1・2。労働者の期間につき，昭和 5 5 年 5 月までは稲田工業の労働者であったが，同年 6 月から自営業として「朽木解体興業」の名でハツリ解体作業をし，翌年 1 1 月には従業員 1 0 名程度の（有）朽木解体興業を設立しており（甲 E 2 2 の 1，甲 F 2 2 の 1，2 2 の 2・平成 1 5 年 1 1 月 1 4 日付け聴取書），昭和 5 5 年 6 月以降は労働者に当たらない。			

控訴人番号 23

生年月日	昭和 1 6 年 1 1 月 1 1 日	死亡年月日	
労災認定日	平成 1 7 年 1 2 月 7 日	疾患名	石綿肺（管理区分 2）
主たる職種	保温工	合併症	続発性気管支炎
曝露作業期間	昭和 3 8 年～平成 1 7 年 1 2 月		
労働者の期間	昭和 3 8 年～平成 8 年 1 1 月		
国の責任期間	1 0 年以上		
企業の責任	被控訴人エーアンドエーマテリアル（2 0 %），被控訴人神島化学工業（7 %），被控訴人ニチアス（2 0 %）の分割責任		
慰謝料額	1 3 0 0 万円		
国の金額	4 3 3 万 3 3 3 3 円（1 3 0 0 万円÷3）		
企業の金額	被控訴人エーアンドエーマテリアル 2 6 0 万円，被控訴人神島化学工業 9 1 万円，被控訴人ニチアス 2 6 0 万円		
【認定理由】疾患名につき甲 F 2 3 の 1 ・ 2。			

控訴人番号 2 4

生年月日	昭和 1 6 年 1 月 2 3 日	死亡年月日	平成 2 0 年 1 1 月 2 4 日
労災認定日	平成 2 0 年 3 月 5 日	疾患名	石綿肺（管理区分 2）
主たる職種	築炉工，タイル工	合併症	続発性気管支炎
曝露作業期間	昭和 4 8 年 4 月～昭和 6 0 年 4 月		
労働者の期間	昭和 4 8 年 4 月～昭和 6 0 年 4 月		
国の責任期間	4 年		
企業の責任	被控訴人エーアンドエーマテリアルの分割責任（1 5 %）		
慰謝料額	2 5 0 0 万円		
国の金額	3 3 3 万 3 3 3 3 円（2 5 0 0 万円÷3×0. 4）		
企業の金額	被控訴人エーアンドエーマテリアル 3 7 5 万円		
相続・承継	控訴人（妻），同（子），同（子），同（子），同（養子）が相続した。		

【認定理由】疾患名につき甲 F 2 4 の 1・2。職種につき甲 F 2 4 の 3。曝露作業期間につき，本人が昭和 6 0 年 5 月以降は粉じん曝露作業に従事していなかった旨を明示しており（甲 F 2 4 の 3・平成 1 9 年 1 0 月 2 日付け聴取書，乙ア E 2 4 の 2），テーリングを取り扱ったことをうかがわせる証拠もない。労働者の期間につき，昭和 5 2 年 4 月から昭和 6 0 年 4 月まで(有)継国工業所にて常用で働き日給の支払を受けていた（甲 E 2 4 の 1，甲 F 2 4 の 3・平成 1 9 年 1 0 月 2 日付け聴取書，同年 1 1 月 1 2 日付け聴取書）。昭和 5 4 年 1 2 月に(有)中村工芸を設立し代表者となったが，仕事の実態はそれまでと変わらず，(有)継国工業所の常用であったから（同），その後も同社の指揮監督下の労働に従事し，労務の対価としての報酬を受け取っていたものと認められる。企業の責任に関しては，本文第 3 章第 5 節第 1 0 参照。死亡が石綿関連疾患によることにつき甲 E 2 4 の 5。相続につき弁論の全趣旨。

控訴人番号 25

生年月日	昭和14年11月18日	死亡年月日	
労災認定日	平成19年2月28日	疾患名	びまん性胸膜肥厚（じん肺管理区分1）
主たる職種	大工	合併症	
曝露作業期間	昭和36年11月～平成15年		
労働者の期間	昭和36年11月～平成15年		
国の責任期間	3年以上		
企業の責任	被控訴人エーアンドエーマテリアル（10％），被控訴人ニチアス（3％），被控訴人エム・エム・ケイ（3％）の分割責任		
慰謝料額	2200万円		
国の金額	733万3333円（2200万円÷3）		
企業の金額	被控訴人エーアンドエーマテリアル 220万円 被控訴人ニチアス，被控訴人エム・エム・ケイ 各66万円		
【認定理由】曝露作業期間を通じて大工を専業として建築現場で大工作業に従事したことにつき甲E25の1，甲F25の1・2。			

控訴人番号 26

生年月日	昭和 17 年 1 月 14 日	死亡年月日	平成 22 年 10 月 25 日
労災認定日	平成 17 年 6 月 29 日	疾患名	肺がん
主たる職種	大工	合併症	
曝露作業期間	昭和 34 年～平成 14 年 2 月		
労働者の期間	昭和 34 年～平成 5 年 3 月		
国の責任期間	10 年以上		
企業の責任	被控訴人エーアンドエーマテリアル (10%), 被控訴人ニチアス (3%), 被控訴人エム・エム・ケイ (3%) の分割責任		
慰謝料額	2500 万円		
喫煙歴	約 40 年間, 1 日平均 40 本程度か少ない程度		
国の金額	750 万円 (2500 万円 ÷ 3 × 0.9)		
企業の金額	被控訴人エーアンドエーマテリアル 225 万円 被控訴人ニチアス, 被控訴人エム・エム・ケイ 各 67 万 5000 円		
相続・承継	控訴人(妻)が平成 23 年 7 月 10 日遺産分割協議により全部相続した。		

【認定理由】曝露作業期間を通じて大工を専業として建築現場で大工作業に従事したことにつき甲 E 26 の 1, 甲 F 26 の 2。労働者の期間につき, 昭和 57 年以降は(株)佐藤建工において, 手間受けて作業をし, 1 日の作業時間を自分で決めていたが, 大きな新築工事以外の現場では常用として日給で報酬が計算されていたこと, 同社には監督がおりその指揮命令を受けていた可能性があること, 21 年間にわたり専ら同社の工事に従事しており仕事の諾否の自由はなかったと推認されることから, 特別保険加入前の平成 5 年 3 月までについては, 同社の指揮監督下の労働に従事し, 労務の対価としての報酬を受け取っていたものと認められる。なお, 保険給付実地調査復命書でも, 同社から手間受け以外に常用として雇い入れられていることが認められる旨の認定がされている (甲 F 26 の 1・2)。死亡が石綿関連疾患によることにつき甲 E 26 の 5。喫煙歴につき甲 F 26 の 1・2。相続につき弁論の全趣旨。

控訴人番号 27

生年月日	昭和 20 年 2 月 3 日	死亡年月日	平成 13 年 3 月 29 日
労災認定日	平成 18 年 10 月 25 日	疾患名	肺がん
主たる職種	解体工	合併症	
曝露作業期間	昭和 48 年 7 月～平成 13 年 3 月（平成 7 年 7 月 6 日肺がん発症）		
労働者の期間	昭和 48 年 7 月～平成元年 3 月		
国の責任期間	8 年		
企業の責任	－		
慰謝料額	2500 万円		
喫煙歴	平成 7 年頃まで，1 日平均 1，2 箱程度		
国の金額	600 万円（2500 万円÷3×0.8×0.9）		
相続・承継	控訴人（妻）が相続した。		
【認定理由】肺がんの発症日につき乙 E 27。死亡が石綿関連疾患によることにつき甲 E 27 の 5。喫煙歴につき甲 E 27 の 1，甲 F 27 の 2・2006 年 9 月 7 日付け要請書。相続につき弁論の全趣旨。			

控訴人番号 28

生年月日	昭和11年1月1日	死亡年月日	
労災認定日	平成19年9月21日	疾患名	石綿肺（管理区分2）
主たる職種	大工	合併症	続発性気管支炎
曝露作業期間	昭和26年～平成7年，平成10年11月～平成14年		
労働者の期間	昭和26年～昭和47年，昭和50年～昭和52年，平成6年1月～平成7年12月，平成10年11月～平成14年		
国の責任期間	1年		
企業の責任	被控訴人エーアンドエーマテリアル（10％），被控訴人ニチアス（3％），被控訴人エム・エム・ケイ（3％）の分割責任		
慰謝料額	1300万円		
国の金額	43万3333円（1300万円÷3×0.1）		
企業の金額	被控訴人エーアンドエーマテリアル 130万円 被控訴人ニチアス，被控訴人エム・エム・ケイ 各39万円		
【認定理由】疾患名につき甲F28の1～4。曝露作業期間を通じて大工を専業として建築現場で大工作業に従事したことにつき甲E28の1の2，甲F28の1・4。労働者の期間につき，甲E28の1の5（2頁）でも昭和52年から平成5年まで一人親方で就労したと明記しており，同期間中に石上建設に雇用された労働者であったことを裏付ける証拠はない。湘南建設での雇用期間の始期（平成6年1月）と終期（平成7年12月）は，甲F28の1（2頁）で同社での雇用期間が2年間とされていることから認定した。			

控訴人番号 29

生年月日	昭和 1 2 年 7 月 2 1 日	死亡年月日	平成 2 4 年 1 月 2 8 日
労災認定日	平成 1 9 年 3 月 1 3 日	疾患名	石綿肺（管理区分 2）
主たる職種	大工	合併症	続発性気管支炎
曝露作業期間	昭和 3 6 年～平成 1 8 年 2 月		
労働者の期間	昭和 3 6 年～昭和 5 7 年 3 月		
国の責任期間	1 年		
企業の責任	被控訴人エーアンドエーマテリアル（1 0 %），被控訴人ニチアス（3 %），被控訴人エム・エム・ケイ（3 %）の分割責任		
慰謝料額	2 5 0 0 万円		
国の金額	8 3 万 3 3 3 3 円（2 5 0 0 万円÷3×0. 1）		
企業の金額	被控訴人エーアンドエーマテリアル 2 5 0 万円 被控訴人ニチアス，被控訴人エム・エム・ケイ 各 7 5 万円		
相続・承継	控訴人（妻）が平成 2 4 年 8 月 1 4 日遺産分割協議により全部相続した。		
【認定理由】疾患名につき甲 E 2 9 の 2 の 2，甲 F 2 9 の 1 ・ 2。曝露作業期間の始期につき甲 E 2 9 の 1 の 2。曝露作業期間を通じて大工を専業として建築現場で大工作業に従事したことにつき甲 E 2 9 の 1，甲 E 2 9 の 1 の 2，甲 F 2 9 の 2。死亡が石綿関連疾患によることにつき甲 E 2 9 の 5。相続につき弁論の全趣旨。			

控訴人番号 30

生年月日	昭和 2 1 年 7 月 2 4 日	死亡年月日	平成 9 年 9 月 2 2 日
労災認定日	平成 1 9 年 1 2 月 1 2 日	疾患名	肺がん
主たる職種	配管工	合併症	
曝露作業期間	昭和 4 5 年 4 月～平成 9 年 3 月（平成 6 年 8 月 2 4 日肺がん手術）		
労働者の期間	昭和 4 5 年 4 月～昭和 4 7 年 9 月		
国の責任期間	0 年		
企業の責任	－		
【認定理由】肺がん手術の日につき弁論の全趣旨。労働者の期間につき、控訴人は昭和 4 7 年 1 0 月に自ら(有)加藤ホームサービスを設立し、複数の取引先から仕事を受注しており、労働者性をうかがわせる証拠はない（甲 E 3 0 の 1 の 2，乙ア E 3 0 の 2 ～ 4 ）。			

控訴人番号 3 1

生年月日	昭和 1 2 年 1 1 月 1 9 日	死亡年月日	
労災認定日	平成 1 8 年 1 月 3 0 日	疾患名	肺がん
主たる職種	電工	合併症	
曝露作業期間	昭和 3 0 年 4 月～昭和 4 5 年 3 月，昭和 4 6 年 4 月～平成 1 5 年 8 月		
労働者の期間	昭和 3 0 年 4 月～昭和 4 5 年 3 月，昭和 4 6 年 4 月～昭和 6 2 年 2 月		
国の責任期間	6 年		
企業の責任	－		
慰謝料額	2 2 0 0 万円		
喫煙歴	2 0 代後半～平成 1 6 年頃，1 日 1 5 ～2 0 本程度		
国の金額	3 9 6 万円（2 2 0 0 万円÷3×0. 6×0. 9）		
【認定理由】労働者の期間のうち，昭和 5 1 年～昭和 6 2 年 2 月まで，実兄の経営する泉田電気㈱では，経営に関与することなく，労働者として就労しており，合同電気㈱，八信電気工事㈱においても，泉田電気工事の屋号を用いつつも，両社の常用労働者として指揮命令下の労働に従事し，労務の対価として常用賃金の支払を受ける労働者であった（甲 E 3 1 の 1 の 2，3 1 の 1 の 4，3 1 の 3 の 1 1）。喫煙歴につき甲 E 3 1 の 1 の 2・5 頁。			

控訴人番号 32

生年月日	昭和 8 年 1 月 2 日	死亡年月日	平成 2 1 年 1 月 1 4 日
労災認定日	平成 1 9 年 9 月 5 日	疾患名	石綿肺（管理区分 2）
主たる職種	配管工	合併症	続発性気管支炎
曝露作業期間	昭和 5 8 年～平成 1 5 年 7 月		
労働者の期間	なし		
国の責任期間	0 年		
企業の責任	－		
【認定理由】疾患名につき甲 F 3 2 の 1 ～ 3。曝露作業期間について、控訴人は労災認定手続において、石綿を使用する現場に出始めたのは昭和 5 8 年に独立して末永設備と一緒に仕事をするようになってからである旨供述しており（乙ア E 3 2 の 2）、昭和 5 7 年 3 月まで控訴人が勤務していた（有）共栄工業の事業主も、控訴人は石綿関係の業務には就いていないと述べている（乙ア E 3 2 の 1）。労災関係書類には、昭和 5 7 年 3 月以前の（有）共栄工業在職中に保温工事に従事した旨の記載はあるが、当時石綿含有保温材を取り扱ったことを示す証拠はない（なお、被控訴人企業らに対する請求でも、石綿含有保温材は主要曝露建材として主張されていない。別紙 5 【配管工・別紙 2】参照）。			

控訴人番号 33

生年月日	昭和 3 3 年 5 月 3 日	死亡年月日	
労災認定日	平成 1 9 年 1 月 2 4 日	疾患名	肺がん
主たる職種	配管工	合併症	
曝露作業期間	昭和 6 2 年 4 月～現在（平成 1 8 年 4 月 1 3 日発症）		
労働者の期間	昭和 6 2 年 4 月～現在		
国の責任期間	8 年		
企業の責任	－		
慰謝料額	2 2 0 0 万円		
喫煙歴	昭和 5 1 年頃から吸い始め、徐々に本数が増えて、1 日 2 0 本程度吸っていたが、平成 1 8 年に発症した際にやめた。		
国の金額	5 2 8 万円（2 2 0 0 万円÷3×0. 8×0. 9）		
【認定理由】曝露作業期間及び労働者の期間について、控訴人が平成 1 7 年 5 月 1 5 日に(有)二葉工務店を退職したのは、同社の経営悪化による退職勧奨があったため仕方なくしたのであり、その後も同社から在職中と同じ仕事をもらっていること（甲 E 3 3 の 1，甲 F 3 3 の 2・平成 1 8 年 8 月 1 0 日付け聴取書）から、退職後も従前同様、指揮命令下の労働たる石綿粉じん曝露作業に従事し、労務の対価として報酬を受けていると認められる。平成 1 9 年 1 月 1 9 日付け復命書（乙ア E 3 3 の 2）には、退職後に石綿曝露作業は認められないとの記載があるが、そのように判断した根拠は明らかではなく、上記認定を左右するものとはいえない。喫煙歴につき、甲 F 3 3 の 2・平成 1 8 年 8 月 1 0 日付け聴取書。			

控訴人番号 3 4

生年月日	昭和 3 年 3 月 2 8 日	死亡年月日	平成 2 2 年 7 月 2 5 日
労災認定日	平成 1 6 年 1 2 月 1 3 日	疾患名	肺がん
主たる職種	板金工	合併症	
曝露作業期間	昭和 2 6 年 2 月～昭和 3 4 年 1 2 月，昭和 3 5 年 5 月～平成 1 6 年 1 2 月		
労働者の期間	昭和 2 6 年 2 月～昭和 3 4 年 1 2 月，昭和 3 5 年 5 月～昭和 4 3 年		
国の責任期間	0 年		
企業の責任	－		
【認定理由】			

控訴人番号 35

生年月日	昭和10年12月9日	死亡年月日	
労災認定日	平成15年10月27日	疾患名	肺がん
主たる職種	大工	合併症	
曝露作業期間	昭和34年～平成12年		
労働者の期間	昭和44年1月～昭和63年12月		
国の責任期間	8年		
企業の責任	－		
慰謝料額	2200万円		
喫煙歴	20歳頃～平成13年まで、1日1箱程度		
国の金額	528万円（2200万円÷3×0.8×0.9）		
【認定理由】労働者の期間につき、平成元年以降は、戸大建設ほか複数の工務店から手間受けの仕事をしており、若い人を1人使っていた期間もあることなどから（甲F35の4・平成14年10月15日付け聴取書）、労働者性はない。企業の責任が認められない理由は本文第3章第5節第6の4(2)参照。喫煙歴につき、甲E35の1の2、甲F35の4・平成14年10月15日付け聴取書。			

控訴人番号 36

生年月日	昭和 1 6 年 8 月 1 8 日	死亡年月日	平成 1 3 年 2 月 1 4 日
労災認定日	平成 1 8 年 9 月 1 3 日	疾患名	肺がん
主たる職種	電工	合併症	
曝露作業期間	昭和 4 0 年 4 月～平成 1 2 年 1 0 月		
労働者の期間	昭和 4 0 年 4 月～昭和 5 6 年 3 月，昭和 6 1 年 3 月～平成 1 1 年 7 月		
国の責任期間	9 年		
企業の責任	－		
慰謝料額	2 5 0 0 万円		
喫煙歴	昭和 4 0 年～平成 1 2 年，1 日平均 1 5 ～ 2 0 本		
国の金額	6 7 5 万円（2 5 0 0 万円÷3×0. 9×0. 9）		
相続・承継	控訴人（妻）が相続したが，同控訴人が平成 2 4 年 1 月 1 6 日に死亡したため，訴訟承継人（子）が同年 9 月 3 日遺産分割協議により全部相続した。		
【認定理由】労働者の期間（～昭和 5 6 年 3 月）につき甲 E 3 6 の 1。死亡が石綿関連疾患によることにつき甲 E 3 6 の 5。喫煙歴につき乙ア E 3 6 の 2。相続につき弁論の全趣旨。			

控訴人番号 37

生年月日	昭和 2 3 年 5 月 3 日	死亡年月日	平成 2 1 年 1 0 月 3 日
労災認定日	平成 1 7 年 7 月 2 7 日	疾患名	石綿肺（管理区分 4）
主たる職種	大工	合併症	
曝露作業期間	昭和 4 1 年 8 月～平成 1 5 年 8 月		
労働者の期間	昭和 4 1 年 8 月～昭和 4 7 年 8 月		
国の責任期間	0 年		
企業の責任	被控訴人エーアンドエーマテリアル（1 0 %），被控訴人ニチアス（3 %），被控訴人エム・エム・ケイ（3 %）の分割責任		
慰謝料額	2 5 0 0 万円		
企業の金額	被控訴人エーアンドエーマテリアル 2 5 0 万円 被控訴人ニチアス，被控訴人エム・エム・ケイ 各 7 5 万円		
相続・承継	控訴人（妻）が相続した。		
【認定理由】疾患名につき甲 F 3 7 の 4・5。曝露作業期間を通じて大工を専業として建築現場で大工作業に従事したことにつき甲 F 3 7 の 3～5。死亡が石綿関連疾患によることにつき甲 E 3 7 の 2 の 6 の 1，3 7 の 5。相続につき弁論の全趣旨。			

控訴人番号 38

生年月日	昭和 1 2 年 1 月 1 1 日	死亡年月日	平成 1 7 年 6 月 4 日
労災認定日	平成 1 8 年 5 月 1 9 日	疾患名	肺がん
主たる職種	左官	合併症	
曝露作業期間	昭和 4 0 年 1 月～平成 1 7 年 2 月		
労働者の期間	昭和 4 0 年 1 月～平成 1 7 年 2 月		
国の責任期間	1 0 年以上		
企業の責任	—		
慰謝料額	2 5 0 0 万円		
喫煙歴	確認し得る証拠はない		
国の金額	8 3 3 万 3 3 3 3 円（2 5 0 0 万円÷3）		
相続・承継	控訴人（妻）が相続した。		
【認定理由】疾患名につき甲 F 3 8，乙ア E 3 8 の 7。胸膜中皮腫は疑いにとどまる（乙ア E 3 8 の 4・5）。死亡が石綿関連疾患によることにつき甲 E 3 8 の 1 の 2，甲 F 3 8。相続につき弁論の全趣旨。			

控訴人番号 39

生年月日	昭和 22 年 5 月 10 日	死亡年月日	平成 20 年 9 月 19 日
労災認定日	平成 20 年 3 月 18 日	疾患名	肺がん
主たる職種	塗装工	合併症	
曝露作業期間	昭和 40 年～平成 8 年 6 月		
労働者の期間	昭和 40 年～昭和 55 年		
国の責任期間	0 年		
企業の責任	—		

【認定理由】曝露作業期間につき、平成 8 年 7 月以降は営業が主な仕事であり現場にはほとんど入っておらず（乙ア E 39 の 6）、また、浜松市のアクトタワー建築現場で塗装職人として作業したが、この頃には現場の作業環境もずいぶん良くなり、きちんとマスクも着用し、資材に使用される石綿もなくなっていたので、石綿ばく露はなかったと思う旨を被災者控訴人本人が供述しており（甲 F 39 の 2・5 丁）、平成 8 年 7 月以降に石綿粉じん曝露作業に従事したと認めることはできない。労働者の期間につき、昭和 56 年から平成 8 年 6 月までの間は労働者に当たらないことに争いが無い。

控訴人番号 40

生年月日	昭和10年9月7日	死亡年月日	平成20年7月22日
労災認定日	平成16年5月14日	疾患名	石綿肺（管理区分2）
主たる職種	大工	合併症	続発性気管支炎
曝露作業期間	昭和45年4月～昭和59年6月		
労働者の期間	昭和45年4月～昭和59年6月		
国の責任期間	3年		
企業の責任	—		
慰謝料額	2500万円		
国の金額	250万円（2500万円÷3×0.3）		
相続・承継	控訴人（妻）、同（子）が相続した。		

【認定理由】疾患名につき甲E40の2の2の2。曝露作業期間につき、昭和59年6月より後は屋外での建設工事現場の雑工をしていて粉じんが飛散する作業現場には従事していない（乙アE40の1）。労働者の期間につき、昭和45年4月から昭和54年3月までの9年間は栄工業㈱に雇用されており、昭和54年3月から昭和59年6月までも、同社の都合により身分だけ外注扱いとされ（同）、仕事の内容は変わらなかったこと（甲E40の1）からすると、昭和59年6月までは同社の指揮命令下の労働に従事し、労務の対価としての報酬を受け取っていたのであって、労働者に該当するものと認められる。企業の責任が認められない理由は本文第3章第5節第6の4(2)参照。死亡が石綿関連疾患によることにつき甲E40の5。相続につき甲F40の2。

控訴人番号 4 1

生年月日	昭和 3 年 3 月 2 0 日	死亡年月日	平成 1 8 年 2 月 1 5 日
労災認定日	平成 2 0 年 5 月 1 5 日	疾患名	肺がん
主たる職種	大工	合併症	
曝露作業期間	昭和 1 9 年 4 月～平成 1 6 年 3 月		
労働者の期間	昭和 2 8 年 4 月～昭和 3 4 年 3 月		
国の責任期間	0 年		
企業の責任	被控訴人エーアンドエーマテリアル（1 0 %），被控訴人ニチアス（3 %），被控訴人エム・エム・ケイ（3 %）の分割責任		
慰謝料額	2 5 0 0 万円		
喫煙歴	あり（タバコがやめられなかった）		
企業の金額	被控訴人エーアンドエーマテリアル 2 2 5 万円 被控訴人ニチアス，被控訴人エム・エム・ケイ 各 6 7 万 5 0 0 0 円		
相続・承継	控訴人（妻），同（子）が相続した。		
【認定理由】曝露作業期間を通じて大工を専業として建築現場で大工作業に従事したことにつき甲 E 4 1 の 1，弁論の全趣旨。死亡が石綿関連疾患によることにつき甲 E 4 1 の 5。喫煙歴につき乙ア E 4 1 の 3。相続につき甲 E 4 1 の 1 の 2，弁論の全趣旨。			

控訴人番号 4 2

生年月日	昭和 8 年 2 月 2 日	死亡年月日	平成 1 8 年 1 月 7 日
労災認定日	平成 1 8 年 1 0 月 1 7 日	疾患名	肺がん
主たる職種	大工	合併症	
曝露作業期間	昭和 5 3 年～平成 2 年 1 2 月		
労働者の期間	昭和 5 3 年～昭和 6 3 年 3 月		
国の責任期間	7 年		
企業の責任	—		
慰謝料額	2 5 0 0 万円		
喫煙歴	あるとはいえない（昭和 3 9 年の結婚当初は多少吸っていたが昭和 4 4 年以前に完全にやめた。）。		
国の金額	5 8 3 万 3 3 3 3 円（2 5 0 0 万円÷3×0. 7）		
相続・承継	控訴人（妻）が相続した。		

【認定理由】曝露作業期間につき、㈱横浜住宅企業に勤める前は、古い民家を解体して建て直す移築作業を行っていて対象は民間の一軒家で木造住宅が中心であったこと、平成 3 年以降も古い家を解体して移築する作業（茅葺や藁葺屋根の古民家を再生して展示する、水車を作る、倉を作る、公園や博物館で展示する建物を再生する仕事）を行っていたことから、これらの時期に石綿粉じん曝露したとは考え難い。この間、①㈱横浜住宅企業において、鉄骨への断熱材の吹付け作業や屋根用の断熱材の設置作業に、②㈱とうふや工務店で、住宅や店舗の新築・改築工事、入母屋造り建築に従事し、③その後は特定の会社に勤めることなく、手伝いでいろいろな現場で作業をして、主に解体現場や改築の仕事をしていたことから、上記①～③では石綿粉じん曝露したと考えられるが、在籍期間については控訴人（妻）の自己申立書と同人の平成 1 8 年 6 月 2 3 日付け聴取書にも食い違いがあるなど、同人の記憶はあいまいである。㈱横浜住宅企業からは昭和 5 5 年 4 月 1 日から昭和 6 2 年 3 月 3 1 日までを期間とする石綿曝露作業歴証明書が提出されており、労災認定手続でも社内旅行の写真があることから遅くとも昭和 5 3 年に在籍していたことが確認されており、その在籍期間は昭和 5 3 年から昭和 6 2 年 3 月までと認めることはできる。㈱とうふや工務店については、上記証明書のほか、同社関係者の証言によると在籍期間が不明だが 1 年未満の在籍であったとされたことからすると、昭和 6 2 年 4 月から昭和 6 3 年 3 月頃まで在籍し、その後平成 2 年までは一人親方であったとみるのが合理的である（以上につき甲 E 4 2 の 1、甲 F 4 2 の 1・2）。企業の責任が認められない理由は本文第 3 章第 5 節第 6 の 4 (2) 参照。死亡が石綿関連疾患によることにつき甲 E 4 2 の 5。喫煙歴については甲 E 4 2 の 1。相続につき弁論の全趣旨。

控訴人番号 4 3

生年月日	昭和 1 1 年 1 月 1 日	死亡年月日	平成 2 0 年 7 月 3 1 日
労災認定日	平成 2 1 年 3 月 3 1 日	疾患名	肺がん
主たる職種	大工	合併症	
曝露作業期間	昭和 2 6 年 4 月～平成 1 9 年		
労働者の期間	昭和 2 9 年～昭和 4 2 年 1 2 月		
国の責任期間	0 年		
企業の責任	被控訴人エーアンドエーマテリアル（1 0 %），被控訴人ニチアス（3 %），被控訴人エム・エム・ケイ（3 %）の分割責任		
慰謝料額	2 5 0 0 万円		
喫煙歴	昭和 3 1 年～平成 1 2 年頃， 1 日 4 0 本		
企業の金額	被控訴人エーアンドエーマテリアル 2 2 5 万円 被控訴人ニチアス，被控訴人エム・エム・ケイ 各 6 7 万 5 0 0 0 円		
相続・承継	控訴人（妻）が相続した。		
【認定理由】曝露作業期間を通じて大工を専業として建築現場で大工作業に従事したことにつき甲 E 4 3 の 1， 4 3 の 1 の 2， 甲 F 4 3 の 6。死亡が石綿関連疾患によることにつき甲 E 4 3 の 5。喫煙歴につき乙ア E 4 3 の 4。相続につき弁論の全趣旨。			

控訴人番号 4 4

生年月日	昭和 1 1 年 9 月 2 3 日	死亡年月日	平成 2 5 年 1 月 2 日
労災認定日	平成 2 1 年 1 0 月 2 8 日	疾患名	肺がん
主たる職種	大工	合併症	
曝露作業期間	昭和 3 1 年～平成 1 8 年 5 月		
労働者の期間	昭和 3 1 年～昭和 3 3 年, 昭和 3 7 年～昭和 4 8 年 5 月		
国の責任期間	0 年		
企業の責任	—		
【認定理由】企業の責任が認められない理由は本文第 3 章第 5 節第 6 の 4 (2) 参照。			

控訴人番号 4 5

生年月日	昭和 1 8 年 1 0 月 1 0 日	死亡年月日	平成 2 7 年 1 1 月 2 2 日
労災認定日	平成 2 0 年 2 月 1 8 日	疾患名	肺がん
主たる職種	左官	合併症	
曝露作業期間	昭和 3 6 年 4 月～平成 1 9 年 1 月		
労働者の期間	昭和 3 8 年 4 月～昭和 4 8 年 1 2 月		
国の責任期間	0 年		
企業の責任	－		
【認定理由】死亡年月日につき甲 E 4 5 の 5。			

控訴人番号 4 6

生年月日	昭和 2 3 年 2 月 2 1 日	死亡年月日	平成 2 3 年 8 月 2 1 日
労災認定日	平成 2 1 年 9 月 1 6 日	疾患名	肺がん
主たる職種	大工	合併症	
曝露作業期間	昭和 4 0 年～平成 2 1 年		
労働者の期間	昭和 4 0 年～昭和 5 0 年, 昭和 5 4 年～昭和 5 8 年		
国の責任期間	2 年		
企業の責任	被控訴人エーアンドエーマテリアル (1 0 %), 被控訴人ニチアス (3 %), 被控訴人エム・エム・ケイ (3 %) の分割責任		
慰謝料額	2 5 0 0 万円		
喫煙歴	3 0 歳から平成 2 0 年 8 月まで, 1 日平均 2 0 本程度		
国の金額	1 5 0 万円 (2 5 0 0 万円 ÷ 3 × 0. 2 × 0. 9)		
企業の金額	被控訴人エーアンドエーマテリアル 2 2 5 万円 被控訴人ニチアス, 被控訴人エム・エム・ケイ 各 6 7 万 5 0 0 0 円		
相続・承継	訴訟承継人(妻)が平成 2 4 年 8 月 3 1 日遺産分割協議により全部相続した。		

【認定理由】曝露作業期間を通じて大工を専業として建築現場で大工作業に従事したことにつき甲 E 4 6 の 1, 甲 F 4 6 の 2。労働者の期間について, 控訴人は昭和 5 0 年に独立して松田工務店を開業したが, 昭和 5 4 年から昭和 5 8 年までの期間は, 繁田工務店に「常用で勤務」していた (甲 E 4 6 の 1, 甲 F 4 6 の 2・自己申立書)。繁田工務店は, 控訴人が昭和 3 8 年 (1 5 歳) から昭和 4 3 年 (2 0 歳) まで見習大工として年季奉公をした工務店であること (同・平成 2 1 年 5 月 2 0 日付け聴取書) も勘案すると, 昭和 5 4 年から昭和 5 8 年までの間も, 専ら同工務店において, 同工務店の指揮命令下の労働に従事し, 労務の対価としての報酬を受け取っていたものと推認することができ, 他にかかる推認を覆すに足りる証拠はない。控訴人は, 昭和 6 2 年から平成元年は橋本工務店の, 平成 6 年から平成 8 年は遠藤工務店のそれぞれ「手間請け」をしていたが, 建設業手間請け従事者には様々な実態があり (甲 A 1 8 9), 上記各期間中は専ら両工務店から受注していたとしても, 上記期間における労働者性は認め難い。国の責任期間につき, 証拠上, 労働者の期間の終期が昭和 5 8 年の何月であるか確定できないことから, 昭和 5 6 年 1 月から昭和 5 8 年の途中までの 2 年間とした。死亡が石綿関連疾患によることにつき甲 E 4 6 の 5。喫煙歴につき甲 F 4 6 の 2・平成 2 1 年 5 月 2 0 日付け聴取書。相続につき弁論の全趣旨。

控訴人番号 47

生年月日	昭和10年1月10日	死亡年月日	平成20年4月29日
労災認定日	平成21年8月14日	疾患名	肺がん
主たる職種	大工	合併症	
曝露作業期間	昭和25年～平成15年3月		
労働者の期間	昭和25年～昭和58年3月, 平成7年4月～平成15年3月31日		
国の責任期間	2年		
企業の責任	被控訴人エーアンドエーマテリアル(10%), 被控訴人ニチアス(3%), 被控訴人エム・エム・ケイ(3%)の分割責任		
慰謝料額	2500万円		
喫煙歴	あるとはいえない(結婚(昭和35年)後1年程度吸っていたがその後は全く吸っていない)		
国の金額	166万6666円(2500万円÷3×0.2)		
企業の金額	被控訴人エーアンドエーマテリアル 250万円 被控訴人ニチアス, 被控訴人エム・エム・ケイ 各75万円		
相続・承継	控訴人(妻)が相続した。		
【認定理由】曝露作業期間を通じて大工を専業として建築現場で大工作業に従事したことにつき甲E47の1, 甲F47の1・2。労働者の期間につき, 平成3年から平成7年3月まで複数の工務店で手間請けと常用を転々とした(甲F47の2)としても, 建設業手間請け従事者には様々な実態があり(甲A189), 当然には労働者性が認められない。死亡が石綿関連疾患によることにつき甲E47の5。喫煙歴につき甲E47の1。相続につき弁論の全趣旨。			

控訴人番号 48

生年月日	昭和13年6月22日	死亡年月日	平成21年5月28日
労災認定日	平成21年4月28日	疾患名	中皮腫
主たる職種	大工	合併症	
曝露作業期間	昭和35年5月～平成21年5月		
労働者の期間	昭和35年5月～昭和43年4月		
国の責任期間	0年		
企業の責任	被控訴人エーアンドエーマテリアル, 被控訴人ニチアス, 被控訴人エム・エム・ケイの連帯責任		
慰謝料額	2500万円		
企業の金額	連帯して833万3333円(2500万円÷3)		
相続・承継	控訴人(妻), 同(子)が相続した。		
【認定理由】曝露作業期間を通じて大工を専業として建築現場で大工作業に従事したことにつき甲E48の1, 甲F48の2・4。死亡が石綿関連疾患によることにつき甲E48の5。相続につき弁論の全趣旨。			

控訴人番号 49

生年月日	昭和19年1月22日	死亡年月日	平成20年8月25日
労災認定日	平成20年6月20日	疾患名	肺がん
主たる職種	鳶	合併症	
曝露作業期間	昭和49年8月～平成19年9月		
労働者の期間	昭和49年8月～平成19年9月		
国の責任期間	—		
企業の責任	—		
【認定理由】曝露作業期間につき、昭和49年7月以前に鳶として働いていた（甲E49の1）としても、石綿粉じん曝露作業に従事したことはうかがわれず、曝露作業期間と認めることはできない。また、昭和49年8月以降の作業については、主な職種が鳶であり、専ら屋外作業に従事したことが推認されるところ、かかる推認を覆すに足る証拠はないから、国の規制権限の不行使の対象に含まれず、国の責任期間はない。			

控訴人番号 50

生年月日	昭和 2 6 年 2 月 1 4 日	死亡年月日	平成 2 1 年 4 月 8 日
労災認定日	平成 2 1 年 1 月 2 9 日	疾患名	肺がん
主たる職種	塗装工	合併症	
曝露作業期間	昭和 4 3 年～平成 2 0 年 8 月		
労働者の期間	昭和 4 3 年～昭和 5 5 年		
国の責任期間	0 年		
企業の責任	—		
【認定理由】			

控訴人番号 5 1

生年月日	昭和 4 年 9 月 2 7 日	死亡年月日	平成 2 0 年 2 月 2 日
労災認定日	平成 1 7 年 1 1 月 2 4 日	疾患名	石綿肺（管理区分 4）
主たる職種	大工	合併症	
曝露作業期間	昭和 3 8 年～平成 7 年 1 0 月		
労働者の期間	なし		
国の責任期間	0 年		
企業の責任	－		
【認定理由】疾患名につき甲 F 5 1 の 1。労働者の期間につき，昭和 4 0 年 8 月から昭和 4 5 年 1 0 月までは個人事業主であり（乙ア E 5 1 の 3），労働者であったとは認められない。企業の責任が認められない理由は本文第 3 章第 5 節第 6 の 4(2)参照。			

控訴人番号 5 2

生年月日	昭和 1 7 年 8 月 2 2 日	死亡年月日	平成 2 1 年 6 月 2 5 日
労災認定日	平成 2 1 年 5 月 2 6 日	疾患名	肺がん
主たる職種	配管工	合併症	
曝露作業期間	昭和 4 0 年 1 月～平成 2 0 年 9 月		
労働者の期間	昭和 4 0 年 1 月～昭和 5 0 年 3 月, 昭和 5 7 年 1 月～昭和 6 0 年 1 2 月		
国の責任期間	4 年		
企業の責任	—		
慰謝料額	2 5 0 0 万円		
喫煙歴	昭和 4 0 年頃から平成 2 0 年 1 0 月まで, 1 日 3 0 本程度		
国の金額	3 0 0 万円 (2 5 0 0 万円 ÷ 3 × 0 . 4 × 0 . 9)		
相続・承継	控訴人 (妻) が相続した。		

【認定理由】労働者の期間について, 一人親方であった期間のうち, ①昭和 4 5 年 4 月から昭和 5 0 年 3 月頃までは, 主に篠崎組が請け負った殿村建設の現場で, 元請の現場監督や殿村建設の親方の指示に従って配管作業等を行い, 篠崎組から日給月給で給与の支払を受けていたこと (甲 E 5 2 の 1 ・ 6) から, 指揮命令下の労働に従事し, 労務の対価としての報酬を受け取っていたものと推認され, かかる推認を覆す証拠はない。②同年 4 月頃から昭和 5 6 年 1 2 月までの間は, (有) 鉄工社が請け負った坪井工業 (株) の現場で建設廃材等の処理作業を行い, (有) 鉄工社から日給月給で給与の支払を受けていたものの (同) , (有) 鉄工社ないし坪井工業 (株) から指揮命令を受けていたかは明らかではない。昭和 5 7 年 1 月から昭和 6 0 年 1 2 月まで労働者として稼働した後, 昭和 6 1 年 1 月から平成 6 年 9 月までの間, 再び一人親方となり, ③昭和 6 1 年 1 月から昭和 6 2 年 1 2 月までは, 繁忙時等に頼まれた際に富田工作所で, ④平成 3 年 1 月から平成 6 年 9 月までは, 主に川尻鉄工で, それぞれ配管作業に従事し, 日給月給で給与の支払を受けていたものの (甲 E 5 2 の 1 ・ 6 , 甲 F 5 2 の 2 ・ 被災者控訴人からの平成 2 1 年 4 月 2 2 日付け聴取書) , 富田工作所や川尻鉄工から指揮命令を受けていたかは明らかではない。さらに, ⑤昭和 6 3 年 1 月から平成 2 年 1 2 月までの間, 頼まれた時に時々行っていた山広鉄工所における建設廃材処理や建設現場での石綿除去作業 (同) については, 報酬の支払方法も明らかではない。したがって, ①は実質的に労働者であったと認められるが, ②～⑤は認められない。死亡が石綿関連疾患によることにつき甲 E 5 2 の 5 。喫煙歴につき乙ア E 5 2 の 3 。相続につき弁論の全趣旨。

控訴人番号 53

生年月日	昭和 1 0 年 4 月 7 日	死亡年月日	平成 1 7 年 5 月 1 3 日
労災認定日	平成 1 7 年 3 月 2 8 日	疾患名	中皮腫
主たる職種	板金工（空調用ダクト専門）	合併症	
曝露作業期間	昭和 3 5 年～昭和 6 0 年 1 2 月		
労働者の期間	昭和 3 5 年～昭和 5 6 年 6 月		
国の責任期間	0 年		
企業の責任	—		
【認定理由】労働者の期間のうち、昭和 5 6 年 1 月～6 月は被控訴人国の責任が及ぶ期間であるが、それまでに 2 0 年余りの曝露期間があることから、被控訴人国の規制権限不行使と損害との因果関係を認めるのが困難である。			

控訴人番号 5 4

生年月日	昭和 6 年 1 0 月 2 7 日	死亡年月日	平成 2 4 年 2 月 2 3 日
労災認定日	平成 2 0 年 1 2 月 2 4 日	疾患名	肺がん
主たる職種	大工	合併症	
曝露作業期間	昭和 2 2 年～平成 6 年 3 月		
労働者の期間	昭和 2 2 年～昭和 3 6 年, 昭和 3 9 年 4 月 1 日～昭和 6 2 年 1 2 月 3 1 日		
国の責任期間	7 年		
企業の責任	被控訴人エーアンドエーマテリアル (1 0 %), 被控訴人ニチアス (3 %), 被控訴人エム・エム・ケイ (3 %) の分割責任		
慰謝料額	2 5 0 0 万円		
喫煙歴	1 6 歳から 4 0 歳位まで 1 日 1 箱程度, 平成 1 6 年当時も少しは吸っていた。		
国の金額	5 2 5 万円 (2 5 0 0 万円 ÷ 3 × 0 . 7 × 0 . 9)		
企業の金額	被控訴人エーアンドエーマテリアル 2 2 5 万円 被控訴人ニチアス, 被控訴人エム・エム・ケイ 各 6 7 万 5 0 0 0 円		
相続・承継	訴訟承継人 (妻) が平成 2 4 年 8 月 2 0 日遺産分割協議により全部相続した。		
【認定理由】曝露作業期間につき, 平成 6 年 4 月から平成 1 5 年まで働いた和翔工務店 (健康住宅の建物の施工) と平成 1 6 年から平成 2 0 年 4 月まで勤務したシルバー人材センター (保育園などの営繕工事) では, 石綿含有建材を取り扱っておらず (甲 E 5 4 の 1 , 甲 F 5 4 の 2), 間接曝露したとも考え難い。曝露作業期間を通じて大工を専業として建築現場で大工作業に従事したことにつき甲 E 5 4 の 1 。死亡が石綿関連疾患によることにつき甲 E 5 4 の 5 。喫煙歴につき被災者控訴人本人尋問 (原審) 。相続につき弁論の全趣旨。			

控訴人番号 5 5

生年月日	昭和 8 年 1 月 1 8 日	死亡年月日	平成 2 3 年 1 0 月 1 6 日
労災認定日	平成 2 0 年 5 月 7 日	疾患名	肺がん
主たる職種	大工	合併症	
曝露作業期間	昭和 2 6 年 4 月～昭和 3 6 年 4 月，昭和 3 6 年 7 月～平成 1 9 年		
労働者の期間	昭和 2 6 年 4 月～昭和 3 6 年 4 月		
国の責任期間	0 年		
企業の責任	被控訴人エーアンドエーマテリアル（1 0 %），被控訴人ニチアス（3 %），被控訴人エム・エム・ケイ（3 %）の分割責任		
慰謝料額	2 2 0 0 万円		
喫煙歴	大工を始めたころから平成 6 年頃まで，1 日 7 本程度		
企業の金額	被控訴人エーアンドエーマテリアル 1 9 8 万円 被控訴人ニチアス，被控訴人エム・エム・ケイ 各 5 9 万 4 0 0 0 円		
相続・承継	訴訟承継人（妻）が平成 2 5 年 4 月 1 日に平成 2 4 年 8 月 2 3 日付け遺産分割協議の内容を訂正する合意により全部相続した。		
【認定理由】曝露作業期間を通じて大工を専業として建築現場で大工作業に従事したことにつき甲 E 5 5 の 1。労働者の期間につき，昭和 3 6 年 7 月から昭和 6 2 年 6 月までは，兄と共同で杉田工務店を立ち上げ，お互いが一人親方のように手間請けをしていたのであり（乙ア E 5 5 の 2），杉田工務店に親族以外の従業員がおらず，田村工務店や昭栄建設の下請として工事を請けることが多かったとしても，労働者とはいえない。死因を確定するに足る証拠はない。喫煙歴につき乙ア E 5 5 の 3。相続につき弁論の全趣旨。			

控訴人番号 5 6

生年月日	昭和 1 7 年 1 2 月 3 0 日	死亡年月日	
労災認定日	平成 2 1 年 1 月 7 日	疾患名	石綿肺（管理区分 2）
主たる職種	建具工	合併症	続発性気管支炎
曝露作業期間	なし		
労働者の期間	なし		
国の責任期間	0 年		
企業の責任	—		

【認定理由】疾患名につき甲 E 5 6 の 2 の 2。主たる職種及び曝露作業期間につき、昭和 3 3 年 4 月～昭和 4 5 年 1 0 月は欄井上工業で船舶のボイラー管に石綿、保温材を巻き付けたたり剥がしたりする作業に従事した。昭和 4 6 年から平成 1 9 年 1 2 月まで(有)菱沼建具製作所で建具を作るためにカンナを使い木材を削る作業に従事していたが、このときはカンナくずを吸っていたのであり、控訴人自身、(有)菱沼建具製作所では埃がすごい中で作業をしていたが、欄井上工業では石綿を取り扱っていたのでこの作業が完全に原因でじん肺になったと供述していた（甲 F 5 6 の 2・平成 2 0 年 1 0 月 8 日付け聴取書）。建築現場で他職種の発じん作業と並行して建具（木製のドア、窓、障子、雨戸）の取付け作業を行ったときや解体・改修工事の手伝い（甲 E 5 6 の 1）では石綿粉じんに曝露する可能性がないとはいえないが、上記供述に照らして、約 8 人の従業員がいる中で、製作にあたる時間と比して、それらの機会が日常的であったとは認め難く、曝露期間と認めることはできない。

控訴人番号 57

生年月日	昭和 20 年 3 月 12 日	死亡年月日	
労災認定日	平成 20 年 12 月 24 日	疾患名	肺がん
主たる職種	解体工	合併症	
曝露作業期間	昭和 49 年 12 月 1 日～平成 17 年 3 月		
労働者の期間	なし		
国の責任期間	0 年		
企業の責任	—		
【認定理由】主たる職種について、曝露作業期間中は造園土木業を自営していたが、増改築・リフォームに伴う解体工事も請け負っており、それが曝露原因であったと考えられることから「解体工」とした。			

控訴人番号 58

生年月日	昭和 2 5 年 9 月 1 3 日	死亡年月日	平成 2 2 年 8 月 3 1 日
労災認定日	平成 2 0 年 3 月 1 2 日	疾患名	石綿肺（管理区分 3）
主たる職種	鉄骨工	合併症	続発性気管支炎
曝露作業期間	昭和 4 2 年～平成 1 9 年		
労働者の期間	昭和 4 2 年～平成 1 7 年		
国の責任期間	1 0 年以上		
企業の責任	—		
慰謝料額	2 5 0 0 万円		
国の金額	8 3 3 万 3 3 3 3 円（2 5 0 0 万円÷3）		
相続・承継	控訴人（姉）が平成 2 3 年 4 月 2 7 日遺産分割協議により全部承継した。		
【認定理由】疾患名につき甲 F 5 8 の 2。死亡が石綿関連疾患によることにつき甲 E 5 8 の 5。承継につき弁論の全趣旨。			

控訴人番号 59

生年月日	昭和 1 1 年 8 月 8 日	死亡年月日	平成 2 8 年 9 月 2 日
労災認定日	平成 2 1 年 1 月 1 6 日	疾患名	肺がん（じん肺管理区分 1）
主たる職種	大工	合併症	
曝露作業期間	昭和 2 6 年 4 月 1 日～平成 1 7 年		
労働者の期間	昭和 2 6 年 4 月 1 日～昭和 4 0 年 4 月		
国の責任期間	0 年		
企業の責任	被控訴人エーアンドエーマテリアル（1 0 %），被控訴人ニチアス（3 %），被控訴人エム・エム・ケイ（3 %）の分割責任		
慰謝料額	2 2 0 0 万円		
喫煙歴	昭和 3 2 年～平成初め，1 日 2 0 本程度		
企業の金額	被控訴人エーアンドエーマテリアル 1 9 8 万円 被控訴人ニチアス，被控訴人エム・エム・ケイ 各 5 9 万 4 0 0 0 円		
相続・承継	訴訟承継人（妻）が平成 2 9 年 4 月 1 7 日遺産分割協議により全部相続した。		
【認定理由】死亡年月日につき弁論の全趣旨。曝露作業期間を通じて大工を専業として建築現場で大工作業に従事したことにつき甲 E 5 9 の 1。死因を確定するに足る証拠はない。喫煙歴につき乙ア E 5 9 の 2。相続につき弁論の全趣旨。			

控訴人番号 6 0

生年月日	昭和 1 3 年 3 月 2 日	死亡年月日	平成 2 4 年 7 月 1 8 日
労災認定日	平成 1 9 年 1 月 2 3 日	疾患名	石綿肺（管理区分 2）
主たる職種	配管工	合併症	続発性気管支炎
曝露作業期間	昭和 2 7 年 4 月～平成 1 4 年 7 月		
労働者の期間	昭和 2 7 年 4 月～昭和 2 9 年		
国の責任期間	0 年		
企業の責任	－		
【認定理由】疾患名につき甲 F 6 0 の 2 ～ 4。			

控訴人番号 6 1

生年月日	昭和 1 6 年 8 月 2 日	死亡年月日	
労災認定日	平成 1 9 年 4 月 2 5 日	疾患名	石綿肺（管理区分 2）
主たる職種	大工	合併症	続発性気管支炎
曝露作業期間	昭和 4 5 年～平成 1 6 年 3 月		
労働者の期間	昭和 4 5 年～平成 5 年 1 2 月		
国の責任期間	1 0 年以上		
企業の責任	被控訴人エーアンドエーマテリアル（1 0 %），被控訴人ニチアス（3 %），被控訴人エム・エム・ケイ（3 %）の分割責任		
慰謝料額	1 3 0 0 万円		
国の金額	4 3 3 万 3 3 3 3 円（1 3 0 0 万÷3）		
企業の金額	被控訴人エーアンドエーマテリアル 1 3 0 万円 被控訴人ニチアス，被控訴人エム・エム・ケイ 各 3 9 万円		
【認定理由】疾患名につき甲 F 6 1 の 1・2。曝露作業期間を通じて大工を専業として建築現場で大工作業に従事したことにつき甲 E 6 1 の 1，6 1 の 1 の 3。			

控訴人番号 6 2

生年月日	昭和 2 0 年 5 月 1 日	死亡年月日	
労災認定日	平成 1 9 年 1 2 月 2 8 日	疾患名	肺がん
主たる職種	配管工	合併症	
曝露作業期間	昭和 4 1 年～平成 1 9 年 9 月		
労働者の期間	昭和 4 1 年～昭和 5 5 年		
国の責任期間	0 年		
企業の責任	－		
【認定理由】			

控訴人番号 6 3

生年月日	昭和 1 2 年 9 月 1 7 日	死亡年月日	
労災認定日	平成 2 0 年 1 2 月 9 日	疾患名	石綿肺（管理区分 3） 肺がん
主たる職種	大工	合併症	続発性気管支炎
曝露作業期間	昭和 2 8 年 4 月～平成 2 0 年 8 月		
労働者の期間	昭和 2 8 年 8 月～平成 1 1 年 6 月		
国の責任期間	1 0 年以上		
企業の責任	被控訴人エーアンドエーマテリアル（1 0 %），被控訴人ニチアス（3 %），被控訴人エム・エム・ケイ（3 %）の分割責任		
慰謝料額	2 2 0 0 万円		
喫煙歴	若い時から平成 1 4，1 5 年頃まで，1 日 2 0 本程度		
国の金額	6 6 0 万円（2 2 0 0 万円÷3×0. 9）		
企業の金額	被控訴人エーアンドエーマテリアル 1 9 8 万円 被控訴人ニチアス，被控訴人エム・エム・ケイ 各 5 9 万 4 0 0 0 円		
【認定理由】疾患名につき，石綿肺の診断基準として「胸部 X 線で下肺野を中心に不整形陰影がある」ことを要するところ，被控訴人国は，控訴人の下肺野に病変がうかがわれないことを理由に石綿肺に罹患したとは認められないと主張するが，平成 2 6 年 1 2 月 2 0 日の X 線特殊撮影では上葉から下葉にかけて間質の線維化が認められ，平成 2 7 年 1 月 1 0 日の胸部に関する臨床検査でも全肺野乾性ラ音の所見が認められたことから（甲 E 6 3 の 2 の 7），下肺野まで病変が及んでいるといえ，長年大工として石綿粉じん曝露作業に従事した（甲 E 6 3 の 1）控訴人のじん肺は，石綿肺であると認められる。また，甲 E 6 3 の 6 には控訴人が平成 2 8 年 8 月に肺がんの診断を受けた旨の記載があり，わずか半年余り後の平成 2 9 年 3 月 2 4 日に死亡したこと（口頭弁論終結後であるが当裁判所に顕著である。）も勘案すると，肺がんを発症したことが認められる。曝露作業期間を通じて大工を専業として建築現場で大工作業に従事したことにつき甲 E 6 3 の 1。喫煙歴につき甲 F 6 3 の 2・平成 2 0 年 1 0 月 1 7 日付け聴取書。			

控訴人番号 6 4

生年月日	昭和 1 5 年 8 月 6 日	死亡年月日	
労災認定日	平成 2 2 年 1 月 2 7 日	疾患名	石綿肺（管理区分 2）
主たる職種	配管工	合併症	続発性気管支炎
曝露作業期間	昭和 4 2 年 1 0 月 1 日～昭和 5 4 年 1 2 月 2 6 日，平成 6 年 6 月 1 日～平成 1 7 年 8 月 3 日		
労働者の期間	昭和 4 2 年 1 0 月 1 日～昭和 5 4 年 1 2 月 2 6 日，平成 6 年 6 月 1 日～平成 1 7 年 8 月 3 日		
国の責任期間	0 年		
企業の責任	－		
【認定理由】疾患名につき甲 F 6 4 の 1・2。			

控訴人番号 6 5

生年月日	昭和 1 9 年 6 月 5 日	死亡年月日	平成 2 0 年 3 月 3 1 日
労災認定日	平成 2 0 年 3 月 2 5 日	疾患名	肺がん
主たる職種	瓦工	合併症	
曝露作業期間	昭和 4 0 年 4 月～平成 2 0 年 3 月		
労働者の期間	昭和 4 0 年 4 月～昭和 6 1 年		
国の責任期間	—		
企業の責任	—		
【認定理由】主たる職種につき甲 E 6 5 の 1，甲 F 6 5 の 2。曝露作業期間につき，専ら屋外作業に従事しており，国の規制権限の不行使の対象に含まれないから，国の責任期間はない。			

控訴人番号 6 6

生年月日	昭和 2 7 年 5 月 1 日	死亡年月日	平成 2 0 年 8 月 2 8 日
労災認定日	平成 2 0 年 1 2 月 1 日	疾患名	中皮腫
主たる職種	電工	合併症	
曝露作業期間	昭和 4 2 年 4 月 1 日～平成 2 0 年		
労働者の期間	昭和 4 3 年 4 月 1 日～昭和 5 8 年 2 月 1 日，昭和 5 8 年夏～昭和 6 0 年		
国の責任期間	1 年以上		
企業の責任	—		
慰謝料額	2 5 0 0 万円		
国の金額	8 3 3 万 3 3 3 3 円（2 5 0 0 万円÷3）		
相続・承継	控訴人（妻）が相続した。		
【認定理由】労働者の期間のうち，昭和 4 3 年 3 月 3 1 日以前は，粕川電業株式会社の労働者であったとは認められず（乙ア E 6 6 の 2），昭和 5 8 年 2 月 2 日以降のうち，同年夏から昭和 6 0 年までは，東光電機（川崎市中原区井田）にアルバイトとして就労する（甲 E 6 6 の 1，甲 F 6 6 の 2・4 丁）労働者であったと認められるが，その後は，外注ないし協力会社として仕事をしており（甲 F 6 6 の 2・4 丁，乙ア E 6 6 の 4・5），受注先が 1 社であったとしても，直ちに指揮命令下の労働に従事して労務の対価としての報酬を受け取っていたとは認められない。死亡が石綿関連疾患によることにつき甲 F 6 6 の 2・死亡診断書。相続につき弁論の全趣旨。			

控訴人番号 67

生年月日	昭和5年10月26日	死亡年月日	推定平成29年1月21日から31日までの間
労災認定日	平成20年11月28日	疾患名	石綿肺（管理区分2）
主たる職種	大工	合併症	続発性気管支炎
曝露作業期間	昭和35年11月～平成12年2月		
労働者の期間	昭和52年3月～平成5年10月		
国の責任期間	10年以上		
企業の責任	被控訴人エーアンドエーマテリアル（10％），被控訴人ニチアス（3％），被控訴人エム・エム・ケイ（3％）の分割責任		
慰謝料額	1300万円		
国の金額	433万3333円（1300万円÷3）		
企業の金額	被控訴人エーアンドエーマテリアル 130万円 被控訴人ニチアス，被控訴人エム・エム・ケイ 各39万円		
相続・承継	訴訟承継人（子）が全部相続した。		
【認定理由】死亡年月日につき弁論の全趣旨。疾患名につき甲F67の1・2。曝露作業期間を通じて大工を専業として建築現場で大工作業に従事したことにつき甲E67の1。死因を確定するに足る証拠はない。相続につき弁論の全趣旨。			

控訴人番号 68

生年月日	昭和 9 年 3 月 1 0 日	死亡年月日	
労災認定日	平成 2 1 年 9 月 1 1 日	疾患名	石綿肺（管理区分 2）
主たる職種	大工	合併症	続発性気管支炎
曝露作業期間	昭和 2 5 年 4 月～平成 1 7 年		
労働者の期間	昭和 2 5 年 4 月～平成 1 7 年		
国の責任期間	1 0 年以上		
企業の責任	被控訴人エーアンドエーマテリアル（1 0 %），被控訴人ニチアス（3 %），被控訴人エム・エム・ケイ（3 %）の分割責任		
慰謝料額	1 3 0 0 万円		
国の金額	4 3 3 万 3 3 3 3 円（1 3 0 0 万円÷3）		
企業の金額	被控訴人エーアンドエーマテリアル 1 3 0 万円 被控訴人ニチアス，被控訴人エム・エム・ケイ 各 3 9 万円		
【認定理由】疾患名につき甲 F 6 8 の 1・2。曝露作業期間を通して大工を専業として建築現場で大工作業に従事したことにつき甲 E 6 8 の 1～3。			

控訴人番号 69

生年月日	昭和 1 7 年 6 月 1 2 日	死亡年月日	平成 2 8 年 5 月 2 4 日
労災認定日	平成 2 1 年 6 月 2 9 日	疾患名	肺がん
主たる職種	塗装工	合併症	
曝露作業期間	昭和 3 5 年 4 月～平成 1 7 年		
労働者の期間	昭和 3 5 年 4 月～昭和 5 2 年, 昭和 5 6 年～平成 1 7 年		
国の責任期間	1 0 年以上		
企業の責任	—		
慰謝料額	2 2 0 0 万円		
喫煙歴	なし		
国の金額	7 3 3 万 3 3 3 3 円 (2 2 0 0 万円 ÷ 3)		
相続・承継	訴訟承継人が平成 2 9 年 8 月 7 日遺産分割協議により全部相続した。		
【認定理由】死亡年月日につき甲 E 6 9 の 6。死因を確定するに足りる証拠はない。 喫煙歴につき甲 E 6 9 の 1, 6 9 の 1 の 2。相続につき弁論の全趣旨。			

控訴人番号 70

生年月日	昭和 19 年 12 月 18 日	死亡年月日	
労災認定日	平成 21 年 12 月 4 日	疾患名	肺がん
主たる職種	電工	合併症	
曝露作業期間	昭和 36 年 4 月～昭和 61 年 11 月, 昭和 62 年 6 月～平成 20 年 9 月		
労働者の期間	昭和 36 年 4 月～昭和 61 年 11 月, 昭和 62 年 6 月～平成 15 年		
国の責任期間	10 年以上		
企業の責任	－		
慰謝料額	2200 万円		
喫煙歴	25 歳頃から平成 20 年 12 月まで, 1 日 30 本程度		
国の金額	660 万円 (2200 万円÷3×0.9)		
【認定理由】労働者の期間につき, 昭和 62 年 6 月から平成 15 年まで, 一人親方として電工作業に従事したが, 専ら(株)オリオン電設の手伝いをしており, 仕事の可否の自由がなかったとまではいえないものの, 従業員同様に, 定時に出勤して朝礼に出席し, 職長から指示を受け, 材料・腰道具以外の道具・作業衣等を支給されて作業に従事し, 定時に事務所に戻ってから解散していたこと, 給与は日給月給で支払われ, 残業代も事実上支給されたことなどから (甲 E70 の 1 の 3, 70 の 5, 当審本人尋問), 指揮命令下の労働に従事し, 労務の対価としての報酬を受け取っていたものと認められる。平成 15 年より後は, 複数の会社や個人から仕事を受注しており労働者性は認められない。喫煙歴につき乙ア E70 の 2。			

控訴人番号 7 1

生年月日	昭和 3 0 年 6 月 2 5 日	死亡年月日	平成 2 1 年 1 2 月 3 1 日
労災認定日	平成 2 1 年 1 0 月 6 日	疾患名	肺がん
主たる職種	配管工	合併症	
曝露作業期間	昭和 5 0 年 4 月～平成 2 0 年		
労働者の期間	昭和 5 0 年 4 月～平成 2 0 年		
国の責任期間	1 0 年以上		
企業の責任	—		
慰謝料額	2 5 0 0 万円		
喫煙歴	若い時～治療開始時（平成 2 0 年）まで， 1 日 2 0 本程度		
国の金額	7 5 0 万円（2 5 0 0 万円÷3×0. 9）		
相続・承継	控訴人（妻）が相続した。		
【認定理由】死亡が石綿関連疾患によることにつき甲 E 7 1 の 5。喫煙歴につき甲 E 7 1 の 1，乙ア E 7 1 の 2。相続につき弁論の全趣旨。			

控訴人番号 73

生年月日	昭和17年12月15日	死亡年月日	平成21年9月9日
労災認定日	平成22年1月14日	疾患名	石綿肺（管理区分4）
主たる職種	電工	合併症	
曝露作業期間	昭和41年～平成21年7月		
労働者の期間	昭和41年～平成8年1月		
国の責任期間	10年以上		
企業の責任	—		
慰謝料額	2500万円		
国の金額	833万3333円（2500万円÷3）		
相続・承継	控訴人（妻）が相続した。		
【認定理由】疾患名につき甲F73の1・2。死亡が石綿関連疾患によることにつき甲E73の5。相続につき弁論の全趣旨。			

控訴人番号 74

生年月日	昭和26年11月24日	死亡年月日	平成21年12月5日
労災認定日	平成20年6月26日	疾患名	肺がん
主たる職種	大工	合併症	
曝露作業期間	昭和42年4月～昭和44年9月, 昭和46年2月～平成6年12月, 平成7年4月～平成19年5月		
労働者の期間	昭和42年4月～昭和44年9月, 昭和46年2月～平成6年12月		
国の責任期間	10年以上		
企業の責任	被控訴人エーアンドエーマテリアル(10%), 被控訴人ニチアス(3%), 被控訴人エム・エム・ケイ(3%)の分割責任		
慰謝料額	2500万円		
喫煙歴	昭和47年5月から平成19年5月, 1日平均30本		
国の金額	750万円(2500万円÷3×0.9)		
企業の金額	被控訴人エーアンドエーマテリアル 225万円 被控訴人ニチアス, 被控訴人エム・エム・ケイ 各67万5000円		
相続・承継	控訴人(妻)が単独で相続した。		
【認定理由】曝露作業期間を通じて大工を専業として建築現場で大工作業に従事したことにつき甲E74の1, 甲F74の2・3。死亡が石綿関連疾患によることにつき甲E74の5。喫煙歴につき甲F74の2・石綿ばく露歴質問票。相続につき甲F74の3。			

控訴人番号 75

生年月日	昭和14年2月19日	死亡年月日	平成19年11月13日
労災認定日	平成16年12月6日	疾患名	肺がん
主たる職種	瓦工	合併症	
曝露作業期間	昭和34年～平成17年		
労働者の期間	昭和34年～昭和61年11月		
国の責任期間	—		
企業の責任	—		
【認定理由】主たる職種につき甲E75の1, 甲F75の4。曝露作業期間につき, 専ら屋外作業に従事しており, 国の規制権限の不行使の対象に含まれないから, 国の責任期間はない。			

控訴人番号 76

生年月日	昭和31年11月12日	死亡年月日	平成21年12月25日
労災認定日	平成21年3月16日	疾患名	肺がん
主たる職種	配線工	合併症	
曝露作業期間	昭和61年2月～昭和63年2月，平成元年5月～平成21年7月		
労働者の期間	昭和61年2月～昭和63年2月，平成元年5月～平成21年7月		
国の責任期間	8年		
企業の責任	—		
慰謝料額	2500万円		
喫煙歴	昭和51年11月頃～少なくとも平成19年6月頃，1日平均20本		
国の金額	600万円（2500万円÷3×0.8×0.9）		
相続・承継	控訴人（兄）が承継した。		
【認定理由】曝露作業期間のうち平成2年10月までは配管作業に従事（甲E76の1）。死亡が石綿関連疾患によることにつき甲E76の5。喫煙歴につき甲F76の2・平成20年9月17日付け聴取書，乙アE76の2。承継につき弁論の全趣旨。			

(別紙5) 控訴人の就労及び作業状況等に関する主張一覧

【別紙1】 各職種が直接取り扱う可能性のある石綿建材の種類

No.	建材名(一般名)	1 左官	2 塗装工	3 タイル工	4 保温工	5 大工	6 電工	7 配管工	8 鉄骨工	9 板金工	10 防水工	11 解体工	12 とび
①	吹付け石綿	●	●	●		●	●	●	○			○	○
②	石綿含有吹付けロックウール	●	●	●		●	●	●	○			○	○
③	湿式石綿含有吹付け材	●	●	●		●	●	●	○			○	○
④	石綿含有吹付けパーミキュライト											○	○
⑤	石綿含有吹付けバーライト											○	○
⑥	石綿含有けいそう土保温材				●		●					○	○
⑦	石綿含有けい酸カルシウム保温材				●		●					○	○
⑧	石綿含有パーミキュライト保温材				●		●					○	○
⑨	石綿含有バーライト保温材				●		●					○	○
⑩	石綿保温材				●		●					○	○
⑪	石綿含有けい酸カルシウム板第2種					●	●		○			○	○
⑫	石綿含有耐火被覆板					●	●					○	○
⑬	屋根用折板石綿断熱材											○	○
⑭	煙突用石綿断熱材											○	○
⑮	石綿含有スレートボード・フレキシブル板					●	●	●	○			○	○
⑯	石綿含有スレートボード・平板					●	●	●	○			○	○
⑰	石綿含有スレートボード・軟質板					●	●	●	○			○	○
⑱	石綿含有スレートボード・軟質フレキシブル板					●	●	●	○			○	○
⑲	石綿含有スレートボード・その他					●	●	●	○			○	○
⑳	石綿含有スラグせっこう板					●	●	●	○			○	○
㉑	石綿含有パルプセメント板					●	●	●	○			○	○
㉒	石綿含有押出成形セメント板					●	●	●	○			○	○
㉓	石綿含有けい酸カルシウム板第1種					●	●	●	○			○	○
㉔	石綿含有ロックウール吸音天井板					●	●	●	○			○	○
㉕	石綿含有せっこうボード					●	●	●	○			○	○
㉖	石綿含有バーライト板					●	●	●	○			○	○
㉗	石綿含有その他パネル・ボード					●	●	●	○			○	○
㉘	石綿含有壁紙											○	○
㉙	石綿含有ビニル床タイル					●			○			○	○
㉚	石綿含有ビニル床シート					●			○			○	○
㉛	石綿含有けい酸カルシウム床材					●			○			○	○
㉜	石綿含有ソフト巾木											○	○
㉝	石綿含有住宅屋根用化粧スレート									●		○	○
㉞	石綿含有ルーフィング										●	○	○
㉟	石綿含有窯業系サイディング									●		○	○
㊱	石綿含有建材複合金属系サイディング									●		○	○
㊲	石綿含有スレート波板・大波									●		○	○
㊳	石綿含有スレート波板・小波									●		○	○
㊴	石綿含有スレート波板・その他									●		○	○
㊵	石綿セメント管						●					○	○
㊶	石綿セメント円筒											○	○
㊷	石綿発泡体											○	○
㊸	混和材	●	●	●							●	○	○

●: 新築工事における直接取り扱う建材

○: 改修・解体工事における直接取り扱う建材

(別紙5)

【別紙左官-1】

左官工の内訳

No.	原告No.	被災者名	死亡	原告名 (遺族名)	就労始期	就労終期	就労 月数	石綿関連 疾患名	従事建物の比率		新築・改修の比率	
									木造	鉄筋・鉄骨	新築	改修
1	1	■■■■			1956(昭和31)年5月	2006(平成18)年3月	611	石綿肺	2割	8割	大半	僅か
2	17	■■■■	○	■■■■	1954(昭和29)年	2003(平成15)年	588	肺ガン	大半	(不明)	大半	(不明)
3	38	■■■■	○	■■■■	1952(昭和27)年4月	2005(平成17)年	636	中皮腫	(不明)	大半	大半	(不明)
4	45	■■■■			1961(昭和36)年4月	2007(平成19)年1月	550	肺ガン	8割	2割	9割	1割

[illegible]

(四)

- ① 原告(被告等)の請求月数は、入職・解職とも「1月」のみの特定なので、当該月の就労先「0」として計算した。
- ② 製造期間の月数は、製造開始年・製造中止年がともに「年」のみの特定なので、製造開始年・製造中止年を「1ヶ月」とした。
- ③ テーリング単独の製造期間には、ペーシングの製造販売を開始した1956年から1991年12月31日までを支持す。
- ④ 製品を複製製造販売している事象の製造期間については、重複期間を修正している。

(別紙5)

【別紙保温-1】

保温工の内訳

No.	原告No.	被災者名	死亡	原告名 (遺族名)	就労始期	就労終期	就労 月数	石綿関連 疾患名	従事建物の比率		新築・改修の比率	
									木造	鉄筋・鉄骨	新築	改修
1	13				1964(昭和39)年	2005(平成17)年4月	496	石綿肺 続発性気 管支炎	なし	10割	不明	不明
2	22				1965(昭和40)年4月	2000(平成12)年10月	410	石綿肺 続発性気 管支炎	なし	10割	2割	8割
3	12				1958(昭和33)4月1日	1998(平成10)年	480	びまん性 胸膜肥厚	0	100	不明	不明

原告No. 12
* の就労始期は、本書面との主張に係るプラントでの保温材との接点が発生した1958年4月1日からとした。

保温工の就労期間と保温材の製造期間の対応関係

メーカー名		建材名	製品名	製造期間	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100	101	102	103	104	105	106	107	108	109	110	111	112	113	114	115	116	117	118	119	120	121	122	123	124	125	126	127	128	129	130	131	132	133	134	135	136	137	138	139	140	141	142	143	144	145	146	147	148	149	150	151	152	153	154	155	156	157	158	159	160	161	162	163	164	165	166	167	168	169	170	171	172	173	174	175	176	177	178	179	180	181	182	183	184	185	186	187	188	189	190	191	192	193	194	195	196	197	198	199	200	201	202	203	204	205	206	207	208	209	210	211	212	213	214	215	216	217	218	219	220	221	222	223	224	225	226	227	228	229	230	231	232	233	234	235	236	237	238	239	240	241	242	243	244	245	246	247	248	249	250	251	252	253	254	255	256	257	258	259	260	261	262	263	264	265	266	267	268	269	270	271	272	273	274	275	276	277	278	279	280	281	282	283	284	285	286	287	288	289	290	291	292	293	294	295	296	297	298	299	300	301	302	303	304	305	306	307	308	309	310	311	312	313	314	315	316	317	318	319	320	321	322	323	324	325	326	327	328	329	330	331	332	333	334	335	336	337	338	339	340	341	342	343	344	345	346	347	348	349	350	351	352	353	354	355	356	357	358	359	360	361	362	363	364	365	366	367	368	369	370	371	372	373	374	375	376	377	378	379	380	381	382	383	384	385	386	387	388	389	390	391	392	393	394	395	396	397	398	399	400	401	402	403	404	405	406	407	408	409	410	411	412	413	414	415	416	417	418	419	420	421	422	423	424	425	426	427	428	429	430	431	432	433	434	435	436	437	438	439	440	441	442	443	444	445	446	447	448	449	450	451	452	453	454	455	456	457	458	459	460	461	462	463	464	465	466	467	468	469	470	471	472	473	474	475	476	477	478	479	480	481	482	483	484	485	486	487	488	489	490	491	492	493	494	495	496
-------	--	-----	-----	------	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

(註)13,

① ② の就労月数(266月)は、入職年が年のかの特定なので、入職年の1984は「1月」とした。また、製造期間が「年」のみの特定なので「1月」とした。

②製造期間の月数は、製造開始年・製造中止年がともに「年」のみの特定なので、製造開始年・製造中止年はいずれも「1ヶ月」とした。

③ 入札が以前からの製造期間も、投票グラフでは色を違えて表示してある。

④「総月数」欄の()内数字は、期間の重複を調整した月数。

⑤「製品名」欄の〔%〕は石綿含有率。

【別紙保温2-2】

控制人数23

保温工場の就労期間と保温材の製造期間の対応関係

メーカー名	種材名	製品名	製造期間	1963.2~2005.12	統計期間に 対応する製造 月数
1 三菱重工業	⑤ 石炭含有けい素工種材	I 建築土原産材等〔100〕	1940 ~ 1980	40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85 86 87	278
2 シェンエー・マテリアル	⑦ 石炭含有けい素工種材	I シリカライト〔1~25〕 II ランバーシジウム〔100〕 III パーミキュライト〔20~300〕	1960 ~ 1979	1971 ~ 1983	182
3 シュレーン・コロン	⑦ 石炭含有けい素工種材	I シリカライト〔1~25〕 II ランバーシジウム〔100〕 III パーミキュライト〔20~300〕	1971 ~ 1983	1985 ~ 1997	0
4 三菱重工業	⑦ 石炭含有けい素工種材	I シリカライト〔1~25〕 II ランバーシジウム〔100〕 III パーミキュライト〔20~300〕	1971 ~ 1983	1995 ~ 1997	0
5 三菱重工業	⑦ 石炭含有けい素工種材	I シリカライト〔1~25〕 II ランバーシジウム〔100〕 III パーミキュライト〔20~300〕	1971 ~ 1983	1995 ~ 1997	0
6 三菱重工業	⑦ 石炭含有けい素工種材	I シリカライト〔1~25〕 II ランバーシジウム〔100〕 III パーミキュライト〔20~300〕	1971 ~ 1983	1995 ~ 1997	0

【注】

① 労働者の就労月数(285月)について、入職年が1983年1月と「月」のみの特定なので、入職年の1983年を除外し「0ヶ月」とした。製造期間に対しては、最終年の1987(昭和62)年は、製造期間が「年」のみの特定なので「1ヶ月」とした。

②製造期間の月数は、製造開始年・製造中止年がともに「年」のみの特定なので、製造開始年・製造中止年は必ずしも「ヶ月」とした。また、製造開始以前から製造を開始している製品については、生駒の入港年の月数計算にあわせて「ヶ月」とした。

③ 鋼材が入庫以前の製造期間も、損傷グラフでは色を遷えて提示してある。

④「歳目数」欄の○内数字は、期間の重複を排除した目的。

④「毎月数」國のノド数ナハ、所聞の
⑤「制日各」國の「器」ハ五通金有也

【別紙保温2-3】

121
 122
 123
 124
 125
 126
 127
 128
 129
 130
 131
 132
 133
 134
 135
 136
 137
 138
 139
 140
 141
 142
 143
 144
 145
 146
 147
 148
 149
 150
 151
 152
 153
 154
 155
 156
 157
 158
 159
 160
 161
 162
 163
 164
 165
 166
 167
 168
 169
 170
 171
 172
 173
 174
 175
 176
 177
 178
 179
 180
 181
 182
 183
 184
 185
 186
 187
 188
 189
 190
 191
 192
 193
 194
 195
 196
 197
 198
 199
 200
 201
 202
 203
 204
 205
 206
 207
 208
 209
 210
 211
 212
 213
 214
 215
 216
 217
 218
 219
 220
 221
 222
 223
 224
 225
 226
 227
 228
 229
 230
 231
 232
 233
 234
 235
 236
 237
 238
 239
 240
 241
 242
 243
 244
 245
 246
 247
 248
 249
 250
 251
 252
 253
 254
 255
 256
 257
 258
 259
 260
 261
 262
 263
 264
 265
 266
 267
 268
 269
 270
 271
 272
 273
 274
 275
 276
 277
 278
 279
 280
 281
 282
 283
 284
 285
 286
 287
 288
 289
 290
 291
 292
 293
 294
 295
 296
 297
 298
 299
 300
 301
 302
 303
 304
 305
 306
 307
 308
 309
 310
 311
 312
 313
 314
 315
 316
 317
 318
 319
 320
 321
 322
 323
 324
 325
 326
 327
 328
 329
 330
 331
 332
 333
 334
 335
 336
 337
 338
 339
 340
 341
 342
 343
 344
 345
 346
 347
 348
 349
 350
 351
 352
 353
 354
 355
 356
 357
 358
 359
 360
 361
 362
 363
 364
 365
 366
 367
 368
 369
 370
 371
 372
 373
 374
 375
 376
 377
 378
 379
 380
 381
 382
 383
 384
 385
 386
 387
 388
 389
 390
 391
 392
 393
 394
 395
 396
 397
 398
 399
 400
 401
 402
 403
 404
 405
 406
 407
 408
 409
 410
 411
 412
 413
 414
 415
 416
 417
 418
 419
 420
 421
 422
 423
 424
 425
 426
 427
 428
 429
 430
 431
 432
 433
 434
 435
 436
 437
 438
 439
 440
 441
 442
 443
 444
 445
 446
 447
 448
 449
 450
 451
 452
 453
 454
 455
 456
 457
 458
 459
 460
 461
 462
 463
 464
 465
 466
 467
 468
 469
 470
 471
 472
 473
 474
 475
 476
 477
 478
 479
 480
 481
 482
 483
 484
 485
 486
 487
 488
 489
 490
 491
 492
 493
 494
 495
 496
 497
 498
 499
 500
 501
 502
 503
 504
 505
 506
 507
 508
 509
 510
 511
 512
 513
 514
 515
 516
 517
 518
 519
 520
 521
 522
 523
 524
 525
 526
 527
 528
 529
 530
 531
 532
 533
 534
 535
 536
 537
 538
 539
 540
 541
 542
 543
 544
 545
 546
 547
 548
 549
 550
 551
 552
 553
 554
 555
 556
 557
 558
 559
 560
 561
 562
 563
 564
 565
 566
 567
 568
 569
 570
 571
 572
 573
 574
 575
 576
 577
 578
 579
 580
 581
 582
 583
 584
 585
 586
 587
 588
 589
 590
 591
 592
 593
 594
 595
 596
 597
 598
 599
 600
 601
 602
 603
 604
 605
 606
 607
 608
 609
 610
 611
 612
 613
 614
 615
 616
 617
 618
 619
 620
 621
 622
 623
 624
 625
 626
 627
 628
 629
 630
 631
 632
 633
 634
 635
 636
 637
 638
 639
 640
 641
 642
 643
 644
 645
 646
 647
 648
 649
 650
 651
 652
 653
 654
 655
 656
 657
 658
 659
 660
 661
 662
 663
 664
 665
 666
 667
 668
 669
 670
 671
 672
 673
 674
 675
 676
 677
 678
 679
 680
 681
 682
 683
 684
 685
 686
 687
 688
 689
 690
 691
 692
 693
 694
 695
 696
 697
 698
 699
 700
 701
 702
 703
 704
 705
 706
 707
 708
 709
 710
 711
 712
 713
 714
 715
 716
 717
 718
 719
 720
 721
 722
 723
 724
 725
 726
 727
 728
 729
 730
 731
 732
 733
 734
 735
 736
 737
 738
 739
 740
 741
 742
 743
 744
 745
 746
 747
 748
 749
 750
 751
 752
 753
 754
 755
 756
 757
 758
 759
 760
 761
 762
 763
 764
 765
 766
 767
 768
 769
 770
 771
 772
 773
 774
 775
 776
 777
 778
 779
 780
 781
 782
 783
 784
 785
 786
 787
 788
 789
 790
 791
 792
 793
 794
 795
 796
 797
 798
 799
 800
 801
 802
 803
 804
 805
 806
 807
 808
 809
 810
 811
 812
 813
 814
 815
 816
 817
 818
 819
 820
 821
 822
 823
 824
 825
 826
 827
 828
 829
 830
 831
 832
 833
 834
 835
 836
 837
 838
 839
 840
 841
 842
 843
 844
 845
 846
 847
 848
 849
 850
 851
 852
 853
 854
 855
 856
 857
 858
 859
 860
 861
 862
 863
 864
 865
 866
 867
 868
 869
 870
 871
 872
 873
 874
 875
 876
 877
 878
 879
 880
 881
 882
 883
 884
 885
 886
 887
 888
 889
 890
 891
 892
 893
 894
 895
 896
 897
 898
 899
 900
 901
 902
 903
 904
 905
 906
 907
 908
 909
 910
 911
 912
 913
 914
 915
 916
 917
 918
 919
 920
 921
 922
 923
 924
 925
 926
 927
 928
 929
 930
 931
 932
 933
 934
 935
 936
 937
 938
 939
 940
 941
 942
 943
 944
 945
 946
 947
 948
 949
 950
 951
 952
 953
 954
 955
 956
 957
 958
 959
 960
 961
 962
 963
 964
 965
 966
 967
 968
 969
 970
 971
 972
 973
 974
 975
 976
 977
 978
 979
 980
 981
 982
 983
 984
 985
 986
 987
 988
 989
 990
 991
 992
 993
 994
 995
 996
 997
 998
 999
 1000

(製法の製造期間に於ける就労期間)		1953～1958	1959	1960	1961	1962	1963	1964	1965	1966	1967	1968	1969	1970	1971	1972	1973	1974	1975	1976	1977	1978	1979	1980	1981	1982	1983	1984	1985	1986	1987	1988	1989	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2036	2037	2038	2039	2040	2041	2042	2043	2044	2045	2046	2047	2048	2049	2050	2051	2052	2053	2054	2055	2056	2057	2058	2059	2060	2061	2062	2063	2064	2065	2066	2067	2068	2069	2070	2071	2072	2073	2074	2075	2076	2077	2078	2079	2080	2081	2082	2083	2084	2085	2086	2087	2088	2089	2090	2091	2092	2093	2094	2095	2096	2097	2098	2099	2100	2101	2102	2103	2104	2105	2106	2107	2108	2109	2110	2111	2112	2113	2114	2115	2116	2117	2118	2119	2120	2121	2122	2123	2124	2125	2126	2127	2128	2129	2130	2131	2132	2133	2134	2135	2136	2137	2138	2139	2140	2141	2142	2143	2144	2145	2146	2147	2148	2149	2150	2151	2152	2153	2154	2155	2156	2157	2158	2159	2160	2161	2162	2163	2164	2165	2166	2167	2168	2169	2170	2171	2172	2173	2174	2175	2176	2177	2178	2179	2180	2181	2182	2183	2184	2185	2186	2187	2188	2189	2190	2191	2192	2193	2194	2195	2196	2197	2198	2199	2200	2201	2202	2203	2204	2205	2206	2207	2208	2209	2210	2211	2212	2213	2214	2215	2216	2217	2218	2219	2220	2221	2222	2223	2224	2225	2226	2227	2228	2229	2230	2231	2232	2233	2234	2235	2236	2237	2238	2239	2240	2241	2242	2243	2244	2245	2246	2247	2248	2249	2250	2251	2252	2253	2254	2255	2256	2257	2258	2259	2260	2261	2262	2263	2264	2265	2266	2267	2268	2269	2270	2271	2272	2273	2274	2275	2276	2277	2278	2279	2280	2281	2282	2283	2284	2285	2286	2287	2288	2289	2290	2291	2292	2293	2294	2295	2296	2297	2298	2299	2300	2301	2302	2303	2304	2305	2306	2307	2308	2309	2310	2311	2312	2313	2314	2315	2316	2317	2318	2319	2320	2321	2322	2323	2324	2325	2326	2327	2328	2329	2330	2331	2332	2333	2334	2335	2336	2337	2338	2339	2340	2341	2342	2343	2344	2345	2346	2347	2348	2349	2350	2351	2352	2353	2354	2355	2356	2357	2358	2359	2360	2361	2362	2363	2364	2365	2366	2367	2368	2369	2370	2371	2372	2373	2374	2375	2376	2377	2378	2379	2380	2381	2382	2383	2384	2385	2386	2387	2388	2389	2390	2391	2392	2393	2394	2395	2396	2397	2398	2399	2400	2401	2402	2403	2404	2405	2406	2407	2408	2409	2410	2411	2412	2413	2414	2415	2416	2417	2418	2419	2420	2421	2422	2423	2424	2425	2426	2427	2428	2429	2430	2431	2432	2433	2434	2435	2436	2437	2438	2439	2440	2441	2442	2443	2444	2445	2446	2447	2448	2449	2450	2451	2452	2453	2454	2455	2456	2457	2458	2459	2460	2461	2462	2463	2464	2465	2466	2467	2468	2469	2470	2471	2472	2473	2474	2475	2476	2477	2478	2479	2480	2481	2482	2483	2484	2485	2486	2487	2488	2489	2490	2491	2492	2493	2494	2495	2496	2497	2498	2499	2500	2501	2502	2503	2504	2505	2506	2507	2508	2509	2510	2511	2512	2513	2514	2515	2516	2517	2518	2519	2520	2521	2522	2523	2524	2525	2526	2527	2528	2529	2530	25
-------------------	--	-----------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	----

(別紙5)

【別紙電工-1】

電工の内訳

No.	原告No.	被災者名	死亡	原告名 (遺族名)	就労始期	就労終期	就労 月数	石綿関連 疾患名	従事建物の比率		新築・改修の比率	
									木造	鉄筋・鉄骨	新築	改修
1	31				1955(昭和30)年4月	2003(平成15)年8月	580	石綿肺	なし	10割	7割	3割
2	36		○		1965(昭和40)年4月	2000(平成12)年10月	426	肺ガン	不明	大半	大半	不明
3	66		○		1967(昭和42)年4月	2008(平成20)年	489	中皮腫	不明	大半	不明	不明
4	70				1961(昭和36)年4月	2008(平成20)年9月	569	肺ガン	6割	4割	8割	2割

(热)

(注) ① 就労月数の入職年は、いずれも「月」のみの特定なので、その就労月は0として計算した。

② 製造期間の月数は、製造開始年・製造中止年がともに「年」のみなので、製造開始年・製造中止年はいずれも「1か月」とした。

③「各就労期間に対応する製造月数」欄の「月数」は、重複期間を修正した月数。

④「製品名」欄の(%)は、石綿含有率。

【別紙電工-3】

電工の就労期間と石綿吹付け材の製造期間の対応関係

③166 ④170	メーカー名	製造期間 の製造期間に 対応する就労期間	製品名	1967.4～1989.1												261 333
				1967.4～1989.1												
1	ニチアス	①吹付け石綿	①トムレックス(黒)	1958～1971												③237 ④309
		②吹付け石綿	②トムレックス(白・茶)	1958～1974												
		③石綿含有吹付け材	③スプレックスラフH	1970～1974												
		④石綿含有吹付け材	④トムレット	1970～1987												
2	A&Aマテリアル	①吹付け石綿	①ATM-120	1978～1987												③227 ④280
		②石綿含有吹付けロックウール	②フロベス	1962～1971												
		③石綿含有吹付けロックウール	③浅野ダイヤロック	1971～1975												
		④石綿含有吹付けロックウール	④フロベスR(タイプA)	1971～1975												
3	ノザワ	①吹付け石綿	①フロベストウエット	1972～1987												③153 ④206
		②吹付け石綿	②ノザワコーベックス	1962～1975												
4	太平洋セメント	①吹付け石綿	①ノザワコーベックスR	1970～1980												③206 ④206
		②石綿含有吹付けロックウール	②アサノスプレーコート	1971～1978												
5	日東紡績	①吹付け石綿	①アサノスプレーコート	1971～1989												③237 ④302
		②石綿含有吹付けロックウール	②アサノスプレーコートウエット	1971～1989												
6	新日鉄住金化学	①吹付け石綿	①スプレックス(12～20%)	1961～1975												③110 ④110
		②石綿含有吹付けロックウール	②スプレックス	1974～1987												
7	ナイガイ	①吹付け石綿	①スプレックス	1968～1977												③107 ④172
		②石綿含有吹付けロックウール	②スプレックス(原色)	1968～1977												
8	日本バルカー工業	①吹付け石綿	①スプレックス(黄色)	1968～1978												③237 ④309
		②石綿含有吹付けロックウール	②スプレックス(黄色)	1968～1978												
9	和久産業(新外)	①吹付け石綿	①サモックスA	1968～1975												③14 ④14
		②石綿含有吹付けロックウール	②サモックス(2%)	1961～1975												
		③吹付け石綿	③サモックス(5%未満)	1976～1978												
		④吹付け石綿	④リンベト	1959～1971												
		⑤石綿含有吹付けロックウール	⑤バルカロック(20%)	1971～1974												
		⑥石綿含有吹付けロックウール	⑥バルカウエット	1973～1987												
		⑦吹付け石綿	⑦ペリーコート	1971～1973												
		⑧吹付け石綿	⑧ペリーコート	1971～1973												

(注)

- ① 就労月数の入職年は、いずれも「月」のみの特定なので、その就労月は0として計算し、その年の就労数を8月として計算した。
 ② 製造期間の月数は、製造開始年・製造中止年がともに「年」のみなので、製造開始年・製造中止年はいずれも「1月」とした。
 ③ 「各就労期間に対応する製造月数」欄の「月数」は、重複期間を修正した月数。
 ④ 「製品名」欄の(%)は、石綿含有率。

(別紙5)

【電工・別表】

70		肺ガン	電工の就労期間	1961年4月～2008年9月	569 月
被告名	No.	建材名	製造期間	全建材合計の製造期間	製造・就労対応月数
エーアンドエーマテリアル	⑮	フレキシブル板	1957～2004	1935～2004	513月
	⑯	平板	1935～2004		
	㉓	けい酸カルシウム板第1種	1969～2004		
三菱マテリアル建材	⑮	フレキシブル板	1958～2001	1958～2001	476月
	⑯	平板	1958～1993		
	㉓	けい酸カルシウム板第1種	1972～1997		
ノザワ	⑯	平板	1931～1985	1931～1985	273月
ニチアス	㉓	けい酸カルシウム板第1種	1960～1992	1960～1992	369月
大建工業	㉓	けい酸カルシウム板第1種	1972～1997年10月	1964～1997年10月	395月
	㉔	ロックウール吸音天井板	1964～1986		

【配管工・別紙1】

No.	原告No.	被災者名	死亡	原告名 (遺族名)	就労始期	就労終期	就労 月数	石綿関連 疾患名	従事建物の比率		新築・改修の比率	
									木造	鉄筋・鉄骨	新築	改修
1	10	■	○	■	1964(昭和39)年	2005(平成17年)6月	485	肺ガン	25	75	不明	不明
2	18	■	○	■	1964(昭和39)年	2005年	482	石綿肺	0	100	不明	不明
3	30	■	○	■ 他	1970(昭和45)4月	1997(平成9年)3月	322	肺ガン	50	50	不明	不明
4	32	■	○	■	1964(昭和39)年4月	2006(平成18)年7月	506	石綿肺2 続発性気 管支炎	50	50	不明	不明
5	33	■			1987(昭和62)年4月	2005(平成17)年	255	肺ガン	70	30	50	50
6	52	■	○	■	1965(昭和40)1月	2008(平成20)年9月	525	肺ガン	0	100	不明	不明
7	60	■	○		1952(昭和27)年4月	2002(平成14年)7月	602	石綿肺4	25	75	80	20
8	62	■			1966(昭和41)年頃	2006(平成19)年5月	473	肺ガン	10	90	60	40
9	64	■			①1967(昭和42)年10月 ②1994(平成6年)6月	①1979(昭和54年)12月 ②2005(平成17年)8月	307	石綿肺2 続発性気 管支炎	50	50	60	40
10	71	■	○	■	1975(昭和50年)4月	2008(平成20)年 12月	371	肺ガン	0	100	不明	不明
11	76	■	○	■	1986(昭和61)年2月	1990(平成2)年10月	55	肺ガン	0	100	不明	不明

(別紙5)

【配管工・別紙2】
 <生存控訴人>

控訴人番号33

の就労期間			1987年4月～2005年 (255月)	
被控訴人名	建材名	建材種類毎の製造期間	全種類建材合計の製造期間	対応月数
ニテアス	① 吹付け石綿	1956～1974	1956～1987	0月
	② 石綿含有ロックウール	1970～1974		
	③ 湿式石綿含有吹付け材	1970～1987		
A&Aマテリアル	① 吹付け石綿	1962～1971	1960～2000	154月
	② 石綿含有吹付けロックウール	1971～1975		
	③ 湿式石綿含有吹付け材	1972～1987		
	④ 石綿セメント円筒	1960～2000		
ノザワ	① 吹付け石綿	1962～1975	1962～1980	0月
	② 石綿含有吹付けロックウール	1970～1980		
太平洋セメント	② 石綿含有吹付けロックウール	1971～1978	1971～1989	22月
	③ 湿式石綿含有吹付け材	1973～1989		
日東紡績	② 石綿含有吹付けロックウール	1961～1975	1961～1987	0月
	③ 湿式石綿含有吹付け材	1974～1987		
新日鉄住金化学	② 石綿含有吹付けロックウール	1968～1978	1968～1978	0月
ナイガイ	① 吹付け石綿	1969～1975	1961～1978	0月
	② 石綿含有吹付けロックウール	1961～1978		
日本バルカー工業	① 吹付け石綿	1959～1971	1959～1987	0月
	② 石綿含有吹付けロックウール	1971～1974		
	③ 湿式石綿含有吹付け材	1973～1987		

控訴人番号62

の就労期間			1966年～2006年5月 (473月)	
被控訴人名	建材名	建材種類毎の製造期間	全種類建材合計の製造期間	対応月数
ニテアス	① 吹付け石綿	1956～1974	1956～1987	242月
	② 石綿含有ロックウール	1970～1974		
	③ 湿式石綿含有吹付け材	1970～1987		
A&Aマテリアル	① 吹付け石綿	1962～1971	1960～2000	398月
	② 石綿含有吹付けロックウール	1971～1975		
	③ 湿式石綿含有吹付け材	1972～1987		
	④ 石綿セメント円筒	1960～2000		
ノザワ	① 吹付け石綿	1962～1975	1962～1980	158月
	② 石綿含有吹付けロックウール	1970～1980		
太平洋セメント	② 石綿含有吹付けロックウール	1971～1978	1971～1989	206月
	③ 湿式石綿含有吹付け材	1973～1989		
日東紡績	② 石綿含有吹付けロックウール	1961～1975	1961～1987	242月
	③ 湿式石綿含有吹付け材	1974～1987		
新日鉄住金化学	② 石綿含有吹付けロックウール	1968～1978	1968～1978	110月
ナイガイ	① 吹付け石綿	1969～1975	1961～1978	134月
	② 石綿含有吹付けロックウール	1961～1978		
日本バルカー工業	① 吹付け石綿	1959～1971	1959～1987	242月
	② 石綿含有吹付けロックウール	1971～1974		
	③ 湿式石綿含有吹付け材	1973～1987		

(別紙5)

【別紙 大工-1】

大工の内訳

No.	原告No.	被災者名	死亡	原告名 (遺族名)	就労始期	就労終期	就労 月数	石綿関連 疾患名	従事建物の比率		新築・改修の比率	
									木造	鉄筋・鉄骨	新築	改修
8	9	■■■■			1950(昭和25)年4月	2004(平成16)年5月	649ヵ月	石綿肺	8	2	5	5
15	25	■■■■			1961(昭和36)年11月	2004(平成16)年11月	516ヵ月	びまん性 胸膜肥厚	3	7	9	1
17	28	■■■■			1951(昭和26)年3月	2000(平成12)年12月	597ヵ月	石綿肺	7	3	6	4
19	35	■■■■			1959(昭和34)年1月	2000(平成12)年1月	492ヵ月	肺がん	6	4	6	4
32	58	■■■■			1951(昭和26)年4月	2005(平成17)年8月	652ヵ月	肺がん	9	1	7	3
33	61	■■■■			1970(昭和45)年1月	2004(平成16)年3月	410ヵ月	石綿肺	5	5	6	4
34	63	■■■■			1953(昭和28)年4月	2008(平成20)年8月	664ヵ月	石綿肺	9	1	6	4
35	67	■■■■			1952(昭和27)年10月	2000(平成12)年2月	566ヵ月	石綿肺	5	5	9	1
36	68	■■■■			1950(昭和25)年4月	2005(平成17)年1月	657ヵ月	石綿肺	6.5	3.5	10	0

(別紙5)

【別紙 大工-1】

大工の内訳

No.	原告No.	被災者名	死亡	原告名 (遺族名)	就労始期	就労終期	就労 月数	石綿関連 疾患名	従事建物の比率		新築・改修の比率	
									木造	鉄筋・鉄骨	新築	改修
1	2		○		1957(昭和32)年4月	2007(平成19)年1月	597ヵ月	肺がん				
2	3		○		1945(昭和20)年10月	2008(平成18)年3月	725ヵ月	肺がん				
3	4		○		1952(昭和27)年4月	2005(平成17)年8月	640ヵ月	じん肺				
4	5		○		1948(昭和23)年4月	2006(平成18)年4月	686ヵ月	中皮腫				
5	6		○		1951(昭和26)年12月	2002(平成14)年4月	604ヵ月	じん肺				
6	7		○		1958(昭和33)年12月	2005(平成17)年10月	588ヵ月	じん肺				
7	8		○		1972(昭和47)年4月	2008(平成18)年10月	414ヵ月	中皮腫				
8	11		○		1957(昭和32)年4月	2001(平成13)年4月	528ヵ月	肺がん				
9	14		○		1945(昭和20)年12月	1995(平成7)年8月	596ヵ月	中皮腫				
10	16		○		1954(昭和29)年12月	2001(平成13)年3月	555ヵ月	じん肺				
11	20		○		1959(昭和34)年4月	2000(平成12)年1月	489ヵ月	肺がん				
12	21		○		1991(平成3)年12月 1996(平成8)年12月	1994(平成6)年6月 2006(平成18)年10月	149ヵ月	じん肺・ 肺がん				
13	26		○		1959(昭和34)年12月	2002(平成14)年2月	506ヵ月	肺がん				
14	29				1952(昭和27)年4月	2009(平成18)年2月	648ヵ月	じん肺				
15	37		○		1966(昭和41)年8月	2003(平成15)年8月	444ヵ月	じん肺				
16	40		○		1970(昭和45)年4月	2002(平成14)年1月	381ヵ月	じん肺				
17	41		○		1944(昭和19)年4月	2004(平成16)年3月	719ヵ月	肺がん				
18	42		○		1965(昭和40)年12月	2005(平成17)年10月	478ヵ月	肺がん				
19	43		○		1951(昭和26)年4月	2007(平成19)年1月	669ヵ月	肺がん				
20	44				1956(昭和31)年12月	2006(平成18)年5月	593ヵ月	肺がん				
21	46		○		1965(昭和40)年12月	2008(平成21)年1月	517ヵ月	肺がん				
22	47		○		1950(昭和25)年12月	1985(平成7)年3月	531ヵ月	肺がん				
23	48		○		1954(昭和29)年4月	2009(平成21)年5月	661ヵ月	中皮腫				
24	51		○		1945(昭和20)年12月	1995(平成7)年10月	598ヵ月	じん肺				
25	54		○		1947(昭和22)年12月	2007(平成19)年1月	709ヵ月	肺がん				
26	55		○		1951(昭和26)年4月	2007(平成19)年1月	669ヵ月	肺がん				
27	73		○		1986(昭和41)年12月	2008(平成21)年7月	511ヵ月	じん肺				
28	74		○		1967(昭和42)年4月	2007(平成19)年5月	491ヵ月	肺がん				

(182)

- ① 1847年秋の人数表、組織表は、「月」のみの特定の場合、その数2月分とは計算した。また、入団・入團・年次別「年」のみの特定の場合、その年分、かつ「月」として計算した。
- ② 組織別時の人数表は、東京府支部設立の翌年中と翌年のみのもの、近衛篤磨生・近衛中止年はいずれも「年」のみ。
- ③ 「各支部所属に均等な影響を及ぼす」が目的で、東京府支部を移居した月数。

(別紙5)

【別紙塗装-1】

塗装工の内訳

No.	控訴人 No.	被災者名	死亡	控訴人名 (遺族名)	就労始期	就労終期	就労 月数	石綿関連 疾患名	従事建物の比率		新築・改修の比率	
									木造	鉄筋・鉄骨	新築	改修
1	15				1958(昭和33)年4月	2009(平成21)年12月	620	肺ガン	8割以上	2割以下	8割以上	2割弱
2	39		○		1965(昭和40)年	2006(平成18)年	480	肺ガン		主として	主として	
3	50		○		1968(昭和43)年	2008(平成20)年8月	480	肺ガン	半分位	半分位	あり	あり
4	69				1980(昭和35)年4月	2005(平成17)年	542	肺ガン	1割	9割	6割	4割

【別紙塗装-2の1】

塗装工の就労期間と溶剤剤の製造期間の対応関係(1)

115	メーカー名	製品名	製造期間	1984~2003												就労期間(月)
				84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	
1	ノゾワ	① 溶剤剤	アサヒ KSM ニューデューズ	100												920
2	日本セメント	② 溶剤剤	NSハイパワースーパーII (関西)	71												86
3	日本化成	③ 溶剤剤	NSハイパワースーパーII (関東)	24												84
4	日本タタコ	④ 溶剤剤	NSハイパワースーパーII (九州)	39												100
5	ニッポン	⑤ 溶剤剤	ハートス	24												134
6	ニッポン	⑥ 溶剤剤	ハートス	39												98
7	ニッポン	⑦ 溶剤剤	ハートス	33 (修正)												14

(注)

- ① 溶剤剤(製造者)の就労月数は、入職・退職とも「月」のみの特定なので、当該月の就労を「0」として計算した。
- ② 製造期間の月数は、製造開始年・製造中止年がともに「年」のみの特定なので、製造開始年・製造中止年はいずれも「1ヶ月」とした。
- ③ テーリング部品の製造期間とは、ノゾワがテーリングの製造販売を開始した1986年から1991年2月31日までを指す。
- ④ 製品を複数製造販売している場合は、重複期間を修正している。

450

【板金工・別紙一1】

No.	控訴人No.	被災者名	死亡	控訴人名 (遺族名)	就労始期	就労終期	就労 月数	石綿関連 疾患名	従事建物の比率		新築・改修の比率	
									木造	鉄筋・鉄骨	新築	改修
1	34	■	○	■	1951(昭和26)年	2004(平成16)年12月	636	肺がん じん肺	3割以上	3割以上	不明	不明
2	65	■	○	■	1961(昭和36)年頃	2008(平成20)年3月	504	肺がん	3割以上	3割以下	不明	不明
3	75	■	○	■	1959(昭和34)年	2005(平成17)年	552	肺がん	3割以上	3割以下	不明	不明

(別紙5)

【板金工・別紙-2】

34		肺がん・じん肺	就労期間 1951年～2004年12月(636月)			
被告名	No.	建材名	製造期間	就労・製造対応月数	各社合計の製造期間	合計対応月数
クボタ	33	住宅屋根用化粧スレート	1961～2001	470月	1961～2001	470月
ケイミュー	33	住宅屋根用化粧スレート	1971～2003	374月	1971～2003	374月
積水化学工業	33	住宅屋根用化粧スレート	1975～1990	170月	1975～1990	170月
エーアンドエーマテリアル	37	スレート波板・大波	1936～2004	626月	1917～2004	626月
	38	スレート波板・小波	1917～2004	626月		
	39	スレート波板・その他	1950～2004	614月		
ノザワ	37	スレート波板・大波	1931～2004	626月	1931～2004	626月
	38	スレート波板・小波	1931～2004	626月		
	39	スレート波板・その他	1962～2002	470月		
三菱マテリアル建材	37	スレート波板・大波	1957～2003	542月	1957～2003	542月
	38	スレート波板・小波	1957～2003	542月		
	39	スレート波板・その他	1968～2003	410月		

65		肺がん	就労期間 1961年～2008年3月(504月)			
被告名	No.	建材名	製造期間	就労・製造対応月数	各社合計の製造期間	合計対応月数
クボタ	33	住宅屋根用化粧スレート	1961～2001	470月	1961～2001	470月
ケイミュー	33	住宅屋根用化粧スレート	1971～2003	374月	1971～2003	374月
積水化学工業	33	住宅屋根用化粧スレート	1975～1990	170月	1975～1990	170月

75		肺がん	就労期間 1959年～2005年(552月)			
被告名	No.	建材名	製造期間	就労・製造対応月数	各社合計の製造期間	合計対応月数
クボタ	33	住宅屋根用化粧スレート	1961～2001	470月	1961～2001	470月
ケイミュー	33	住宅屋根用化粧スレート	1971～2003	374月	1971～2003	374月
積水化学工業	33	住宅屋根用化粧スレート	1975～1990	170月	1975～1990	170月

(別紙5)

【別紙 解体工-1】

解体工の内訳

	控訴 人No.	被災者名	死亡	控訴人名 (遺族名)	主な職種	就労始期	就労終期	就労 月数	石綿関連 疾患名	従事建物の比率	
										木造	鉄筋・鉄骨
①	19		○		解体工	1964(昭和39)年12月	2000(平成12)年9月	429ヵ月	石綿肺	5	5
②	27		○		解体工	1973(昭和48)年7月	2001(平成13)年3月	332ヵ月	肺がん	5	5
③	49		○		煮	1961(昭和36)年12月	2007(平成19)年9月	549ヵ月	肺がん	0	10
④	57				解体工	1974(昭和49)年12月	2005(平成17)年3月	363ヵ月	肺がん	9	1
⑤	22				解体工	1964(昭和39)年12月	2007(平成19)年4月	508ヵ月	石綿肺	2	8
⑥	56				解体工	1971(昭和46)年12月	2008(平成20)年1月	433ヵ月	石綿肺	10	0

[illegible]

(別紙5)

【別紙タイラー1】

タイラーの内訳

No.	控訴人 No.	被災者名	死亡	控訴人名 (遺族名)	就労始期	就労終期	就労 月数	石棉関連 疾患名	従事建物の比率		新築・改修の比率	
									木造	鉄筋・鉄骨	新築	改修
1	24		○		1985(昭和60)年1月	2008(平成20)年12月	287	肺がん	0	10	不明	不明

(別紙5)

【別紙鉄骨工－1】

鉄骨工の内訳

No.	原告No.	被災者名	死亡	原告名 (遺族名)	就労始期	就労終期	就労 月数	石棉関連 疾患名	従事建物の比率		新築・改修の比率	
									木造	鉄筋・鉄骨	新築	改修
1	58		○		1967(昭和42)年	2007(平成19)年	480	石綿肺	なし	10割	不明	不明

(別紙5)

【別紙現場数一覧表】

生存控訴人の現場数一覧表

	原告 番号	原告名	職種	就労時期	就労月数	総現場数	1年毎の現場数	備考
③	12	■■■■	保温 (配管)	1953(昭和28)年～2004(平成16)年	490か月	908～928件	約18件	
④	13	■■■■	保温	1964(昭和39)年～2005(平成17)年4月	496か月	536件	約12件	
⑦	23	■■■■	保温	1963(昭和38)年4月～2005(平成17)年12月	410か月	130件程度	5～6件	昭和38年4月～昭和57年6月までの間、昭和電工扇町工場、アジア石油等に常駐のため、この間の現場としては2か所。
⑪	33	■■■■	配管	1987(昭和62)年4月～2005(平成17)年	255か月	600件くらい	27件	
⑬	62	■■■■	配管	1966(昭和41)年～2007(平成19)年5月	492か月	約600～800件	約17件	1日だけ作業したところもいれると1.5倍くらいになるが、除外した。
⑯	64	■■■■	配管	1967(昭和42)年10月～2005(平成17)年8月3日	267か月	3000～4500くらい	120件以上 (1か月10～15件)	
⑤	15	■■■■	塗装	1957(昭和31)年4月～2009(平成21)年12月		2100件以上	40件以上	
⑬	69	■■■■	塗装	1960(昭和35)年4月～2006(平成18)年7月		1500件以上	33件	
⑩	31	■■■■	電気	1955(昭和30)年4月～2003(平成15)年8月	580か月	1000件以上	20件	
⑭	70	■■■■	電気	1961(昭和36)年4月～2008(平成20)年9月	569か月	2500件くらい	約53件	2000件～3000件くらいとの陳述から2500件とした。
②	9	■■■■	大工	1950(昭和25)年4月～2004(平成16)年5月	649か月	約300件以上	約5件以上	応援、手伝いに行った現場を入れるともっと多数になる。
⑧	25	■■■■	大工	1961(昭和36)年11月～2004(平成16)年11月	517か月	645件以上		再聴取により修正
⑨	28	■■■■	大工	1951(昭和26)年4月～2002(平成14)年	612か月	550件以上	10～15件	
⑫	35	■■■■	大工	1959(昭和34)年～2000(平成12)年	492か月	1500～1600件前後	37件	
⑮	59	■■■■	大工	1951(昭和26)年4月～2005(平成17)年8月	652か月	正確にわからないが300件程度	5～6件	

⑪	61	大工	1970(昭和45)年～2004(平成16)年3月	408か月	約650件くらい	昭和45～昭和62年までは年間36件くらい、昭和62年～平成5年までは年間5～6件くらい平成6年以降は年間2～3件ほど	再聴取により修正
⑬	63	大工	1953(昭和28)年4月～2008(平成20)年8月まで	665か月	2350件程度	昭和28年4月～平成11年6月(55ヶ月)までは年間に50か所ほど、それ以降(110ヶ月)は年間に6～6棟	
⑰	67	大工	1952(昭和27)年～2000(平成12)年	566か月	約735件	約16件	聴取不能のため、平均から算出(月1.3)
⑳	68	大工	1959(昭和34)年4月～2005(平成17)年	657か月	600件以上	10件以上	
㉑	1	左官	1956(昭和31)年5月～2006(平成18)年3月	611か月	868～1038件	19件前後	
㉒	45	左官	1961(昭和36)年4月～2007(平成19)年1月	550か月	2500件以上	78件	平成5年までは年間20～30棟 平成6年から年間200棟
㉓	22	解体	1964(昭和39)年12月～2003(平成15)年4月	508か月	約275件	約7件	新築50～60くらい 改修70 解体100じゃきかない →150件くらいと評価
㉔	56	解体	1971(昭和46)年～2008(平成20)年	444か月	約1110件	約30件	
㉕	57	解体	1974(昭和49)年12月～2005(平成17)年3月	363か月	約700件	23件	

【別紙現場数一覧表】

遺族控訴人の現場数一覧表

原告 番号	原告名	被害者	職種	就労時期	就労月数	総現場数	1年毎の現場数	備考
①	2		大工	1957(昭和32)年4月～ 2007(平成19)年1月	597か月	約776件	約16件	
②	3		大工	1945(昭和20)年10月～ 2006(平成18)年3月	725か月	約942件	約16件	
③	4		大工	1952(昭和27)年4月～ 2005(平成17)年8月	640か月	約832件	約16件	
④	5		大工	1948(昭和23)年4月～ 2006(平成18)年4月	696か月	約904件	約16件	
⑤	6		大工	1951(昭和26)年12月～ 2002(平成14)年4月	604か月	約785件	約16件	
⑥	7		大工	1956(昭和31)年12月1日～ 2005(平成17)年10月1日	528か月	約686件	約16件	
⑦	8		大工	1972(昭和47)年4月～ 2006(平成18)年10月	414か月	約538件	約16件	
⑧	10		配管	1964(昭和39)年～2005(平 成17)年6月	485か月	約1603件	約40件	
⑨	11		大工	1957(昭和32)年4月～ 2001(平成13)年4月	528か月	約686件	約16件	
⑩	14		大工	1945(昭和20)年12月～ 1995(平成7)年8月	596か月	約774件	約16件	
⑪	16		大工	1954(昭和29)年12月～ 2001(平成13)年3月	555か月	約721件	約16件	
⑫	17		左官	1954(昭和29)年～2003(平 成15)年	588か月	約2352件	約48件	
⑬	18		配管	1964(昭和39)年～2005(平 成17)年	482か月	約1590件	約40件	
⑭	19	外1名	解体	1964(昭和39)年～2000 (平成12)年9月	429か月	約1321件	約37件	
⑮	20		大工	1959(昭和34)年4月～ 2000(平成12)年1月	489か月	約635件	約16件	
⑯	21		大工	1991(平成3)年12月～ 1994(平成6)年6月、 1996(平成8)年12月～ 2006(平成18)年10月	149か月	約193件	約16件	
⑰	24		タイル工	1985(昭和60)年1月～ 2008(平成20)年12月	287か月	約1004件	約42件	
⑱	26		大工	1959(昭和34)年12月～ 2002(平成14)年2月	506か月	約657件	約16件	
⑲	27		解体	1973(昭和48)年7月～ 2001(平成13)年3月	332か月	約1022件	約37件	
⑳	29		大工	1952(昭和27)年4月～ 2006(平成18)年2月	646か月	約839件	約16件	
㉑	30	外2名	配管	1970(昭和45)年4月～ 1997(平成9)年3月	311か月	約1026件	約40件	
㉒	32		配管	1964(昭和39)年4月～ 2003(平成15)年7月	471か月	約1554件	約40件	
㉓	34		板金	1951(昭和26)年～2004(平 成16)年12月	636か月	約2480件	約47件	

㉔	36		電工	1965(昭和40)年4月～ 2000(平成12)年10月	426か月	約1278件	約36件
㉕	37		大工	1966(昭和41)年8月～ 2003(平成15)年8月	444か月	約577件	約16件
㉖	38		左官	1952(昭和27)年4月～ 2005(平成17)年3月	636か月	約2544件	約48件
㉗	39	外1名	塗装	1965(昭和40)年～2002(平 成14)年	444か月	約1183件	約32件
㉘	40		大工	1970(昭和45)年4月～ 2002(平成14)年1月	381か月	約495件	約16件
㉙	41	外1名	大工	1944(昭和19)年4月～ 2004(平成16)年3月	719か月	約934件	約16件
㊱	42		大工	1965(昭和40)年12月～ 2005(平成17)年10月	478か月	約621件	約16件
㊲	43		大工	1951(昭和26)年4月～ 2007(平成19)年1月	669か月	約869件	約16件
㊳	44	外1名	大工	1956(昭和31)年12月～ 2006(平成18)年5月	593か月	約770件	約16件
㊴	46		大工	1965(昭和40)年12月～ 2009(平成21)年1月	517か月	約672件	約16件
㊵	47		大工	1950(昭和25)年12月～ 1995(平成7)年3月	531か月	約690件	約16件
㊶	48	外1名	大工	1954(昭和29)年4月～ 2009(平成21)年5月	661か月	約859件	約16件
㊷	49		とび	1961(昭和36)年～2007(平 成19)年9月	549か月	約1690件	約37件
㊸	50		塗装	1968(昭和43)年～2008(平 成20)年8月	480か月	約1280件	約32件
㊹	51		大工	1945(昭和20)年12月～ 1995(平成7)年10月	598か月	約777件	約16件
㊺	52		配管	1965(昭和40)年1月～ 2008(平成20)年9月	513か月	約1692件	約40件
㊻	54		大工	1947(昭和22)年12月～ 2007(平成19)年1月	709か月	約921件	約16件
㊼	55		大工	1951(昭和26)年4月～ 2007(平成19)年1月	669か月	約869件	約16件
㊽	58		鉄骨	1967(昭和42)年～2007(平 成19)年	458か月	約458件	約12件
㊾	60		配管	1952(昭和27)年～2002(平 成14)年7月	602か月	約1950件	約40件
㊿	65		板金	1961(昭和36)年～2008(平 成20)年3月	504か月	約1965件	約47件
㋀	66		電工	1967(昭和42)年4月～ 2008(平成20)年	489か月	約1467件	約36件
㋁	71		配管	1975(昭和50)年4月～ 2008(平成20)年	591か月	約1257件	約40件
㋂	72						取下げ
㋃	73		大工	1966(昭和41)年12月～ 2009(平成21)年7月	511か月	約664件	約16件
㋄	74		大工	1967(昭和42)年4月～ 2007(平成19)年5月	481か月	約625件	約16件
㋅	75		板金	1959(昭和34)年～2005(平 成17)年	552か月	約2152件	約47件
㋆	76		配管	1986(昭和61)年～1990 (平成2)年	55か月	約181件	約40件

(別紙6)

別表1 日本における石綿の輸入量

(単位 トン)

西暦	年号	輸入量
1930	S 5	11,348
1931	6	11,581
1932	7	10,843
1933	8	16,154
1934	9	22,710
1935	10	23,519
1936	11	28,484
1937	12	43,796
1938	13	29,901
1939	14	44,146
1940	15	31,361
1941	16	18,000
1942	17	0
1943	18	0
1944	19	0
1945	20	0
1946	21	0
1947	22	0
1948	23	0
1949	24	1,205
1950	25	6,639
1951	26	20,808
1952	27	13,352
1953	28	18,905
1954	29	20,281
1955	30	20,400
1956	31	33,388
1957	32	49,464
1958	33	37,738
1959	34	53,684
1960	35	77,056
1961	36	114,815
1962	37	96,674
1963	38	115,492
1964	39	143,969
1965	40	133,522
1966	41	146,294
1967	42	188,741
1968	43	199,415
1969	44	237,171
1970	45	298,253
1971	46	273,757
1972	47	278,582
1973	48	341,540
1974	49	352,110
1975	50	253,097

(単位 トン)

西暦	年号	輸入量
1976	S 51	325,346
1977	52	300,636
1978	53	234,901
1979	54	291,531
1980	55	305,408
1981	56	237,963
1982	57	229,125
1983	58	237,413
1984	59	239,747
1985	60	261,648
1986	61	255,732
1987	62	277,238
1988	63	320,393
1989	H 1	295,168
1990	2	287,659
1991	3	272,088
1992	4	242,274
1993	5	209,846
1994	6	199,836
1995	7	191,475
1996	8	177,869
1997	9	176,021
1998	10	120,813
1999	11	117,143
2000	12	98,595
2001	13	79,463
2002	14	43,390
2003	15	24,653
2004	16	8,186
2005	17	110
2006	18	0

*日本石綿協会の資料による。

(別紙6)

別表2 統計対象石綿含有建築材料の出荷量の総計

年	製品出荷量		推定石綿 使用量(トン)
	(千㎡)	(トン)	
昭和46年 (1971)	123,678	1,229,826	190,933
昭和47年 (1972)	137,528	1,321,029	208,618
昭和48年 (1973)	176,208	1,724,671	270,475
昭和49年 (1974)	137,293	1,350,705	212,273
昭和50年 (1975)	119,399	1,172,095	185,194
昭和51年 (1976)	132,239	1,319,281	208,560
昭和52年 (1977)	134,801	1,351,686	212,088
昭和53年 (1978)	134,574	1,328,947	208,312
昭和54年 (1979)	152,962	1,517,406	236,550
昭和55年 (1980)	147,552	1,444,330	214,395
昭和56年 (1981)	120,729	1,251,092	167,810
昭和57年 (1982)	124,206	1,276,821	172,344
昭和58年 (1983)	121,990	1,254,728	163,471
昭和59年 (1984)	131,060	1,342,755	173,824
昭和60年 (1985)	150,255	1,494,169	185,980
昭和61年 (1986)	150,982	1,518,656	173,904
昭和62年 (1987)	167,524	1,709,219	187,892
昭和63年 (1988)	182,727	1,849,651	209,028
平成元年 (1989)	177,081	1,803,727	209,070
平成2年 (1990)	184,212	1,862,501	207,869
平成3年 (1991)	178,699	1,857,209	195,376
平成4年 (1992)	141,376	1,636,397	173,026
平成5年 (1993)	116,571	1,462,937	153,792
平成6年 (1994)	109,998	1,431,246	151,581
平成7年 (1995)	108,629	1,463,480	141,929
平成8年 (1996)	107,316	1,465,438	142,599
平成9年 (1997)	97,802	1,343,287	131,082
平成10年 (1998)	75,272	1,042,259	91,821
平成11年 (1999)	71,462	1,005,021	87,991
平成12年 (2000)	59,971	898,780	80,589
平成13年 (2001)	41,593	689,931	64,279
合計	4,015,689	43,419,282	5,412,655

注) 表は、石綿関連業界の統計を基に算出したもので、
日本全体で出荷された石綿含有建築材料すべてを
網羅したものではない。

(別紙6)

別表 3

吹付け材の石綿の種類、使用時期及び含有率

	石綿の種類	石綿使用時期	石綿含有率(%)
吹付け石綿	クリソタイル, アモサイト クロシドライト	～昭和 50 年	60～70
石綿含有吹付けロックウール(乾式)	クリソタイル	～昭和 55 年	30 以下
石綿含有吹付けロックウール(湿式)	クリソタイル	～昭和 63 年	5 以下
石綿含有ひる石吹付け	不明	～昭和 63 年	25 以下
石綿含有パーライト吹付け	クリソタイル	～平成元年	1～10

注 1) 石綿含有率は質量%で示す。

注 2) 石綿含有吹付けロックウール(乾式)の石綿含有率は、昭和 51 年以降は 5 % 以下である。

注 3) 石綿含有吹付けロックウール(乾式)は、一社のみが昭和 62 年まで使用していた。

注 4) 石綿含有吹付けロックウール(湿式)は、一社のみが平成元年まで使用していた。

注 5) 石綿含有ひる石吹付けの石綿含有率は、昭和 52 年以降は 5 % 以下である。

別表 4 吹付け石綿の施工量 (t)

年	施工量	年	施工量
昭和30年	255	昭和40年	3,675
昭和31年	445	昭和41年	4,429
昭和32年	521	昭和42年	6,453
昭和33年	462	昭和43年	7,923
昭和34年	875	昭和44年	10,143
昭和35年	1,514	昭和45年	11,707
昭和36年	2,488	昭和46年	19,196
昭和37年	2,488	昭和47年	20,987
昭和38年	3,081	昭和48年	17,131
昭和39年	3,986	昭和49年	9,617
		合 計	127,376

注 1) 平成 7 年度環境庁委託業務結果報告書「構築物の解体・撤去等に保わるアスベスト飛散防止対策について」から引用。

注 2) 昭和 30～45 年は推定値。

注 3) 合計は昭和 30～49 年の値。

別表 5

吹付けロックウール(乾式)の施工面積(千㎡)

年	吸音断熱用	耐火被覆用
昭和43年	1,413	663
昭和44年	1,813	1,159
昭和45年	2,588	2,177
昭和46年	4,075	2,798
昭和47年	5,451	4,540
昭和48年	2,837	4,564
昭和49年	2,999	4,548
昭和50年	3,460	4,691
昭和51年	4,031	6,236
昭和52年	3,949	7,003
昭和53年	3,671	7,787
昭和54年	3,921	8,979
合 計	40,208	55,145

注 1) ロックウール工業会調べ。

注 2) 石綿を含まない製品の値を含む。

注 3) 合計は昭和 43～54 年の値。

注 4) 1 社のごく一部の製品は昭和 62 年まで石綿を含む。

別表 6 保温材、断熱材及び耐火被覆板の石綿の種類、使用時期及び含有率

	石綿の種類	石綿使用時期	石綿含有率(%)
石綿含有保温材	石綿保温材	クリソタイル, アモサイト	～昭和 55 年
	けいそう土保温材	アモサイト	～昭和 49 年
	パーライト保温材	アモサイト	～昭和 55 年
	けい酸カルシウム保温材	クリソタイル, アモサイト	～昭和 55 年
	水練り保温材	クリソタイル, アモサイト	～昭和 63 年
石綿含有断熱材	屋根折版用断熱材	クリソタイル	～昭和 57 年
		クロシドライト	～昭和 45 年
	煙突断熱材	アモサイト	～昭和 62 年
石綿含有耐火被覆板	耐火被覆板	クリソタイル, アモサイト クロシドライト	～昭和 58 年
	けい酸カルシウム板第二種	クリソタイル, アモサイト	～平成 3 年

注) 石綿含有率は質量%で示しており、製造メーカー及び製品によって異なっているので範囲で示した。

(別紙6)

別表 7

成形板の石綿含有率 (質量%)

年	石綿含有 スレート波板	石綿含有 スレートボード	石綿含有 けい酸カルシウム板第一種	石綿含有 押出成形セメント板	石綿含有 バルブセメント板	石綿含有 スラグせつこう板	石綿含有 サイディング	住宅屋根用化粧スレート	石綿含有 吸音天井板	石綿含有 ロックウール	せつこうボード		石綿含有 セメント円筒	石綿含有 フリースアクセスフロア	石綿含有 ビニル床タイル
											原紙部	基材部			
昭和46年	15	20	25	12	—	—	15	15	4	1	—	—	15	15-25	4-15
昭和47年	15	20	25	12	—	—	15	15	4	1	—	—	15	15-25	4-15
昭和48年	15	20	25	12	—	—	15	15	4	1	—	—	15	15-25	4-15
昭和49年	15	20	25	12	—	—	15	15	4	1	—	—	15	15-25	4-15
昭和50年	15	20	25	12	—	—	15	15	4	1	—	—	15	15-25	4-15
昭和51年	15	20	25	12	—	—	15	15	4	1	—	—	15	15-25	4-15
昭和52年	15	20	25	12	—	—	15	15	4	1	4.5	—	15	15-25	4-15
昭和53年	15	20	25	12	—	—	15	15	4	1	4.5	—	15	15-25	4-15
昭和54年	15	20	25	12	—	—	15	15	4	1	4.5	—	15	15-25	4-15
昭和55年	15	18	20	12	—	—	10	15	4	1	4.5	—	15	15-25	4-15
昭和56年	12	18	20	12	—	5	10	12	4	1	4.5	—	15	15-25	4-15
昭和57年	12	18	20	12	—	5	10	12	4	1	4.5	—	15	15-25	4-15
昭和58年	12	15	20	12	—	5	10	12	4	1	4.5	—	15	15-25	4-15
昭和59年	12	15	20	12	—	5	10	12	4	1	4.5	—	15	15-25	4-15
昭和60年	12	15	20	12	5	5	10	12	4	1	4.5	—	15	15-25	4-15
昭和61年	12	15	15	12	5	5	5	12	4	1	4.5	—	15	15-25	4-15
昭和62年	12	12	15	12	5	5	5	12	4	—	—	—	15	15-25	4-15
昭和63年	12	12	15	12	5	5	5	12	—	—	—	—	15	15-25	—
平成元年	12	12	15	12	5	5	5	12	—	—	—	—	15	—	—
平成 2年	12	12	10	12	5	5	5	12	—	—	—	—	15	—	—
平成 3年	10	10	10	12	5	5	5	12	—	—	—	—	15	—	—
平成 4年	10	10	10	12	5	5	5	12	—	—	—	—	15	—	—
平成 5年	10	10	5	12	5	5	5	12	—	—	—	—	15	—	—
平成 6年	10	10	5	12	5	5	5	12	—	—	—	—	15	—	—
平成 7年	10	10	5	12	5	5	5	10	—	—	—	—	15	—	—
平成 8年	10	10	5	12	5	5	5	10	—	—	—	—	15	—	—
平成 9年	10	10	5	12	5	5	5	10	—	—	—	—	15	—	—
平成10年	10	10	5	12	5	5	5	8	—	—	—	—	15	—	—
平成11年	10	10	5	12	5	5	5	8	—	—	—	—	15	—	—
平成12年	10	10	5	12	5	5	5	8	—	—	—	—	15	—	—
平成13年	10	10	5	12	5	5	5	8	—	—	—	—	15	—	—

注 1) 石綿含有けい酸カルシウム板第一種は、平成5年以降はアモサイト石綿を使用していない。

注 2) サイディングは、製造工場により石綿製品と無石綿製品がある。

注 3) 石綿含有ロックウール吸音天井板は、昭和62年以降はクリソタイル石綿を使用していない。また、昭和61年以前のもので、石綿入りのものと石綿なしのものがある。

注 4) 石綿含有ビニル床タイルは、主要メーカー(3社)のみの調査結果である。

(別紙6)

別表 8

石綿含有建築材料（成形板）の出荷量（千㎡）

年	石綿含有 スレート波板	石綿含有 スレートボード	石綿含有 けい酸カルシウム板 第一種	石綿含有 押出成形セメント板	石綿含有 パルプセメント板	石綿含有 スラグせつこう板	石綿含有 サイディング	石綿含有 住宅屋根用化粧 スレート	石綿含有 ロックウール吸音 天井板
昭和46年	73,323	31,580	1,424	30	—	—	70	5,700	12,040
昭和47年	71,449	38,204	3,213	50	—	—	1,100	8,500	15,000
昭和48年	88,280	50,342	4,604	80	—	—	2,900	12,200	17,800
昭和49年	64,575	39,794	4,620	130	—	—	2,200	11,900	14,070
昭和50年	53,121	34,890	6,662	200	—	—	1,700	10,900	11,880
昭和51年	56,478	37,717	9,959	300	—	—	1,900	13,700	12,185
昭和52年	59,342	34,302	10,616	400	—	—	2,700	13,900	13,540
昭和53年	53,004	35,521	11,981	500	—	—	3,500	15,100	14,960
昭和54年	60,725	36,813	14,397	620	—	—	5,200	18,600	16,600
昭和55年	56,879	35,506	16,126	750	—	—	4,500	17,000	16,790
昭和56年	49,752	33,458	15,645	900	—	874	5,000	15,100	16,310
昭和57年	46,789	34,920	18,465	1,050	—	582	5,700	16,700	12,500
昭和58年	41,505	33,458	20,276	1,150	—	501	6,800	18,300	10,210
昭和59年	44,856	32,728	22,919	1,350	—	1,707	7,600	19,900	9,880
昭和60年	44,591	32,799	24,240	1,600	7,882	8,563	8,880	21,700	10,210
昭和61年	37,111	32,762	24,941	1,850	8,026	9,692	11,000	25,600	7,730
昭和62年	34,593	36,922	27,153	2,400	7,742	11,314	14,700	32,700	5,060
昭和63年	36,335	41,473	32,036	2,700	8,614	13,569	9,400	38,600	—
平成元年	36,164	41,524	33,830	3,100	4,641	14,122	5,200	38,500	—
平成 2年	34,830	46,676	38,772	3,550	5,871	11,313	4,200	39,000	—
平成 3年	37,880	41,132	40,244	3,750	5,234	11,959	2,500	36,000	—
平成 4年	31,088	29,152	19,988	4,020	4,903	14,425	2,400	35,400	—
平成 5年	23,777	24,489	5,356	3,610	5,318	16,321	2,300	35,400	—
平成 6年	19,461	21,505	3,961	3,150	3,716	16,005	3,500	38,700	—
平成 7年	18,233	20,256	4,109	3,380	3,255	14,996	2,300	42,100	—
平成 8年	17,470	19,218	4,339	3,700	3,366	15,523	1,700	42,000	—
平成 9年	16,574	17,597	3,286	3,780	3,145	15,120	1,500	36,800	—
平成10年	13,662	12,776	2,996	3,180	2,236	12,422	—	28,000	—
平成11年	12,769	10,728	2,785	2,920	1,951	12,109	—	28,200	—
平成12年	10,179	10,786	912	3,200	1,594	8,200	—	25,100	—
平成13年	8,887	8,845	157	2,900	229	1,575	—	19,000	—
合計	1,253,682	957,873	430,012	60,300	77,723	210,892	120,450	760,300	216,765

注1) 石綿含有スレート波板、石綿含有スレートボード及び石綿含有けい酸カルシウム板第一種は、せんい強化セメント板協会調べ。石綿含有押出成形セメント板は、ECP協会調べ。石綿含有パルプセメント板及び石綿含有スラグせつこう板は、セメントファイバーボード工業組合調べ。石綿含有サイディング及び石綿含有住宅屋根用化粧スレートは、(社)日本石綿協会調べ。石綿含有ロックウール吸音天井板は、ロックウール工業会調べ。

注2) 石綿含有スレートボードは、石綿含有パルプセメント板、石綿含有スラグせつこう板厚さを3mmに換算した値。

注3) 石綿含有けい酸カルシウム板第一種は、厚さを6mmに換算した値。

注4) 石綿含有サイディングは、平成10年度以降は石綿含有製品としての出荷量は不明。

(別紙6)

別表9 電動工具出荷量

	電気グラ イ ンダ(A)	電気ドリル (B)	電気サン ダ(電気ポ リシャを含 む)(C)	電気のコ ギリ(D)	(A)+(B) +(D)	(A)~(D) 合計
昭和35年	66,881	141,571	30,001	1,542	209,994	239,995
昭和36年	87,227	263,487	43,383	4,088	354,802	398,185
昭和37年	131,392	216,327	26,312	15,031	362,750	389,062
昭和38年	146,375	237,103	29,262	26,663	410,141	439,403
昭和39年	203,491	281,989	32,203	47,985	533,465	565,668
昭和40年	200,468	239,806	34,695	49,648	489,922	524,617
昭和41年	270,891	307,081	47,013	89,661	667,633	714,646
昭和42年	354,090	373,167	56,302	161,084	888,341	944,643
昭和43年	441,514	481,601	72,638	276,490	1,199,605	1,272,243
昭和44年	518,413	559,022	86,098	344,258	1,421,693	1,507,791
昭和45年	581,357	660,614	91,974	399,476	1,641,447	1,733,421
昭和46年	454,354	566,562	86,202	376,869	1,397,785	1,483,987
昭和47年	542,566	733,334	104,989	469,768	1,745,668	1,850,657
昭和48年	723,570	984,538	133,145	672,840	2,380,948	2,514,093
昭和49年	650,436	814,914	137,731	615,319	2,080,669	2,218,400
昭和50年	535,029	720,072	147,254	638,904	1,894,005	2,041,259
昭和51年	815,738	1,021,335	224,080	878,697	2,715,770	2,939,850
昭和52年	1,152,415	1,296,262	287,010	1,010,826	3,459,503	3,746,513
昭和53年	1,358,011	1,415,630	336,470	1,166,436	3,940,077	4,276,547
昭和54年	1,548,820	1,757,107	387,333	1,450,135	4,756,062	5,143,395
昭和55年	1,756,227	2,090,307	494,711	1,637,094	5,483,628	5,978,339
昭和56年	1,823,653	2,215,781	541,081	1,441,869	5,481,303	6,022,384
昭和57年	1,931,454	2,349,135	667,123	1,466,309	5,746,898	6,414,021
昭和58年	1,964,429	2,585,534	711,455	1,639,439	6,189,402	6,900,857
昭和59年	1,978,183	2,388,913	955,529	1,926,473	6,293,569	7,249,098
昭和60年	1,856,747	2,332,569	870,229	1,969,876	6,159,192	7,029,421
昭和61年	1,777,497	2,105,343	1,019,029	1,999,944	5,882,784	6,901,813
昭和62年	1,861,029	2,044,656	763,972	2,089,941	5,995,626	6,759,598
昭和63年	2,254,112	2,388,243	732,442	2,076,336	6,718,691	7,451,133
平成1年	2,465,887	2,341,434	834,702	2,192,438	6,999,759	7,834,461
平成2年	2,711,915	2,210,462	864,893	2,143,608	7,065,985	7,930,878
平成3年	2,897,722	2,525,255	919,348	2,192,749	7,615,726	8,535,074
平成4年	2,731,619	2,577,697	975,245	2,273,394	7,582,710	8,557,955
平成5年	2,024,211	2,251,185	774,909	1,502,858	5,778,254	6,553,163
平成6年	2,114,905	2,472,041		1,630,863	6,217,809	
平成7年	1,920,516	2,204,699		1,492,662	5,617,877	
平成8年	1,935,413	2,143,729		1,439,233	5,518,375	
平成9年	1,688,726	2,100,577		1,385,569	5,174,872	
平成10年	1,351,140	1,862,225		1,138,730	4,352,095	
平成11年	1,133,228	1,699,022		1,158,377	3,990,627	
平成12年	1,196,965	1,670,114		1,123,833	3,990,912	
平成13年	1,051,963	1,442,170		967,816	3,461,949	

(別紙6)

別表10

昭和45年度から平成16年度までにおける主要産業別の労働者人口、じん肺症又はじん肺症及びじん肺合併症(じん肺症等)の発生件数

年度	製造業労働者数 じん肺症(昭和53年度以前)又は じん肺症及びじん肺合併症(昭和54年 度以降)発生件数	製造業労働者数 (窯業・土石製品製造業のみ) じん肺症(昭和53年度以前)又は じん肺症及びじん肺合併症(昭和54年 度以降)発生件数	鉱業労働者数 じん肺症(昭和53年度以前)又は じん肺症及びじん肺合併症(昭和54年 度以降)発生件数	建設業労働者数 じん肺症(昭和53年度以前)又は じん肺症及びじん肺合併症(昭和54年 度以降)発生件数
昭和 45 年度	10,509,900 298	494,400 197	190,200 419	2,375,800 77
昭和 46 年度	10,016,300 372	442,800 227	161,800 453	2,638,200 103
昭和 47 年度	10,293,500 374	504,200 252	148,400 317	2,764,100 124
昭和 48 年度	10,593,500 399	502,000 237	132,800 655	2,968,800 190
昭和 49 年度	10,304,200 527	494,500 350	127,100 547	3,079,100 216
昭和 50 年度	9,984,000 583	471,000 359	108,900 678	2,246,100 282
昭和 51 年度	9,937,800 626	502,600 402	116,400 705	2,321,500 411
昭和 52 年度	9,789,600 629	494,900 417	102,400 884	2,362,200 516
昭和 53 年度	9,700,200 449	465,900 266	106,500 679	2,524,600 382
昭和 54 年度	9,742,600 765	505,100 482	99,500 1,231	2,759,700 484
昭和 55 年度	9,851,600 633	504,600 423	98,200 1,175	2,672,300 546
昭和 56 年度	9,841,100 606	477,600 402	94,900 1,020	2,798,600 596
昭和 57 年度	9,968,800 579	439,300 350	86,100 949	2,732,000 732
昭和 58 年度	9,941,900 554	440,100 323	94,600 847	2,664,100 744
昭和 59 年度	10,066,200 469	425,900 296	77,000 563	2,590,300 518
昭和 60 年度	10,196,800 390	421,600 276	74,900 557	2,525,000 418
昭和 61 年度	10,312,300 420	447,300 235	77,400 579	2,601,000 451
昭和 62 年度	10,306,700 359	466,300 214	73,000 591	2,518,500 445
昭和 63 年度	10,476,800 332	462,400 206	61,300 599	2,757,200 362

年度	製造業労働者数 じん肺症(昭和53年度以前)又は じん肺症及びじん肺合併症(昭和54年 度以降)発生件数	製造業労働者数 (業業・土石製品製造業のみ) じん肺症(昭和53年度以前)又は じん肺症及びじん肺合併症(昭和54年 度以降)発生件数	鉱業労働者数 じん肺症(昭和53年度以前)又は じん肺症及びじん肺合併症(昭和54年 度以降)発生件数	建設業労働者数 じん肺症(昭和53年度以前)又は じん肺症及びじん肺合併症(昭和54年 度以降)発生件数
平成 1 年度	11,522,900 300	505,000 168	74,400 496	3,337,700 374
平成 2 年度	11,654,200 289	524,300 163	74,500 484	3,577,500 317
平成 3 年度	11,225,800 289	456,800 158	63,800 446	3,519,500 394
平成 4 年度	11,087,000 246	470,400 136	64,400 414	3,769,700 344
平成 5 年度	10,895,400 272	447,600 149	66,300 494	3,991,700 481
平成 6 年度	10,746,200 308	416,000 164	64,500 451	4,133,400 558
平成 7 年度	10,658,200 326	425,500 152	62,200 541	4,387,500 604
平成 8 年度	10,651,500 314	431,900 168	61,200 504	4,453,600 586
平成 9 年度	10,364,600 323	420,300 180	46,700 437	3,884,800 425
平成 10 年度	10,186,400 343	409,100 190	45,900 467	3,919,700 452
平成 11 年度	10,037,100 319	398,100 184	44,200 462	3,982,800 377
平成 12 年度	9,642,400 289	369,300 166	40,100 364	4,058,900 313
平成 13 年度	9,374,100 262	367,300 159	47,000 353	3,972,900 334
平成 14 年度	8,512,600 244	309,000 138	35,000 345	3,070,000 253
平成 15 年度	8,531,100 249	301,800 140	32,600 313	3,069,800 241

※ 本表は、産業別労働者人口については各年度の「雇用動向調査報告」より、産業別じん肺症又はじん肺症及びじん肺合併症の発生件数については各年度の「業務上疾病発生状況(業種別・疾病別)」より算出したものである。

別表10 平成17年度から平成26年度までににおける主要産業別の労働者人口、アスベスト関連疾患発生件数

製造業労働者人口	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
肺がん	8,594,800	8,712,900	8,814,600	8,893,000	8,288,900	8,288,900	8,113,000	8,054,900	7,990,600	7,990,000
中皮腫	109	547	239	259	228	168	172	148	144	145
石綿肺	246	748	229	283	262	220	214	261	211	198
良性石綿胸水				4	4	1	36	28	37	20
びまん性胸膜肥厚				12	8	14	19	24	20	15
アスベスト関連疾患 (累計)	355	1,295	468	8	10	16	20	16	17	15
製造業労働者人口 (窯業・土石製品製造業のみ)	288,400	289,200	295,000	260,600	242,700	246,900	250,300	255,500	251,400	250,000
肺がん				39	44	34	27	23	24	19
中皮腫				35	26	23	22	32	21	22
石綿肺				3	3	0	14	4	14	6
良性石綿胸水				2	1	1	4	5	2	3
びまん性胸膜肥厚				2	5	4	4	4	3	1
アスベスト関連疾患 (累計)			74	81	79	62	71	68	64	51
鉱山労働者人口	33,000	30,700	30,300	23,800	23,300	22,600	20,600	21,100	23,200	22,500
肺がん	0	0	3	0	0	0	0	2	0	1
中皮腫	0	0	2	1	2	3	0	1	0	1
石綿肺				0	0	0	0	0	0	0
良性石綿胸水				0	0	0	0	0	0	0
びまん性胸膜肥厚				0	0	0	0	0	0	0
アスベスト関連疾患 (累計)	0	0	5	1	2	3	0	3	0	2
建設業労働者人口	3,041,100	3,072,100	3,146,400	2,538,800	2,558,200	2,568,400	2,583,500	2,540,900	2,669,100	2,789,100
肺がん	86	426	260	259	266	251	206	243	217	219
中皮腫	213	679	258	266	272	232	294	331	277	282
石綿肺				4	0	4	33	40	39	50
良性石綿胸水				16	12	18	18	19	19	13
びまん性胸膜肥厚				17	21	13	27	20	30	29
アスベスト関連疾患 (累計)	299	1,105	518	562	571	518	578	653	582	593

※ 本表は、産業別労働者人口については各年度の「雇用動向調査報告」より、産業別アスベスト関連疾患発生件数については各年度の「石綿による労災保険給付などの請求・決定状況まとめ」より算出したものである。

(別紙6)

別表11 窯業・土石製品製造業及び建設業の石綿関連疾患発生率

石綿肺							
窯業・土石製品製造業				建設業			
発生件数	労働者人口	発生率		発生件数	労働者人口	発生率	
平成20年度	3 平成10年度 420,300	0.0714		平成20年度	4 平成10年度 3,884,800	0.0103	
平成21年度	3 平成11年度 409,100	0.0733		平成21年度	0 平成11年度 3,919,700	0.0000	
平成22年度	0 平成12年度 398,100	0.0000		平成22年度	4 平成12年度 3,982,800	0.0100	
平成23年度	14 平成13年度 369,300	0.3791		平成23年度	33 平成13年度 4,058,900	0.0813	
平成24年度	4 平成14年度 367,300	0.1089		平成24年度	40 平成14年度 3,972,900	0.1007	
平成25年度	14 平成15年度 309,000	0.4531		平成25年度	39 平成15年度 3,070,000	0.1270	
平成26年度	6 平成16年度 301,800	0.1988		平成26年度	50 平成16年度 3,069,800	0.1629	
発生率平均値		0.1835		発生率平均値		0.0703	

肺がん							
窯業・土石製品製造業				建設業			
発生件数	労働者人口	発生率		発生件数	労働者人口	発生率	
				平成17年度	86 昭和50年度 2,246,100	0.3829	
				平成18年度	426 昭和51年度 2,321,500	1.8350	
平成19年度	50 昭和52年度 494,900	1.0103		平成19年度	260 昭和52年度 2,362,200	1.1007	
平成20年度	39 昭和53年度 465,900	0.8371		平成20年度	259 昭和53年度 2,524,600	1.0259	
平成21年度	44 昭和54年度 505,100	0.8711		平成21年度	266 昭和54年度 2,759,700	0.9639	
平成22年度	34 昭和55年度 504,600	0.6738		平成22年度	251 昭和55年度 2,672,300	0.9393	
平成23年度	27 昭和56年度 477,600	0.5653		平成23年度	206 昭和56年度 2,798,600	0.7361	
平成24年度	23 昭和57年度 439,300	0.5236		平成24年度	243 昭和57年度 2,732,000	0.8895	
平成25年度	24 昭和58年度 440,100	0.5453		平成25年度	217 昭和58年度 2,664,100	0.8145	
平成26年度	19 昭和59年度 425,900	0.4461		平成26年度	219 昭和59年度 2,590,300	0.8455	
発生率平均値		0.6841		発生率平均値		0.9533	
				発生率平均値(平成19～26年度)		0.9144	

中皮腫							
窯業・土石製品製造業				建設業			
発生件数	労働者人口	発生率		発生件数	労働者人口	発生率	
				平成17年度	213 昭和40年度 2,375,800	0.8965	
				平成18年度	679 昭和41年度 2,375,800	2.8580	
平成19年度	24 昭和42年度 494,400	0.4854		平成19年度	258 昭和42年度 2,375,800	1.0859	
平成20年度	35 昭和43年度 494,400	0.7079		平成20年度	266 昭和43年度 2,375,800	1.1196	
平成21年度	26 昭和44年度 494,400	0.5259		平成21年度	272 昭和44年度 2,375,800	1.1449	
平成22年度	23 昭和45年度 494,400	0.4652		平成22年度	232 昭和45年度 2,375,800	0.9765	
平成23年度	22 昭和46年度 442,800	0.4968		平成23年度	294 昭和46年度 2,638,200	1.1144	
平成24年度	32 昭和47年度 504,200	0.6347		平成24年度	331 昭和47年度 2,764,100	1.1975	
平成25年度	21 昭和48年度 502,000	0.4183		平成25年度	277 昭和48年度 2,968,800	0.9330	
平成26年度	22 昭和49年度 494,500	0.4449		平成26年度	282 昭和49年度 3,079,100	0.9159	
発生率平均値		0.5224		発生率平均値		1.2242	
				発生率平均値(平成19～26年度)		1.0610	

注) 昭和44年度以前の労働力人口は昭和45年度と同数であると仮定した。

(別紙7)

別表1 吹付けロックウールのマーケットシェア

昭和	資料記載 の会社名	日本ア スベスト	朝日石 綿工 業・浅 野ス レート	日本セ メント	新日本 製鉄化 学	日東紡 績	日本ハ ルカー工 業	ノザワ	その他	合計	証拠
	被控訴人	ニチア ス	A&A マテリ アル	太平洋 セメン ト	新日鉄 住金化 学	日東紡 績	日本ハ ルカー工 業	ノザワ			
46	月間施工 推定 (トン/月)	150	150	150	450	400		50	150	1,500	甲C76・ 300頁
	シェア	10.0%	10.0%	10.0%	30.0%	26.7%		3.3%	10.0%	100%	
49	施工量 (推定) (千㎡)	1,900	1,300	1,300	1,300	800			400	7,000	甲C67・ 72頁
	シェア	27%	19%	19%	19%	11%			6%	100%	
51	施工量 (推定) (千㎡)	2,100	2,000	1,700	1,300	1,000			2,200	10,300	甲C62の 2・108頁
	シェア	20.4%	19.4%	16.5%	12.6%	9.7%			21.4%	100%	
52	施工実績 推定 (千㎡)	1,637	1,432	1,705	273	682	614	477	—	6,820	甲C77・ 119頁
	シェア	24.0%	21.0%	25.0%	4.0%	10.0%	9.0%	7.0%	—	100.0%	
53	施工量 (推定) (千㎡)	2,200	2,200	1,800	1,400	1,100			2,300	11,000	甲C51の 2・126頁
	シェア	20.0%	20.0%	16.4%	12.7%	10.0%			20.9%	100.0%	

注)昭和46年のシェアは資料記載の各社の月間施工と合計との比率から算定した。

注)昭和52年は、甲C77・119頁「各社別施工実績推定(52年度)」の「吹付けロック(乾)」欄による。

(別紙7)

別表2-1 ⑮フレキシブルボード、⑯平板

昭和	資料記載の会社名		朝日石綿工業	浅野スレート	左記2社小計	野沢石綿セメント	三好石綿工業	全体	証拠
	被控訴人		エーアンドエーマテリアル			ノザワ	MMK		
43	フレキシブルボード	生産量 (千枚/年)	1,240	1,420	6,950	2,400		12,480	甲C56
	平板	生産量 (千枚/年)	2,140	2,150					
	シェア				55.7%	19.2%		100.0%	
43	フレキシブルボード	生産枚数 (千枚/年)	1,240	1,420	6,950	2,760	不明	4,200	甲C61
	平板	生産枚数 (千枚/年)	2,140	2,150				13,500	
	シェア				39.3%	15.6%		100.0%	
44	フレキシブルボード	生産枚数 (千枚/年)	1,430	1,500	7,180	3,000	不明	5,400	
	平板	生産枚数 (千枚/年)	2,080	2,170				14,600	
	シェア				35.9%	15.0%		100.0%	
45	フレキシブルボード	生産枚数 (千枚/年)	1,800	2,180	9,810	3,200	2,760	7,500	
	平板	生産枚数 (千枚/年)	2,830	3,000				11,920	
	シェア				50.5%	16.5%	14.2%	100.0%	

(別紙7)

別表2-2 石綿含有スレートボード(けい酸カルシウム板等含む)

昭和	資料記載の会社名 被控訴人	朝日石綿工業	浅野スレート	左記2社小計	三菱セメント建材	ノザワ	宇部スレート	久保田鉄工	その他	合計	証拠
49	出荷量(千枚/年) シェア	7,000	5,500	12,500	4,500	3,500	3,000		14,385	37,885	甲C67 の2・48 頁
				33.0%	11.9%	9.2%	7.9%		38.0%	100.0%	
	(注)けい酸カルシウム板を含む										
51	出荷量(千枚/年) シェア	8,300	6,000	14,300	5,000	2,000	800		17,031	39,131	甲C62 の3・48 頁
				36.5%	12.8%	5.1%	2.0%		43.5%	100.0%	
	(注)けい酸カルシウム板を含む										
53	出荷量(千枚/年) シェア	7,000	4,800	11,800	4,200	1,900	500	7,000	10,700	36,100	甲C51 の1・44 頁
				32.7%	11.6%	5.3%	1.4%	19.4%	29.6%	100.0%	
	(注)けい酸カルシウム板, ドライ製品等含む										

(別紙7)

別表2-3 石綿含有スレートボード(けい酸カルシウム板含まず)

昭和	資料記載の会社名	朝日石綿工業	浅野スレート	左記2社小計	三菱セメント建材	ノザワ	宇部スレート	久保田鉄工	その他	合計	証拠
	被控訴人	エーアンドエーマテリアル			MMK	ノザワ	ウベボード	クボタ			
49	出荷量 (千枚/年)	5,200	4,800	10,000	3,500					29,685	甲C67 の2
	シェア	33.7%			11.8%					100.0%	
51	出荷量 (千枚/年)	6,700	5,500	12,200	4,200					30,631	甲C62 の3
	シェア	39.8%			13.7%					100.0%	
53	出荷量 (千枚/年)	5,050	4,200	9,250	3,000			6,400		25,950	甲C51 の1
	シェア	35.6%			11.6%			24.7%		100.0%	
(注)ドライ製品等含む											

別表3 石綿含有けい酸カルシウム板第1種のマーケットシェア

石綿セメントけい酸カルシウム板 主要メーカー出荷量推定

資料記載会社名	日本アスベスト	朝日石綿工業	浅野スレート	左記2社小計	三菱セメント建材	大建工業	久保田鉄工	その他	合計	証拠
被控訴人	ニチアス	エーアンドエー	マテリアル		MMK	大建工業	クボタ			
昭和49年	千枚 3,000 36.6%	1,800	700	2,500 30.5%	1,000 12.2%	1,000 12.2%		700 8.5%	8,200 100.0%	甲C67の 2・50頁
昭和51年	千枚 3,000 35.3%	1,600	500	2,100 24.7%	800 9.4%	800 9.4%		1,800 21.2%	8,500 100.0%	甲C62の 3・50頁
昭和53年	千枚 3,300 32.5%	1,950	600	2,550 25.1%	1,200 11.8%		600 5.9%	2,500 24.6%	10,150 100.0%	甲C51の 1・47頁

(注)出荷量

石綿セメントけい酸カルシウム板 メーカー別生産動向(原板)

資料記載会社名	日本アスベスト	朝日石綿工業	浅野スレート	左記2社小計	三菱セメント建材	神島化学工業	フネンカ工業	山王石綿	日光化成	合計	証拠
被控訴人	ニチアス	エーアンドエー	マテリアル		MMK	大建工業					
昭和52年	枚/月 千枚/年 2,880 29.1%	220,000 2,640	40,000 480	260,000 3,120 31.5%	110,000 1,320 13.3%	150,000 1,800 18.2%	37,000 444 4.5%	20,000 240 2.4%	8,000 96 1.0%	825,000 9,900 100.0%	甲C77・ 48頁
昭和53年	枚/月 千枚/年 3,024 29.2%	230,000 2,760	42,000 504	272,000 3,264 31.5%	115,000 1,380 13.3%	157,000 1,884 18.2%	37,000 444 4.3%	21,000 252 2.4%	9,000 108 1.0%	863,000 10,356 100.0%	

(注)生産数量

けい酸カルシウム板 企業別シェア推移

資料記載会社名	日本アスベスト	朝日石綿工業	浅野スレート	左記2社小計	三菱セメント建材	久保田鉄工	その他	合計	証拠
被控訴人	ニチアス	エーアンドエー	マテリアル		MMK	クボタ			
昭和54年	千㎡ シェア 3,500 30.4%	2,100	650	2,750 23.9%	1,100 9.6%	700 6.1%	3,450 30.0%	11,500 100.0%	甲C80・ 35頁
昭和55年	千㎡ シェア 2,950 30.6%	1,700	550	2,250 23.3%	950 9.8%	650 6.7%	2,850 29.5%	9,650 100.0%	
昭和56年 (見込)	千㎡ シェア 3,000 30.3%	1,800	600	2,400 24.2%	1,000 10.1%	750 7.6%	2,750 27.8%	9,900 100.0%	
(注)販売量									

(注)販売量

別表4 大工が直接取り扱う可能性のある石綿含有成形板の出荷量

単位:千㎡

	⑮～⑲石綿含有スレートボード		⑳石綿含有けい酸カルシウム板第1種		㉑石綿含有スラグせっこう板		㉒石綿含有パルプセメント板		㉓石綿含有押出成形セメント板		㉔石綿含有ロックウール吸音天井板		(㉔+㉕) /(㉔+㉕) の合計
	当年	積年	当年	積年	当年	積年	当年	積年	当年	積年	当年	積年	
昭和50年	34,890	34,890	6,662	6,662					200	200	11,880	11,880	77.5%
昭和51年	37,717	72,607	9,959	16,621					300	500	12,185	24,065	78.4%
昭和52年	34,302	106,909	10,616	27,237					400	900	13,540	37,605	77.7%
昭和53年	35,521	142,430	11,981	39,218					500	1,400	14,960	52,565	77.1%
昭和54年	36,813	179,243	14,397	53,615					620	2,020	16,600	69,165	76.6%
昭和55年	35,506	214,749	16,126	69,741					750	2,770	16,790	85,955	76.2%
昭和56年	33,458	248,207	15,645	85,386	874	874			900	3,670	16,310	102,265	75.7%
昭和57年	34,920	283,127	18,465	103,851	582	1,456			1,050	4,720	12,500	114,765	76.2%
昭和58年	33,458	316,585	20,276	124,127	501	1,957			1,150	5,870	10,210	124,975	76.8%
昭和59年	32,728	349,313	22,919	147,046	1,707	3,664			1,350	7,220	9,880	134,855	77.3%
昭和60年	32,799	382,112	24,240	171,286	8,563	12,227	7,882	7,882	1,600	8,820	10,210	145,065	76.1%
昭和61年	32,762	414,874	24,941	196,227	9,692	21,919	8,026	15,908	1,850	10,670	7,730	152,795	75.2%
昭和62年	36,922	451,796	27,153	223,380	11,314	33,233	7,742	23,650	2,400	13,070	5,060	157,855	74.8%
昭和63年	41,473	493,269	32,036	255,416	13,569	46,802	8,614	32,264	2,700	15,770		157,855	74.8%
平成1年	41,524	534,793	33,830	289,246	14,122	60,924	4,641	36,905	3,100	18,870		157,855	75.0%
平成2年	46,676	581,469	38,772	328,018	11,313	72,237	5,871	42,776	3,550	22,420		157,855	75.5%
平成3年	41,132	622,601	40,244	368,262	11,959	84,196	5,234	48,010	3,750	26,170		157,855	75.8%
平成4年	29,152	651,753	19,988	388,250	14,425	98,621	4,903	52,913	4,020	30,190		157,855	75.4%
	651,753		388,250		98,621		52,913		30,190		157,855		

(別紙7)

別表5 石綿含有スレートボード出荷量内訳 単位:枚

	⑮フレキシブル板	⑯平板	⑰軟質板	⑱軟質フレキシブル板	(⑮+⑯)/ (⑮+⑯+ ⑰+⑱)	証拠
昭和48年	16,322,266	10,298,860	3,115,224	0	89.5%	甲C58の4
昭和49年	13,223,861	8,127,132	1,614,551	370,000	91.5%	
昭和50年	11,404,247	7,044,918	1,401,125	660,000	90.0%	
昭和51年	12,256,621	7,714,178	1,344,438	790,000	90.3%	甲C58の5
昭和52年	11,328,193	6,775,584	1,065,613		94.4%	
昭和53年	11,919,873	5,696,009	935,016		95.0%	
昭和54年	12,054,589	4,577,308	867,723	1,286,166	88.5%	甲C58の6
昭和55年	11,215,101	4,662,649	694,751	1,019,019	90.3%	甲C58の7
昭和56年	11,117,000	3,887,000		1,002,000	93.7%	甲C59の2
昭和57年	11,904,000	3,345,000		1,040,000	93.6%	
昭和58年	10,318,000	2,905,000		781,000	94.4%	甲C59の3
昭和59年	10,657,000	2,878,000			100.0%	甲C59の4
昭和60年						
昭和61年	11,410,000	2,759,000	756,000	578,000	91.4%	甲C60
昭和62年	12,396,000	2,737,000	628,000	791,000	91.4%	
昭和63年	14,032,000	2,565,000	733,000	889,000	91.1%	
平成1年	13,889,000	2,313,000	773,000	1,150,000	89.4%	
平成2年	13,863,000	1,926,000	823,000	1,650,000	86.5%	
合計	168,360,377	54,740,728	8,620,541	10,976,185	91.9%	

(注)⑰, ⑱について、証拠上「その他」に含まれる年度については計上していない。
ただし、昭和48年から昭和51年までの⑱は乙ト208から補充した。